

KHKS



液化石油ガス用マイコン型流量検知式 自動ガス遮断装置基準

KHKS 0751(2022)

令和4年9月28日 改正

高圧ガス保安協会

2022

液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置基準(KHKS 0751)について

免責条項

高圧ガス保安協会は、この基準に関する第三者の知的財産権にかかわる確認について責任を負いません。この基準に関連した活動の結果発生する第三者の知的財産権の侵害に対し補償する責任は使用者にあることを認識し、この基準を使用しなければなりません。

高圧ガス保安協会は、この基準にかかわる個別の設計、製品等の承認、評価又は保証に関する質問に対しては、説明する責任を負いません。

この基準に関する質問等について

1. 技術的内容に関わる質問

この基準を使用するにあたって、規定について不都合があり改正が必要と考えられる場合、追加の規定が必要と思われる場合、又は規定の解釈に関して不明な点がある場合には、以下の方法に従って技術的質問状を提出してください。技術的質問状は、高圧ガス保安協会の公正性、公平性、公開性を原則とする技術基準策定プロセスを用いて運営される担当委員会組織により検討された後、書面にて回答されます。

1. 1 技術的質問状の作成方法

1. 1. 1 必要事項

技術的質問状には、以下の事項について明確に示してください。

a) 質問の目的

下記の中の一つを明示してください。

- 1) 現状の基準の規定の改正
- 2) 新しい規定の追加
- 3) 解釈

b) 背景の情報

高圧ガス保安協会及びその担当委員会が、質問の内容について正しく理解するために必要な情報を提供してください。また、質問の対象となっている基準の名称、発行年、該当箇所を明示してください。

c) 補足説明の必要性

技術的質問状を提出する人は、その内容に関してさらに詳細な説明をするため、又は委員会委員から受けるであろう質問に関しての説明を行うため、担当委員会の会議に出席することができます。当該説明の必要がある場合には、その旨明記してください。

1. 1. 2 書式

a) 基準の規定の改正又は追加の場合

基準の改正又は追加に関する質問を提出する場合には、下記の項目を記してください。

1) 改正又は追加の提案

改正又は追加の提案を必要とする基準の該当規定を明確にするため、該当部分のコピーに手書き等で明示するなど、できるだけわかりやすく示したものを添付してください。

2) 必要性の概要説明

改正又は追加の必要性を簡単に説明してください。

3) 必要性の背景の情報

高圧ガス保安協会及びその担当委員会が提案された改正又は追加について、十分に評価し検討できるように、その提案の根拠となる技術的なデータ等の背景情報について提供してください。

b) 解釈

解釈に関する質問を提出する場合には、下記の事項を記してください。

1) 質問

解釈を必要とする規定について明確にし、できるだけ簡潔な表現を用いて質問の提出者の当該規定に関する解釈が正しいか又は正しくないかを尋ねる形式の文章により提出してください。

2) 回答案

解釈に関する質問を提出する人が、上記1)に対する回答案がある場合には、“はい”又は“いいえ”に加えて簡単な説明又はただし書きを付した形式の回答案を付してください。

3) 必要性の背景の情報

高圧ガス保安協会及びその担当委員会が提案された解釈に関する質問について、十分に評価し検討できるように、その提案の背景を示してください。

1. 1. 3 提出形式

技術的質問状は原則ワープロ等で作成し、必要に応じて明瞭な手書きの書類等を添付してください。技術的質問状には、質問者の名前、所属先名称、住所、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを明記し、下記宛に電子メール、FAX又は郵送により送付してください。なお、提出された情報(個人情報も含む)は、高圧ガス保安協会及びその担当委員会における必要な作業を行うために利用され、原則的に一般に公開する担当委員会において公表されることがあります。また、高圧ガス保安協会及びその担当委員会から質問の内容について確認のための問い合わせを行う場合があります。

2. 技術的内容に関わる質問以外の質問

技術的内容に関わる質問以外の質問については、高圧ガス保安協会の規格担当がお答えいたしますので、電子メール、FAX又は郵送により下記宛にお問い合わせください。

3. 問い合わせ先及び技術的質問状の送付先

この基準に関するご質問は下記までお問い合わせください。また、技術的質問状については書面で下記宛にお送り下さい。

記

高圧ガス保安協会 保安技術部門
保安基準グループ 保安基準チーム 協会技術基準担当宛
〒105-8447東京都港区虎ノ門4-3-13ヒューリック神谷町ビル
E-mail: hpg@khk.or.jp
TEL: 03-3436-6103
FAX: 03-3438-4163

制定の経緯

液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（以下「マイコンメータ」という。）は、液化石油ガスの計量器としての機能だけでなく、ガスメータに内蔵されたマイクロ・コンピュータがガスの使用状況を常に監視することで、異常時にガスを遮断し、警告を表示する機能を持った保安ガスメータで、一般消費者等の液化石油ガス設備として広く利用されている。

マイコンメータの安全を確保することを目的として、昭和62年7月にⅡ型マイコンメータ、平成2年2月にL型マイコンメータ、平成5年12月にS型マイコンメータ、平成8年12月にSB型マイコンメータ、平成17年4月にE型・EB型マイコンメータ、平成19年4月にはS4型マイコンメータ、E4型マイコンメータについて、材料、構造、性能、耐久性等に関して技術上の基準及び検査の方法を定めた基準をそれぞれ制定してきたところである。

今般、これらの基準を一つの基準に統合し、第1章では家庭用マイコンメータとしてS型、E型、S4型及びE4型のマイコンメータ、第2章では業務用マイコンメータとしてSB型及びEB型のマイコンメータの技術上の基準及び検査の方法をそれぞれ定め（Ⅱ型マイコンメータ基準及びL型マイコンメータ基準は廃止。）、技術上の基準及び検査の方法の規定順序の変更、規定内容、記載方法などを見直し、マイコンメータに関する統合基準として新たに制定した。

技術委員会液化石油ガス規格委員会委員名簿

(敬称略・順不同：令和 4年 9月現在)

委員長	小川 輝繁	横浜国立大学
委員	青木 隆平	東京大学
	佐藤 研二	東邦大学
	澤 俊行	広島大学大学院
	佐々木 元	アストモスエネルギー株式会社
	村田 博司	株式会社サイサン
	菅谷 英仁	岩谷産業株式会社
	塚口 勝弘	株式会社ザ・トーカイ
	榎本 正徳	一般社団法人日本エルピーガス供給機器工業会
	中沢 直人	アズビル金門株式会社
	松原 義幸	新コスモス電機株式会社
	山ノ上 聡	富士工器株式会社
	河村真紀子	主婦連合会
	永沢裕美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	櫻井よう子	全国地域婦人団体連絡協議会
	加藤 顕	一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会

事務局 高圧ガス保安協会 保安技術部門 保安基準グループ

液化石油ガス器具等関係基準分科会委員名簿

(敬称略・順不同：令和 4年 9月現在)

主査	小川 輝繁	横浜国立大学
委員	渡邊 鉄也	埼玉大学
	内藤 真	日通商事株式会社
	橋本 泰臣	一般社団法人全国LPガス協会
	安田 誠	富士工器株式会社
	加藤 顕	一般財団法人日本エルピーガス機器検査協会

事務局 高圧ガス保安協会 保安技術部門 保安基準グループ

目 次

第 1 章 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（家庭用）基準	1
Ⅰ 総則	2
1 目的	2
2 適用範囲	2
3 マイコンメータの構成及び用語	2
Ⅱ 技術上の基準及び検査の方法	4
①共通事項	
1 材料	4
2 構造	5
3 保安機能	6
4 性能	10
5 通信	15
6 表示・取扱説明書	17
②個別事項（マイコンメータS）	19
7 構造（マイコンメータSに限る。）	19
8 保安機能（マイコンメータSに限る。）	21
③個別事項（マイコンメータE）	28
9 構造（マイコンメータEに限る。）	28
10 保安機能（マイコンメータEに限る。）	30
④個別事項（マイコンメータS4）	38
11 構造（マイコンメータS4に限る。）	38
12 保安機能（マイコンメータS4に限る。）	40
⑤個別事項（マイコンメータE4）	47
13 構造（マイコンメータE4に限る。）	47
14 保安機能（マイコンメータE4に限る。）	49

第2章 液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（業務用）基準	57
Ⅰ 総則	58
1 目的	58
2 適用範囲	58
3 マイコンメータの構成及び用語	58
Ⅱ 技術上の基準及び検査の方法	60
①共通事項	
1 材料	60
2 構造	61
3 保安機能	61
4 性能	64
5 通信	68
6 表示・取扱説明書	69
②個別事項（マイコンメータSB）	71
7 構造（マイコンメータSBに限る。）	71
8 保安機能（マイコンメータSBに限る。）	72
③個別事項（マイコンメータEB）	83
9 構造（マイコンメータEBに限る。）	83
10 保安機能（マイコンメータEBに限る。）	85

第 1 章

液化石油ガス用マイコン型流量検知式 自動ガス遮断装置（家庭用）基準

液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（家庭用）基準

I 総則

1 目的

この基準は、液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（以下「マイコンメータ」という。）のうち、液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（S型）（以下「マイコンメータS」という。）、液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（E型）（以下「マイコンメータE」という。）、液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（S4型）（以下「マイコンメータS4」という。）及び液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（E4型）（以下「マイコンメータE4」という。）の材料、構造、性能、耐久性等に関して技術上の基準及び検査の方法を定めることにより一般消費者等のLPガス設備で使用される当該マイコンメータの安全を確保することを目的とする。

2 適用範囲

この基準は、計量法施行令別表第3で規定する検定有効期間が10年のガスメータに組込まれるマイコンメータのうち、使用最大流量が $2.5\text{ m}^3/\text{h}$ のマイコンメータS、使用最大流量が $2.5\text{ m}^3/\text{h}$ のマイコンメータE、使用最大流量が $4\text{ m}^3/\text{h}$ のマイコンメータS4及び使用最大流量が $4\text{ m}^3/\text{h}$ のマイコンメータE4について適用する。

当該装置は、次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) ガス流量の異常をマイコンが判断して遮断する。
- (2) ガス器具の異常な長時間使用をマイコンが判断して遮断する。
- (3) 地震を検知したときに遮断する。
- (4) 低圧部の配管、供給管内の異常な圧力降下があったときに遮断する。
- (5) 微少漏えいを検知して警報（表示）する。
- (6) 低圧部の配管、供給管内の圧力の異常を検知して警報（表示）する。
- (7) 復帰安全機構を有する。
- (8) 電池電圧の低下を一定期間表示した後遮断する。
- (9) テスト遮断が可能
- (10) 通信機能を有する。
- (11) ガス漏れ警報器が鳴動したときに遮断する。（ガス漏れ警報器が接続されている場合に限る。）

3 マイコンメータの構成及び用語

(1) 流量センサ

流量パルス信号又は流量計測信号をマイコン制御部へ送るもの

(2) マイコン制御部

液化石油ガスの使用状態が正常か異常かを判断して各種の動作指令を出すとともに、一定時間毎に流量チェックを行うマイクロコンピュータ等

(3) 遮断弁

マイコン制御部から送られた信号によりガス通路を遮断する弁

(4) 電源

高性能の電池

(5) 表示装置

マイコンメータの動作の事象を表すための装置

(6) 遮断弁開スイッチ

作動した遮断弁を手動で開くためのスイッチ

(7) 容器リセットスイッチ

マイコン制御部に容器交換が行われたことを知らせるスイッチ

(8) 復帰安全機構

手動復帰操作の後、遮断弁より下流の安全確認を一定時間行う機構

(9) テスト遮断用操作部

設置時等の作動確認を行うためのスイッチ等

(10) 感震器

マイコンメータに内蔵された感震センサが震度 5 以上の地震を検知したとき当該信号をマイコン制御部へ送るもの

(11) 圧力検知器

マイコンメータに内蔵された圧力センサが圧力を計測し、当該信号をマイコン制御部へ送るもの

(12) ガス漏れ警報器

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令別表第 1 第 10 号に掲げる液化石油ガス用ガス漏れ警報器であって、高圧ガス保安協会の検定に合格したもののうち遮断信号を発するもの

Ⅱ 技術上の基準及び検査の方法

①共通事項

技 術 上 の 基 準	検 査 の 方 法
1 材料 1.1 (この項において、ガスメータの外箱に相当する部分を除く外かく部分をいう。)に使用する材料は、次に掲げるものであること。 (1)金属を使用するものにあつては、耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属であつて、使用上支障のある欠陥がないものであること。 (2)キャップ、端子箱及び表示窓等を除く箇所に金属以外の樹脂等高分子材料を使用するものにあつては、次に掲げる条件に適合するものであること。 a) 使用上支障のある欠陥がないものであること。 b) 難燃性を有するものであること。 c) 低温において使用上支障のある脆化、変形等のないこと。 1.2 遮断弁に使用する材料は、次に掲げるものであること。 (1) 金属を使用するものにあつては、耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属であつて、使用上支障のある欠陥がないものであること。 (2) スプリングに使用する材料にあつてはステンレス	1 材料 1.1 (1)a) 耐食性又は耐食処理については、JIS Z 2371 (2015) 塩水噴霧試験方法の5の装置及び9の試験条件に定める規格に適合する塩水噴霧室において、同規格塩水噴霧試験方法の4の試験用の塩溶液 (pH 調節は 4.2.1 中性塩水噴霧試験による。)に定める規格に適合する塩水を 24 時間以上噴霧することにより確認すること。 b) 金属であること及び使用上支障のある欠陥については、目視等により確認すること。 (2)a) 目視等により確認すること。 b) 難燃性については、本体の外面の 9 cm² 以上の正方形の平面部分 (9 cm² の平面部分を有しないものにあつては、原厚のまま一辺の長さが 3 cm の正方形に切り取った試験片) を水平面に対して、約 45° に傾斜させた状態において当該試験片の下端中央部にノズルの内径が 0.5 mm のガスバーナーの空気口を閉じた状態で、発熱量 50.2 MJ/kg 以上のガスを燃焼させた長さ 20 mm の炎の先端を垂直下から 5 秒間あて、炎を取り去り、当該試験片が 10 秒を超えて燃え続けなことを確認すること。 c) i) 温度 -10 °C の空気中に 24 時間以上放置した後、使用上支障のある脆化、変形等のないことを一般用仕様として確認すること。 ii) 温度 -30 °C の空気中に 24 時間以上放置した後、使用上支障のある脆化、変形等のないことを寒冷地用仕様として確認すること。 1.2 (1)a) 耐食性又は耐食処理については、1.1 項 (1)a) と同じとする。 b) 金属であること及び使用上支障のある欠陥については、1.1 項 (1)b) と同じとする。 (2)a) 材料が金属であることについては、1.1 項 (1)b) と同じとする。

鋼、りん青銅又は表面に耐食処理を施した金属であること。

(3) 液化石油ガスに直接触れる部分に弾性材（合成ゴムその他高分子材料等）を使用するものにあつては、液化石油ガスに侵されないものであること。

2 構造

2.1 通常の使用状態において雨水、塵埃等が侵入するおそれのないものであること。

2.2 遮断弁が作動した後は、手動によらなければ復帰できない構造であること。

2.3 ガスメータの寸法及び操作スイッチ類の配置は、次のとおりであること。

(1) ガスメータの口金寸法等は、次表のとおりとする。

ガス入口	左 上	左 上
ガス出口	右 上	右 上
口金間寸法	90 mm	130 mm

b) 耐食処理については、1.1 項(1)a)と同じとする。

(3)a) 次に掲げる試験液及び空气中に 24 時間以上弾性材を放置した後、使用上支障のある脆化、軟化等のないことを目視により確認すること。

i) 温度-20℃以下のプロパン 50%以上 80%以下、プロピレン 10%以上 40%以下及びブタジエン 2%以上の混合液

ii) 温度 40℃以上のプロパン 50%以上 80%以下、プロピレン 10%以上 40%以下及びブタジエン 2%以上の混合液

iii) 温度-10℃の空気で一般用仕様として確認し、温度-30℃の空気で寒冷地用仕様として確認すること。

b) a)に定める試験液に 24 時間以上弾性材を放置した後、当該弾性材をデシケータ内に 40 分間入れた後取り出し、60 分間以内に体積を測定し、体積変化率が 8%以下であることを確認すること。

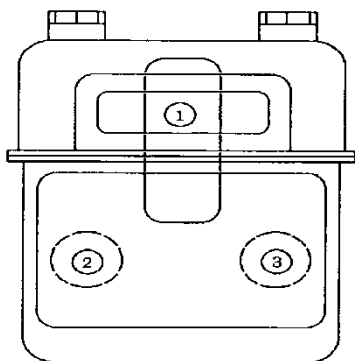
2 構造

2.1 JISC0920(2003)電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)の 6. 第二特性数字で表される水の浸入に対する保護等級の第二特性数字が 3 の保護等級に規定する方法により散水した後、8.1 項(2)a)、10.1 項(1)b)1)、12.1 項(2)a)又は 14.1 項(1)b)1)、8.3 項(3)、10.3 項(3)、12.3 項(3)又は 14.3 項(3)及び 5.2 項の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。

2.2 復帰操作、図面、説明資料により確認すること。

2.3 (1)技術上の基準 2.3 項(1)の表のとおりガスメータの寸法が標準化されていることをノギス又は目視により確認すること。

(2)操作スイッチ類のうち遮断弁開スイッチ、テスト遮断スイッチ及び容器リセットスイッチは、次図に掲げるとおり標準化されていること。



①テスト遮断スイッチ(上部近辺)

②遮断弁開スイッチ(左部近辺)

③容器リセットスイッチ(右部近辺)

2.4 電源は電池であり、かつ、電池の容量は保有機能に
じ、通常の使用状態においてガスメータの検定有効期間以
上の使用に耐えるものであること。

2.5 マイコンメータは、空気を通した場合の通過空気量が
表示された使用最大流量以上であること。

3 保安機能

3.1 電池電圧が低下した場合において、次に掲げる機能を
有するものであること。

(1)40日間表示すること。

(2)表示された後に通常の使用状態(この項において、
温度 $20^{\circ}\text{C} \pm 5^{\circ}\text{C}$ とする。)で1回以上の遮断能力を有す
ること。

(3)40日間経過後速やかにガスを遮断し、かつ、復帰で
きないこと。

(4)表示された後に何らかの事象でガスを遮断した場合
は、復帰できないこと。

(2)技術上の基準 2.3 項(2)の図のとおり遮断弁開スイ
ッチ、テスト遮断スイッチ及び容器リセットスイッチ
が標準化されていることを目視等により確認するこ
と。

2.4 説明資料により確認すること。

2.5 計量法に基づく型式承認通知書により確認すること。

3 保安機能

3.1 説明資料により確認すること。

3.2 取扱説明書に記載されているマイコンメータに接続されるガス漏れ警報器の型式区分が同じものであれば、正常に作動するものであり、かつ、8.1 項、10.1 項、12.1 項又は 14.1 項の機能等に影響を与えないものであること。 3.3 ガス漏れ警報器連動遮断のための入力信号は、無電圧接点によるものであること。 また、CO 警報器連動遮断機能を有するものにあっても同様とする。 3.4 CO 警報器との連動遮断機能を有するものにあっては、8.3 項、10.3 項、12.3 項又は 14.3 項に定める基準に適合するものであること。この場合、8.3 項、10.3 項、12.3 項又は 14.3 項中「ガス漏れ警報器」とあるのは「CO 警報器」と読み替えるものとする。 3.5 ガス未使用中の圧力差が 0.2 kPa 未満の日を継続して 30 日間検知したときに表示する機能（以下「圧力式微小漏えい検知機能」という。）を有し、かつ、他の事象により遮断、復帰しても当該機能に影響を与えないものであること。 3.6 3 L/h 未満の流量を継続して検知したときに 30 日以内の任意の時間で表示する機能（以下「流量式微小漏えい検知機能」という。）を有し、かつ、他の事象により遮断、復帰しても当該機能に影響を与えないものであること。 3.7 マイコンメータの設置先の保有ガス器具の口火を登録して流量式微小漏えい検知機能による誤警報を防止する機能（以下「口火登録機能」という。）を有するものにあつては、次に掲げるものであること。	3.2 (1) 取扱説明書に記載されているマイコンメータに接続されるガス漏れ警報器の型式区分が同じものであれば、正常に作動することについては、前記 8.3 項(3)、10.3 項(3)、12.3 項(3)又は 14.3 項(3)の方法により確認すること。 (2) 8.1 項、10.1 項、12.1 項又は 14.1 項の機能等に影響を与えないことについては、8.3 項(3)、10.3 項(3)、12.3 項(3)又は 14.3 項(3)の試験の後、8.1 項(2)a)、10.1 項(1)b)1)、12.1 項(2)a)又は 14.1 項(1)b)1)の試験を行い当該基準に適合することを確認すること。 3.3 説明資料等により確認すること。 3.4 CO 警報器との連動遮断機能については、8.3 項、10.3 項、12.3 項又は 14.3 項に定める方法により確認すること。この場合、8.3 項、10.3 項、12.3 項又は 14.3 項中「ガス漏れ警報器」とあるのは「CO 警報器」と読み替えるものとする。 3.5 ガス未使用判定初回の計測値との差が 0.2 kPa 未満の圧力（空気又は不活性ガス）を 30 日間以上継続したときに表示することを確認すること。 なお、検査の途中で他の事象により 2 回以上遮断、復帰し、当該機能に影響がないことを確認すること。 3.6 3 L/h 未満の流量（空気又は不活性ガスによる。）を継続して流した時に設定された 30 日以内の任意の時間で表示することを確認すること。 なお、検査の途中で他の事象により 2 回以上遮断、復帰し、当該機能に影響がないことを確認すること。 3.7 口火登録機能を有することについては、説明資料等により確認すること。 (1) 流量式微小漏えい検知機能を損わないことについて
--	---

(1) 3.6 項に定める流量式微小漏えい検知機能を損わないものであること。 (2) 口火登録機能は、通信等により選択できるものであること。 (3) 口火登録機能は、次のとおり設定できるものであること。 a) 口火登録機能は、通信又は設定器等により口火登録機能を選択した後、21 L/h 以上の流量を検出したとき設定又は再設定を開始するものであること。 b) 口火を登録できる流量は、21 L/h 未満であること。 c) 口火は、14 日間連続して流量が検知された場合に登録できるものであり、かつ、口火登録流量とみなす流量範囲は、登録された流量の±10%以内であること。 3.8 調整器の調整圧力又は調整器の閉そく圧力の異常を検知し、かつ、表示する機能を有すること。 3.9 電源プラグ抜け検知機能を有するものにあつては、当該検知機能に対応可能なガス漏れ警報器の接続時に電源が断たれたときにこれを検知し、その旨の表示（LCD 表示のものに限る。）及び通信等を行うこと 3.10 作動事象又は異常の表示は、発光ダイオード（以下「LED」という。）又は液晶（以下「LCD」という。）により次に掲げるとおり行うものであること。	説明資料等により確認すること。 (2) 通信等により選択できることについて説明資料等により確認すること。 (3) a) 口火登録機能の設定又は再設定開始条件については、説明資料等により確認すること。 b) 口火登録流量が 21 L/h 未満であることについては、説明資料及び c) において 21 L/h 以上の流量で試験を行い、口火が登録されないことを確認すること。 c) 口火登録機能を作動させた状態で 21 L/h 未満の流量（空気又は不活性ガスによる。）を 14 日間連続して加えたとき、口火登録流量が当該流量であることを口火登録流量確認装置等により確認すること。 また、口火登録流量とみなす流量範囲が口火登録流量の±10%以内であることについては、説明資料等により確認すること。 3.8 (1) 調整器の調整圧力の下限値異常にいては、2.3 kPa 未満の圧力で 21 L/h 以上の流量を流したとき 30 日以内に表示することを確認すること。 (2) 調整器の調整圧力の上限値異常については、3.3 kPa を超える圧力で 21 L/h 以上の流量を流したとき 30 日以内に表示することを確認すること。 (3) 調整器の閉そく圧力異常については、21 L/h 以上 500 L/h 以下の流量を流し、ガス停止時、3.5 kPa 超となる圧力を加えたとき 30 日以内に表示することを確認すること。 3.9 電源プラグ抜け検知機能を有するマイコンメータに当該検知機能に対応可能なガス漏れ警報器を接続した後電源プラグを抜いたときその旨の表示及び通信等を行うことを確認すること。 3.10 LED 又は LCD によることについては、説明資料及び目視により確認すること。 (1) a) 3 個の表示灯の組み合わせにより点滅又は交互点滅等により表示することについては、技術上の基
---	--

(1)LED にあつては、3 個の表示灯の組み合わせにより次表のとおり点滅又は交互点滅等により表示するものであり、かつ、表示期間は、3.1 項に係る表示を除き、リセットするまで継続するものであること。

作動又は異常 事 象	LED 表示	表示期間
7.3 項、9.4 項、 11.4 項又は 13.4 項 に係るもの	○●●	24 時間以上
3.1 項(1)に係るもの	●○○	40 日間
3.1 項(3)に係るもの	○○○	—
8.1 項、10.1 項、 12.1 項又は 14.1 項 に係るもの	○○●	24 時間以上
8.2 項、10.2 項、 12.2 項又は 14.2 項 に係るもの	●○●	24 時間以上
8.3 項、10.3 項、 12.3 項又は 14.3 項、 8.4 項、10.4 項、 12.4 項又は 14.4 項、 8.5 項、10.5 項、 12.5 項又は 14.5 項、 及び 3.4 項 に係るもの	○●●	24 時間以上
3.5 項及び 3.6 項に 係るもの	○●○	限定不可
3.8 項に係るもの	●●○	限定不可
5.3 項に係るもの (緊急遮断に限る。)	○●●	24 時間以上

- 1) ●は、点滅を示す。
- 2) ○は、点滅又は点灯しないものを示す。
- 3) LED の色は、左から赤、黄緑、赤とする。

(2)LCD にあつては、上記(1)に準じた 3 個の表示灯の組

準 3.10 項(1)の表のとおり点滅又は交互点滅等表示することを確認すること。

- b) 表示がリセットされるまで継続することについては、説明資料により確認すること。

(2)上記(1)に準じた 3 個の表示灯の組合せによる点灯表示するものについては、技術上の基準 3.10 項(1)の

合せによる点灯表示又は表示事象が容易に確認することができる絵、文字により表示するものであり、かつ、表示期間は、3.1 項に係る表示を除き、リセットするまで継続するものであること。 3.11 マイコンメータの機能のうち、当該機能を停止することができるものは、次の基準に適合するものであること。 (1) 停止できる機能は、次の機能のみであること。 a) 8.1 項、10.1 項、12.1 項又は 14.1 項の流量遮断の下限值変更 b) 8.2 項(1)、10.2 項(1)、12.2 項(1)又は 14.2 項(1)の時間遮断の遮断機能 c) 8.2 項(1)、10.2 項(1)、12.2 項(1)又は 14.2 項(1)の時間遮断の区分 5 及び 6 の上限値 d) 8.2 項(2)a)、10.2 項(2)a)、12.2 項(2)a)又は 14.2 項(2)a)の時間遮断の区分 1 の遮断機能 e) 8.2 項(2)b)、10.2 項(2)b)、12.2 項(2)b)又は 14.2 項(2)b)の時間遮断の区分 2－1、2－2 及び 2－3 の上限値 f) 8.2 項(2)c)、10.2 項(2)c)、12.2 項(2)c)又は 14.2 項(2)c)の時間遮断機能 g) 8.2 項(2)d)、10.2 項(2)d)、12.2 項(2)d)又は 14.2 項(2)d)の制限時間延長機能 h) 8.2 項(2)e)、10.2 項(2)e)、12.2 項(2)e)又は 14.2 項(2)e)の制限時間上限固定機能 i) 8.3 項、10.3 項、12.3 項又は 14.3 項のガス漏れ警報器の未接続検知機能 j) 3.5 項の圧力式微少漏えい検知機能 k) 3.8 項の調整圧力等異常検知機能 (2) 機能の停止は、その操作が容易に行えないものであること。 (3) 上記(1)に係る機能については、当該機能が停止されていることが識別できる措置が講じられるものであること。 4 性能 4.1 遮断弁は、10.0 kPa の圧力において外部漏れがなく、 4.2 kPa の圧力において内部漏れがないものであること。	表のとおり点灯表示することを確認し絵、文字により表示するものについては、容易に表示事象が確認できるものであることを確認すること。 3.11 説明資料等により確認すること。 4 性能 4.1 (1) 外部漏れについては、遮断弁を開の状態とし、漏れ試験装置により 10.0 kPa の圧力の空気又は不活性ガスを 3 分間以上加えた後、漏れのないことを確認すること。 (2) 内部漏れについては、遮断弁を閉の状態とし、漏れ
---	---

4.2 遮断弁は、反復開閉試験に耐えるものであること。

4.3 通常の輸送中に加えられる振動に耐えるものであること。

4.4 通常の使用状態における衝撃に耐えるものであること。

試験装置により 4.2 kPa の圧力の空気又は不活性ガスを 3 分間以上加え、出口側からの漏れ量が 1 時間当たり 0.55 N_ℓ以下であることを確認すること。

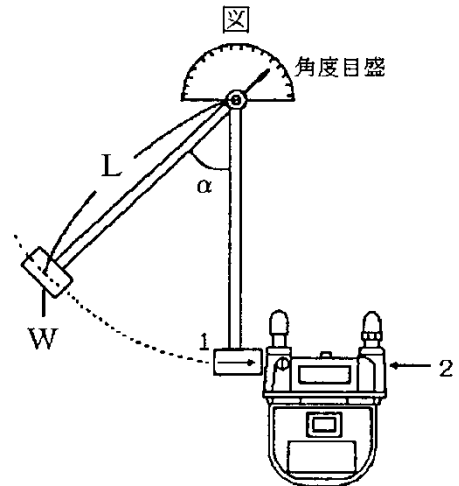
4.2 遮断弁に 2.8 kPa の圧力の空気又は不活性ガスを加えつつ、1000 回の開閉操作を反復した後、4.1 項の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。

ただし、宅内から遮断弁の開閉操作を自由に行うことができる遠隔開閉用宅内操作器を接続できるものにあつては、上記開閉操作回数を 10000 回として確認すること。

4.3 振動については、梱包した状態で振動数 600 回/分、全振幅 5 mm の振動を上下、前後、左右の 3 方向にそれぞれ 20 分間加えた後、目視により使用上支障のある異常の有無の確認を行い、8.1 項(2)a)、10.1 項(1)b)1)、12.1 項(2)a)又は 14.1 項(1)b)1)、8.3 項(3)、10.3 項(3)、12.3 項(3)又は 14.3 項(3)及び 5.2 項の作動試験及び 4.1 項の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。

4.4 接続部を次表に掲げるトルクでねじ込み、固定した後に、下図の試験機を用いガスメータの上のケース口金直下に側面よりねじ込みトルクに応じた衝撃荷重を加えた後、8.1 項(2)a)、10.1 項(1)b)1)、12.1 項(2)a)又は 14.1 項(1)b)1)、8.3 項(3)、10.3 項(3)、12.3 項(3)又は 14.3 項(3)及び 5.2 項の作動試験及び 4.1 項の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。

呼び径	ねじ込みトルク	衝撃荷重
1/2 B	35 N・m	8 N・m
3/4 B	50 N・m	10 N・m



備考 衝撃荷重の計算は、次式による。

$$F = gWL(1 - \cos \alpha)$$

F: 衝撃荷重 (N・m)

W: ハンマー質量 (kg)

L: ハンマーの回転軸中心線から重心までの距離 (m)

α : ハンマーの持ち上げ角

g: 重力加速度 (m/s^2)

4.5 通常の使用状態において、温度変化により使用上支障のある影響を受けないものであること。

- 4.5 (1) 遮断弁を開の状態とし、温度 $-10\text{ }^{\circ}\text{C}$ の恒温槽内に入れ使用状態で1時間放置した後、8.1項(2)a)、10.1項(1)b)1)、12.1項(2)a)又は14.1項(1)b)1)、8.3項(3)、10.3項(3)、12.3項(3)又は14.3項(3)及び5.2項の作動試験及び4.1項の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを一般用仕様として確認すること。
- (2) 遮断弁を開の状態とし、温度 $-30\text{ }^{\circ}\text{C}$ の恒温槽内に入れ使用状態で1時間放置した後、8.1項(2)a)、10.1項(1)b)1)、12.1項(2)a)又は14.1項(1)b)1)、8.3項(3)、10.3項(3)、12.3項(3)又は14.3項(3)及び5.2項の作動試験及び4.1項の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを寒冷地仕様として確認すること。
- (3) 遮断弁を開の状態とし、温度 $70\text{ }^{\circ}\text{C}$ の恒温槽内に入れ使用状態で1時間放置した後、8.1項(2)a)、10.1項(1)b)1)、12.1項(2)a)又は14.1項(1)b)1)、8.3項(3)、10.3項(3)、12.3項(3)又は14.3項(3)及び5.2項の作動試験及び4.1項の漏れ試験を行い、当該基準に適合すること。

4.6 使用状態で温度 $40^{\circ}\text{C} \pm 2\text{ }^{\circ}\text{C}$ 、湿度90%以上の湿度試

4.6 通常の使用状態において、湿度変化により使用上支障のある影響を受けないものであること。

4.7 温度変化の繰り返しに耐えるものであること。

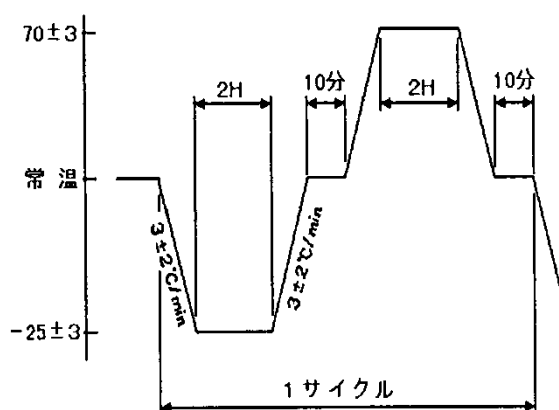
4.8 静電気による影響を受けないものであること。

4.9 マイコンメータと信号線及び通信線を接続したとき、充電部と非充電部との間の絶縁耐圧は、十分なものであること。

4.10 マイコンメータと信号線及び通信線を接続したとき、充電部と非充電部との間の絶縁抵抗は、十分なものであること。

験装置内に 48 時間放置した後、8.1 項 (2) a)、10.1 項 (1) b) 1)、12.1 項 (2) a) 又は 14.1 項 (1) b) 1)、8.3 項 (3)、10.3 項 (3)、12.3 項 (3) 又は 14.3 項 (3) 及び 5.2 項の作動試験及び 4.1 項の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。

4.7 温度変化反復試験装置において次図の温度変化を 5 サイクル繰り返し、常温において 2 時間放置した後、8.1 項 (2) a)、10.1 項 (1) b) 1)、12.1 項 (2) a) 又は 14.1 項 (1) b) 1)、8.3 項 (3)、10.3 項 (3)、12.3 項 (3) 又は 14.3 項 (3) 及び 5.2 項の作動試験及び 4.1 項の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。



4.8 本体の外かくの各面に静電容量 150 pF、放電抵抗 330 Ω で正及び負の極性を変え、5 kV 以上 10 kV 以内の電圧を印加した後、誤動作及び誤警報がないことを確認すること。

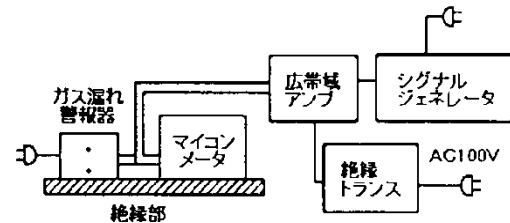
4.9 マイコンメータの信号線及び通信線の各接続点と非充電部との間に絶縁耐圧試験装置を用いて定格電圧の 5 倍の交流電圧を 1 分間印加し、絶縁耐圧試験装置の指示（警報を含む。）により確認すること。

4.10 マイコンメータの信号線及び通信線の各接続点と非充電部との間の絶縁抵抗が絶縁抵抗試験装置を用いて定格電圧の 3 倍の直流電圧を印加したとき 5 M Ω 以上であることを確認すること。

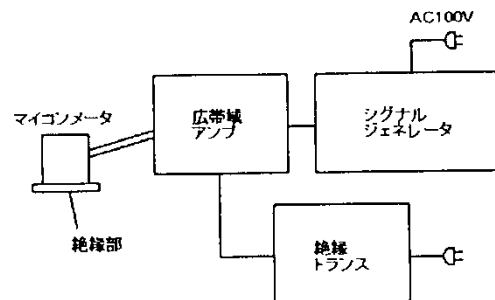
4.11 次に掲げる方法により衝撃電圧を印加した後、8.1 項

4.11 通常の使用状態において発生する衝撃電圧により使用上支障のある影響を受けないものであること。	(2) a)、10.1 項 (1) b) 1)、12.1 項 (2) a) 又は 14.1 項 (1) b) 1)、8.3 項 (3)、10.3 項 (3)、12.3 項 (3) 又は 14.3 項 (3) 及び 5.2 項の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。 (1) マイコンメータとガス漏れ警報器を接続し、下記の衝撃電圧をマイコンメータの非充電部とガス漏れ警報器の電源入力部間に印加する。 a) 内部抵抗 50 Ω の電源から 500 V の電圧をパルス幅 1 μ sec、繰り返し周期 100 Hz で 3 秒間 b) 内部抵抗 50 Ω の電源から 500 V の電圧をパルス幅 0.1 μ sec、繰り返し周期 100 Hz で 3 秒間 (2) 次に掲げる衝撃電圧をマイコンメータの通信線と本体間（コモンモード）及び通信線間（ノルマルモード）に印加する。 a) 内部抵抗 50 Ω の電源から 500 V の電圧をパルス幅 1 μ sec、繰り返し周期 100 Hz で 3 秒間 b) 内部抵抗 50 Ω の電源から 500 V の電圧をパルス幅 0.1 μ sec、繰り返し周期 100 Hz で 3 秒間
4.12 通常の使用状態において発生する雷サージにより使用上支障のある影響を受けないものであること。	4.12 次に掲げる方法により電圧を印加した後、8.1 項 (2) a)、10.1 項 (1) b) 1)、12.1 項 (2) a) 又は 14.1 項 (1) b) 1)、8.3 項 (3)、10.3 項 (3)、12.3 項 (3) 又は 14.3 項 (3) 及び 5.2 項の作動試験を行い、当該試験に適合することを確認すること。 (1) マイコンメータとガス漏れ警報器を接続し、マイコンメータの非充電部とガス漏れ警報器の電源入力部間に 5 kV (1.2/50 μ sec) の電圧を印加する。 (2) マイコンメータの通信線と本体間（コモンモード）及び通信線間（ノルマルモード）に下記電圧を印加する。 a) コモンモード 5 kV (1.2/50 μ sec) b) ノルマルモード 800 V (1.2/50 μ sec)
4.13 通常の使用状態において発生する電波障害により使用上支障のある影響を受けないものであること。	4.13 次に掲げる方法により信号波を印加した後、8.1 項 (2) a)、10.1 項 (1) b) 1)、12.1 項 (2) a) 又は 14.1 項 (1) b) 1)、8.3 項 (3)、10.3 項 (3)、12.3 項 (3) 又は 14.3 項 (3) 及び 5.2 項の作動試験を行い、当該試験に適合することを確認すること。

(1) マイコンメータとガス漏れ警報器を接続し、下図試験装置により、1 kHz の信号波を 150 kHz から 200 MHz の搬送周波数で AM99%変調したものを 0 dBm、3 分間以上マイコンメータの非充電部とガス漏れ警報器の電源入力部間、マイコンメータの信号線と本体間（コモンモード）及び信号線間（ノルマルモード）に印加する。



(2) 下図試験装置により、1 kHz の信号波を 150 kHz から 200 MHz の搬送周波数で AM99%変調したものを 20 dBm、3 分間以上マイコンメータの非充電部と通信線間（コモンモード）及び通信線間（ノルマルモード）に印加する。



4. 14 液化石油ガスに接する部分及び液化石油ガスに触れるおそれのある部分の充電部は、耐誘爆性能を有するものであること。

4. 14 耐誘爆試験装置内の試験ガス（イソブタンによる。）の濃度を 2.5 以上 3.5 以下とし、マイコンメータにガス漏れ警報器の信号線を接続し、遮断弁を開の状態です 1 時間放置した後、次の操作をそれぞれ 2 回以上繰り返し、誘爆の有無を確認すること。

- (1) 外部機器 1 端子等に係る連動遮断
- (2) 遮断弁開閉操作

5 通信

5 通信

5.1 マイコンメータの通信に係る電氣的条件、通信手順

5.1 電氣的条件、通信手順が同じであることを図面、書類等で確認すること。

は、互換性があること。 5.2 マイコンメータが下記の条件のとき信号を送受信すること。 (1) 合計、増加遮断時 (2) 継続使用時間遮断時 (3) 流量式微少漏えい検知時 (4) 圧力式微少漏えい検知時 (5) 調整器調整圧等異常検出時 (6) 電池電圧低下時 (7) 自動検針機能作動時 (8) センタ遮断時、センタ開時及び緊急遮断時 (9) ガス漏れ警報器等外部センサ遮断時 (10) 感震器遮断時 (11) 圧力低下遮断時 (12) 遮断異常時 (13) 容器交換信号受信時 (14) 残量警告時 (15) テスト遮断時 (16) 復帰安全確認中遮断時 (17) 継続使用時間の予告機能動作時 (18) ガス漏れ警報器作動時 (19) ガス漏れ警報器未接続時 (20) ガス漏れ警報器プラグ抜け時 5.3 センタ遮断及び緊急遮断により、遮断弁は、確実に閉じるものであること。 5.4 センタ開により遮断弁は、確実に開くものであること。 なお、センタ開は、圧力低下時には、遮断部が復帰できないものであること。 この場合、遮断部を復帰できないことについては、遮断部を復帰できるものであって、再遮断するものを含む。 5.5 遠隔開端子を通信端子（以下「Hライン」という。）に切替える機能を有するものにあつては、電氣的条件、通信手順の互換性があり、かつ、当該機能が適正なものであること。	5.2 信号が出ることを信号送受信装置により確認すること。 5.3 センタ遮断及び緊急遮断を行ったとき遮断弁が閉じたことを流量試験等により確認すること。 5.4 センタ開により遮断弁は、確実に開いたこと及び圧力低下時にセンタ開ができないことを流量試験等により確認すること。 5.5 図面、説明資料及び試験成績書により確認すること。 5.6 確実に作動することを説明資料等で確認すること。
---	--

5.6 自動切替式調整器の自動切替等の通報機能を有するものにあっては、当該信号が入力されたときに確実に作動すること。 5.7 マイコンメータに遠隔開閉用宅内操作器を接続できるものにあっては、その動作が通常の使用状態で支障のないものであること。 6 表示・取扱説明書 6.1 本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で次の事項が表示されていること。 (1) マイコンメータS、マイコンメータE、マイコンメータS4又はマイコンメータE4である旨 (2) 型式 (3) 製造年月及び製造番号 (4) 製造事業者の名称又は予め届出した略称 (5) ガスの流れ方向又は出口、入口 (6) 一般用仕様又は寒冷地仕様 (7) 元栓代用ができないものにあっては、その旨 6.2 次に掲げる事項が記載された取扱説明書が添付されていること。 〔液化石油ガス販売事業者用〕 (1) マイコンメータの構成部位と作動説明 (2) 仕様 (3) 液化石油ガス設備の規模、態様等により適応できないものがあるときはその旨 (4) 設置、取付けの方法及び注意事項 (5) 設置、取付け後の点検に関する事項 (6) 使用上の注意事項 (7) 遮断時に必要な注意事項 (8) 復帰時の注意事項 (9) 接続可能なガス漏れ警報器の型式等 (10) CO警報器を接続するものにあっては、接続可能なCO警報器の型式等 (11) センタ遮断及び緊急遮断に係る事項 (12) 機能停止に係る事項 (13) マイコンメータの出荷時の設定内容	5.7 遠隔開閉用宅内操作器を接続できるものにあっては、遠隔開閉用宅内操作器をマイコンメータと接続したとき当該操作器により確実に開閉操作が可能であることを確認すること。 6 表示・取扱説明書 6.1 目視により確認すること。 6.2 目視等により確認すること。
--	--

〔消費者用〕 (1) マイコンメータの構成部位と作動説明 (2) 使用上の注意事項 (3) 遮断時に必要な注意事項 (4) 復帰時の注意事項 (5) 緊急時の連絡先 (6) 接続可能なガス漏れ警報器の型式等 (7) CO警報器を接続するものにあつては、接続可能なCO警報器の型式等 (8) センタ遮断及び緊急遮断に係る事項	
--	--

②個別事項（マイコンメータS）

技 術 上 の 基 準

7 構造（マイコンメータSに限る。）

7.1 マイコンメータとガス漏れ警報器間等の入出力信号線（以下「信号線」という。）及びマイコンメータと伝送装置間の入出力通信線（以下「通信線」という。）の接続部は、次に掲げる条件に適合するものであること。

(1)接続部は、信号線及び通信線との接続が容易に行える位置にあり、かつ、雨水等の影響を受けないよう保護されているものであること。

(2)接続部で極性のあるものにあつては、次表のいずれか又は両方の方法で極性、信号線の種類が識別できるものであること。

識別方法		表 示	色
通信線	データ	D T	黄色
	共通線	S G	黒色
遮断弁遠隔開閉用通信線	開	開	茶色
	共通線	C	灰色
	閉	止	青色
極性 (ガス漏れ警報器)	+	+	赤色
	-	-	白色
極性 (外部機器 1)	+	+	紫色
	-	-	水色
極性 (外部機器 2)	+	+	橙色
	-	-	桃色
FG		FG	緑色

注）共通線を共用する場合、同色を用いることも可能。表示については併記すること。

(3)接続部は、マイコンメータと確実に固定されているものであり、かつ、信号線及び通信線との接続は、十分な強度を有するものであること。

(4)接続部に端子台を使用する場合には、通信線端子にあつてはD Tが左、S Gが右、ガス漏れ警報器端子等の極性を有する端子にあつては(+)が左、(-)が右、開閉端子にあつては左から開、C、止の順に配列された

検 査 の 方 法

7 構造（マイコンメータSに限る。）

7.1 (1)a) 信号線及び通信線との接続が容易に行える位置にあることについては、目視等により確認すること。

b) 雨水等の影響を受けないことについては、2.1項の基準に適合することを確認すること。

(2)技術上の基準 7.1 項(2)の表のとおりに極性が識別できることを確認すること。

(3)接続部に接続した信号線及び通信線に 30 Nの力を 15 秒間加えた後、異常の有無を確認し、8.1 項(2)a)、8.3 項(3)及び 5.2 項の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。

(4)端子台の配列が標準化されたものであることについては、目視等により確認すること。

ものであること。

ただし、マイコンメータが有するケース内に別基板で構成されるNCUが収納されているものにあつては、この限りでない。

配列例

FG	DT	SG	(DT) (開)	(SG) (C)	(止)
E	C		D		
(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)
A		B 1		B 2	

A : ガス漏れ警報器端子

B 1 : 外部機器 1 端子 (CO 警報器等用) (オフショ)

B 2 : 外部機器 2 端子 (自動切替式調整器等用) (オフショ)

C : 通信端子

D : 遮断弁遠隔開閉端子 (オフショ)

E : 共通線端子

(5) 通信線を逆接続及びショートさせた場合でも正常に戻した場合、異常がないこと。

7.2 遮断弁より下流においてガス漏れがある場合には復帰できない復帰安全機構を有するものであること。

(5) 通信線を逆接続及びショートさせ、8.1 項 (2) a) の作動試験を行った後正常に戻し、8.1 項 (2) a) 及び 5.2 項の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。

7.2 (1) 復帰安全機構を有することについては、図面、説明資料により確認すること。

(2) 遮断弁より下流においてガス漏れがある場合に復帰できないものであることについては、復帰安全機構試験設備により遮断弁を遮断させ 5 秒以上経過後、手動復帰操作をし、流量が 0 のとき 1 分間以内に復帰できるものであり、かつ、当該遮断装置に 21 L/h 以上の流量を流したときに 1 分間以内に遮断することを確認すること。

ただし、技術上の基準 8.2 (1) の表中区分 1 において制限時間を有するものであって、区分 1 で遮断した場合においては、復帰安全機構の再遮断に要する流量は、区分 1 で設定された任意のガス流量

7.3 液化石油ガスを使用する者等が容易に操作できないテスト遮断機能（マイコン制御部からの信号により遮断するものに限る。）を有するものであること。

8 保安機能（マイコンメータ S に限る。）

8.1 次表に掲げる合計流量遮断値及び増加流量遮断値の範囲において、合計流量と増加流量遮断値が消費パターン又は消費パターンの変動に応じて無段階に自動設定されるものであり、かつ、自動設定後は、それぞれの設定値において確実に動作するものであること。この場合、増加流量遮断設定値は、合計流量遮断設定値を超えないものであること。

範囲	合計流量遮断値 (m^3/h)	増加流量遮断値 (m^3/h)
上限	3.4	2.5
下限	0.9	0.9

であり、かつ、復帰安全機構の遮断に要する時間は、任意の時間であることを確認すること。

(3) 復帰のためのスイッチが押し続けられた場合に復帰できないものであることについては、復帰安全機構試験設備により遮断弁を遮断させ 5 秒以上経過後、復帰スイッチを押し続けた状態で 21 L/h 以上の流量を流したとき再遮断することを確認すること。

ただし、技術上の基準 8.2(1)の表中区分 1 において制限時間を有するものであって、区分 1 で遮断した場合においては、復帰安全機構の再遮断に要する流量は、区分 1 で設定された任意のガス流量であることを確認すること。

7.3 (1) テスト遮断機能を有するものであることについては、説明資料により確認すること。

(2) 容易に操作できないことについては、テスト遮断用のスイッチ類が特殊工具によらなければ操作できないことを目視又は説明資料により確認すること。

(3) マイコン制御部により遮断することについては、説明資料により確認すること。

(4) テスト遮断操作を行い遮断弁を作動させた後、5 秒以上 1 分以内に復帰操作を行い、正常に作動することを確認すること。

8 保安機能（マイコンメータ S に限る。）

8.1 (1) 説明資料及び試験成績書により確認すること。

(2) 次の項目を確認すること。

- a) 技術上の基準 8.1 の表の上限値及び下限値内で確実に動作すること。
- b) 消費パターンの変動に応じて増加再学習及び減少再学習が確実に動作すること。
- c) 強制再学習が行えること。

注 1 合計流量とは、設置先の燃焼器具の合計消費量を
超えてガスが流れた場合を想定した流量

注 2 増加流量とは、設置先の燃焼器具のうち、消費量
が最大の器具に比して異常に大きい流量増加があっ
た場合を想定した流量

8.2 (1) ガス流量の区分及びガス漏れ警報器の接続の有無
に応じ、使用時間の制限が次表に掲げる範囲において消
費パターン又は消費パターンの変動に応じて無段階に自
動設定されるものであり、かつ、自動設定後は、ガス流
量の区分に相当する流量が継続して流れた場合に制限時
間で確実に動作するものであること。この場合区分 5 及
び 6 の上限値については、上記規定にかかわらず 20 分
に固定できるものであること。

8.2 (1)a) 説明資料及び試験成績書により確認するこ
と。

b) 次の項目を確認すること。

- 1) ガス流量の区分及びガス漏れ警報器の接続の有
無に応じて技術上の基準 8.2 の表の上限値及び下
限値内で確実に動作すること。
- 2) 消費パターンの変動に応じて増加再学習及び減
少再学習が確実に動作すること。
- 3) 強制再学習が行えること。

区 分	ガス流量 (kg/h)	制限時間 (分)		
		CO 区 分	下限値	上限値
			標 準	警報器 未接続 警報器 接続
1	0.042 未満 (0.021)		制限無 し	制限無 し
2-1	0.042 以上 0.126 未満 (0.021) (0.063)		300	720 720
2-2	0.126 以上 0.25 未満 (0.063) (0.125)		240	720 720
2-3	0.25 以上 0.42 未満 (0.125) (0.210)		160	720 720
3	0.42 以上 0.50 未満 (0.210) (0.250)		160	390 600
4	0.50 以上 0.58 未満 (0.250) (0.290)		160	260 520
5	0.58 以上 0.75 未満 (0.290) (0.375)	20	160	160 400
6	0.75 以上 1.00 未満 (0.375) (0.500)	20	120	120 300
7	1.00 以上 1.17 未満		100	100 250

	(0. 500) (0. 585)					
8	1. 17 以上 1. 42 未満 (0. 585) (0. 710)		85		85	210
9	1. 42 以上 1. 71 未満 (0. 710) (0. 855)		70		70	180
10	1. 71 以上 2. 00 未満 (0. 855) (1. 000)		60		60	150
11	2. 00 以上 2. 33 未満 (1. 000) (1. 165)		50		50	120
12	2. 33 以上 2. 92 未満 (1. 165) (1. 460)		40		40	100
13	2. 92 以上 6. 8 未満 (1. 460) (3. 400)		15	40	40	75

注 1) 増加流量遮断設定値が $2.1 \text{ m}^3/\text{h}$ を超えているときは区分 13 の下限値が 40 分、それ以外の時は当該区分の下限値が 15 分に設定されるものであること。

2) ガス流量欄の括弧内数値は、 $[\text{m}^3/\text{h}]$ 単位における換算値を表す。

(2)次に掲げる機能を選択できるものにあつては、ガス流量の区分に応じ、使用時間の制限が(1)の規定に係らずガス流量の区分に相当する流量が継続して流れた場合に制限時間で確実に動作するものであること。

a) 区分 1 のガス流量の範囲内においては、任意のガス流量の範囲で制限時間を有するもの

b) 区分 2—1、2—2 及び 2—3 の制限時間が 160 分以下に固定できるもの

c) 区分 3 から区分 13 の全ての制限時間を 15 分、30 分、60 分、90 分、120 分及び 160 分のいずれかの同一時間に固定できるものであつて、かつ、固定設定した制限時間が下限値を超える区分については、その下限値に固定できるもの

(2)a) 区分 1 において任意のガス流量で制限時間を有するものにあつては、区分に応じた任意の設定値に設定したのち、ガス流量の区分に応じて確実に制限時間内に動作することを確認すること。

b) 区分 2—1、2—2 及び 2—3 の制限時は、任意のガス流量の範囲で制限時間間を 160 分以下に固定できるものにあつては、区分に応じた任意の設定値に設定したのち、ガス流量の区分に応じて確実に制限時間内に動作することを確認すること。

c) 区分 3 から区分 13 の全ての制限時間を 15 分、30 分、60 分、90 分、120 分及び 160 分のいずれかの同一時間に固定できるものであつて、かつ、固定設定した制限時間が下限値を超える区分については、その下限値に固定できるものにあつては、次に掲げる方法により確認すること。

i) 説明資料及び試験成績書により確認すること。

ii) 任意の設定値に設定したのち、ガス流量の区分

d) 制限時間が固定設定されている場合以外に限り、使用しているガス流量区分の制限時間が経過する前に宅内に設置した使用時間延長スイッチ等により、当該ガス流量区分の制限時間の下限値の時間を1回のみ延長できるもの e) ガス漏れ警報器との連動遮断機能を有している場合に限り、制限時間を各区分の上限値に固定できるもの 8.3 マイコンメータのガス漏れ警報器との連動遮断に係る機能は、次に掲げる条件に適合するものであること。 (1) ガス漏れ警報器とマイコンメータSが接続されている場合、当該警報器が鳴動した時のマイコンメータSの動作は、ガス漏れ警報器からの遮断信号とガスメータを流れるガス流量の有無を判断して論理的にガスを遮断する機能（以下「ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能」という。）により作動するものであり、かつ、ガス漏れ警報器が動作状態において遮断部を復帰できないものであること。 この場合、遮断部を復帰できないことについては、遮断部を復帰できるものであって、再遮断するものを含む。 (2) ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能は、設定器等により当該機能の有無を選択できないものであること。 (3) ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能は、確実に作	に応じて確実に制限時間内に動作することを確認すること。 d) 制限時間が固定設定されている外に限り、使用しているガス流量区分の制限時間が経過する前に宅内に設置した使用時間延長スイッチ等により、当該ガス流量区分の制限時間の下限値の時間を1回のみ延長できるものにあつては、次に掲げる方法により確認すること。 1) 説明資料及び試験成績書により確認すること。 2) 使用時間延長スイッチ等を操作したのち、ガス流量区分の制限時間の下限値の時間を1回のみ延長できることを確認すること。 e) ガス漏れ警報器との連動遮断機能を有している場合に限り、制限時間を各区分の上限値に固定できるものにあつては、次に掲げる方法により確認すること。 1) 説明資料及び試験成績書により確認すること。 2) ガス漏れ警報器と連動させた状態において、制限時間が各区分の上限値に固定されていることを確認した後、ガス漏れ警報器との連動を解除したとき各区分の制限時間の上限値固定が解除されることを確認すること。 8.3 (1)a) ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能により作動することについては、説明資料等により確認すること。 b) ガス漏れ警報器が動作状態において遮断部を復帰できないことについては、説明資料等により確認すること。 (2) 設定器等によりガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能の有無を選択できないことについては、説明資料等により確認すること。 (3) 確実に作動することについては、次に掲げる方法に
---	---

動するものであること。

より確認すること

- a) マイコンメータに空気又は不活性ガスによる 2.8 kPa 以上の圧力を加えた状態で標準点検ガス等によりガス漏れ警報器が鳴動し続けている場合において、次表の各パターンに対応する時間で作動することを確認すること。

パターン	前監視時間内の試験流量	後監視時間内の試験流量	作動時間
パターン 1	無し	無し	後監視時間終了時
パターン 2	無し	1 パルス以上	後監視時間内
パターン 3	1 パルス以上	1 パルス以上又は無し	ガス漏れ警報器鳴動後 25 秒以上 60 秒以内

- 注 1) 前監視時間とは、ガス漏れ警報器鳴動後の遅延時間経過後を基点として 2 分前までの時間をいう。
2) 後監視時間とは、ガス漏れ警報器鳴動後の遅延時間経過後を基点として 4 分後までの時間をいう。

8.4 マイコンメータは、対震遮断に係る機能を有し、当該機能は、次に掲げる条件に適合するものであること。

(1) 誤作動防止のための対策が講じられているものであること。

(2) マイコンメータの対震遮断に係る動作は、内蔵された感震器からの遮断信号とガスメータを流れるガス流量の有無を判断して論理的にガスを遮断する機能（以下「感震器ガス流量確認遮断機能」という。）により作動するもの又は感震器ガス流量確認遮断機能及び「液化石油ガス用対震自動ガス遮断器基準」に定める対震遮断に係る基準により作動するもの（以下「対震遮断器機能」という。）であること。

(3) 感震器ガス流量確認遮断機能及び対震遮断器機能を有するものにあつては、設定器等により感震器ガス流

8.4 (1) 誤作動防止のための対策が講じられていることについては、説明資料等により確認すること。

(2)a) 内蔵された感震器によること及び感震器ガス流量確認遮断機能により作動することについては、説明資料等により確認すること。

b) 「液化石油ガス用対震自動ガス遮断器基準」に定める対震遮断に係る基準により作動するものにあつては、マイコンメータに空気又は不活性ガスにより 2.8 kPa 以上の圧力を加えた状態で正弦波周期が 0.3 秒から 0.7 秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒 9 ガルから毎秒 11 ガルの割合で漸増した時、80 ガル以上 250 ガル以下で作動することを確認すること。

この場合、ガス流量確認遮断機能を解除した状態で行うこと。

(3) 設定器等により感震器ガス流量確認遮断機能又は対震遮断器機能のいずれかの機能を選択できることに

量確認遮断機能又は対震遮断器機能のいずれかの機能を選択できるものであること。

(4) 感震器ガス流量確認遮断機能は、確実に作動するのであること。

いては、説明資料等により確認すること。

(4) 確実に作動することについては、次に掲げる方法により確認すること。

a) マイコンメータに空気又は不活性ガスにより 2.8 kPa 以上の圧力を加えた状態で正弦波周期が 0.3 秒から 0.7 秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒 9 ガルから毎秒 11 ガルの割合で漸増した時、次表の各パターンに対応する作動状態となることを確認すること。

パターン	前監視時間内の試験流量	後監視時間内の試験流量	周 期 (秒)	水平振動加速度 (ガル)	作動状態
パターン 1	無し	無し	0.3、0.5 及び 0.7	80 以上 250 以下	未作動
パターン 2	無し	1 パルス以上	0.3、0.5 及び 0.7	80 以上 250 以下	作 動 (試験流量検知時)
パターン 3	1 パルス以上	—	0.3、0.5 及び 0.7	80 以上 250 以下	作 動 (感震器作動判定時)

注 1) 前監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として 2 分前までの時間をいう。

2) 後監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として 2 分後までの時間をいう。

b) マイコンメータに空気又は不活性ガスにより 2.8 kPa 以上の圧力を加えた状態で正弦波周期が 0.05 秒から 0.7 秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒 9 ガルから毎秒 11 ガルの割合で漸増した時、次表の各パターンに対応する作動状態となることを確認すること。

パターン	前監視時間内の試験流量	後監視時間内の試験流量	周 期 (秒)	水平振動加速度 (ガル)	作動状態
パターン 1	無し	1 パルス以上	0.1、0.2、 0.3 及び 0.7	80 未満	未作動

8.5 マイコンメータは、内蔵された圧力検知器からの遮断信号とガスメータを流れるガスの有無を判断して論理的にガスを遮断する機能（以下「圧力検知器ガス流量確認遮断機能」という。）を有し、当該機能は、確実に作動するものであること。

パターン2	1パルス以上	—	0.067	180 未満	
			0.05	330 未満	
			0.1、0.2、 0.3 及び 0.7	80 未満	未作動
			0.067	180 未満	
			0.05	330 未満	

注1) 前監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として2分前までの時間をいう。

2) 後監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として2分後までの時間をいう。

8.5 (1)内蔵された圧力検知器によること及び圧力検知器ガス流量確認遮断機能により作動することについては、説明資料等により確認すること。

(2)圧力検知器ガス流量確認遮断機能が確実に作動することについては、次の事項を確認すること。

- a) 圧力検知器が作動し続けている場合において、次表の各パターンに対応する時間で作動することを確認すること。この場合、圧力検知試験装置により一次側に2.8 kPaの圧力を加えた後、徐々に圧力を低下したとき、1.0 kPa以下0.2 kPa以上の圧力で確実に遮断することを確認すること。
- b) 圧力検知器により遮断した後、0.2 kPa以下の圧力では遮断弁が復帰できないものであり、かつ、1.0 kPaを超える圧力で復帰できることを確認すること。

パターン	前監視時間内の試験流量	圧力低下中の試験流量	作動時間
パターン1	無し	無し	遮断せず
パターン2	1パルス以上	無し	圧力低下判定時

注1) 前監視時間とは、圧力低下判定時を基点として2分前までの時間をいう。

③個別事項（マイコンメータE）

技 術 上 の 基 準

9 構造（マイコンメータEに限る。）

9.1 マイコンメータとガス漏れ警報器間等の入出力信号線（以下「信号線」という。）及びマイコンメータと伝送装置間の入出力通信線（以下「通信線」という。）の接続部は、次に掲げる条件に適合するものであること。

(1)接続部は、信号線及び通信線との接続が容易に行える位置にあり、かつ、雨水等の影響を受けないよう保護されているものであること。

(2)接続部で極性のあるものにあつては、次表のいずれか又は両方の方法で極性、信号線の種類が識別できるものであること。

識別方法		表 示	色
通信線	データ	D T	黄色
	共通線	S G	黒色
遮断弁遠隔開閉用通信線	開	開	茶色
	共通線	C	灰色
	閉	止	青色
極性 (ガス漏れ警報器)	+	+	赤色
	-	-	白色
極性 (外部機器 1)	+	+	紫色
	-	-	水色
極性 (外部機器 2)	+	+	橙色
	-	-	桃色
FG		FG	緑色

注）共通線を共用する場合、同色を用いることも可能。
表示については併記すること。

(3)接続部は、マイコンメータと確実に固定されているものであり、かつ、信号線及び通信線との接続は、十分な強度を有するものであること。

(4)接続部に端子台を使用する場合には、通信線端子にあつてはD Tが左、S Gが右、ガス漏れ警報器端子等の極性を有する端子にあつては(+)が左、(-)が右、開閉端子にあつては左から開、C、止の順に配列され

検 査 の 方 法

9 構造（マイコンメータEに限る。）

9.1 (1)a) 信号線及び通信線との接続が容易に行える位置にあることについては、目視等により確認すること。

b) 雨水等の影響を受けないことについては、2.1 項の基準に適合することを確認すること。

(2)技術上の基準 9.1 項(2)の表のとおりに極性が識別できることを確認すること。

(3) リード線、端子台及びコネクタに接続した信号線及び通信線に 30 N の力を 15 秒間加えた後、異常の有無を確認し、10.1 項(1)b)1)、10.3 項(3)及び 5.2 項の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。

(4)端子台の配列が標準化されたものであることについては、目視等により確認すること。

たものであること。
ただし、マイコンメータが有するケース内に別基盤で構成されるNCUが収納されているものにあつては、この限りでない。

配列例

FG	DT	SG	(DT) (開)	(SG) (C)	(止)
E	C		D		
(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)
A		B 1		B 2	

- A : ガス漏れ警報器端子
B 1 : 外部機器 1 端子 (CO 警報器等用) (オプション)
B 2 : 外部機器 2 端子 (自動切替式調整器等用) (オプション)
C : 通信端子
D : 遮断弁遠隔開閉端子 (オプション)
E : 共通線端子

(5) 通信線を逆接続及びショートさせた場合でも正常に戻した場合、異常がないこと。

9.2 遮断弁より下流においてガス漏れがある場合には復帰できない復帰安全機構を有するものであること。

(5) 通信線を逆接続及びショートさせ、10.1 項(1)b)1)の作動試験を行った後正常に戻し、10.1 項(1)b)1)及び5.2 項の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。

9.2 (1) 復帰安全機構を有することについては、図面、説明資料により確認すること。

(2) 遮断弁より下流においてガス漏れがある場合に復帰できないものであることについては、復帰安全機構試験設備により遮断弁を遮断させ 5 秒以上経過後、手動復帰操作をし、流量が 0 のとき 20 秒間以内に復帰できるものであり、かつ、当該遮断装置に 21 L/h 以上の流量を流したときに 20 秒間以内に遮断することを確認すること。

ただし、技術上の基準 10.2 項(1)の表中区分 1 において制限時間を有するものであつて、区分 1 で遮断した場合においては、復帰安全機構の再遮断に要する流量は、区分 1 で設定された任意のガス流量であり、かつ、復帰安全機構の遮断に要する時間は、任意の時間であることを確認する

9.3 復帰のためのスイッチが押し続けられた場合には復帰できない復帰安全機構を有するものであること。

9.4 液化石油ガスを使用する者等が容易に操作できないテスト遮断機能（マイコン制御部からの信号により遮断するものに限る。）を有するものであること。

10 保安機能（マイコンメータEに限る。）

10.1 （１） 合計流量遮断値及び増加流量遮断値は、次表に掲げる合計流量遮断値及び増加流量遮断値の範囲において、合計流量と増加流量遮断値が消費パターン又は消費パターンの変動に応じて無段階に自動設定されるものであり、かつ、自動設定後は、それぞれの設定値において確実に動作するものであること。この場合、増加流量遮断設定値は、合計流量遮断設定値を超えないものであること

範囲	合計流量遮断値 (m^3/h)	増加流量遮断値 (m^3/h)
上限	3.4	2.5
下限	0.9	0.9

注 1 合計流量とは、設置先の燃焼器具の合計消費量を

こと。

9.3 復帰のためのスイッチが押し続けられた場合に復帰できないものであることについては、復帰安全機構試験設備により遮断弁を遮断させ 5 秒以上経過後、復帰スイッチを押し続けた状態で 21 L/h 以上の流量を流したとき再遮断することを確認すること。

ただし、技術上の基準 10.2 項(1)の表中区分 1 において制限時間を有するものであって、区分 1 で遮断した場合においては、復帰安全機構の再遮断に要する流量は、区分 1 で設定された任意のガス流量であることを確認すること。

9.4 （１）テスト遮断機能を有するものであることについては、説明資料により確認すること。

（２）容易に操作できないことについては、テスト遮断用のスイッチ類が特殊工具によらなければ操作できないことを目視又は説明資料により確認すること。

（３）マイコン制御部により遮断することについては、説明資料により確認すること。

（４）テスト遮断操作を行い遮断弁を作動させた後、5 秒以上 1 分以内に復帰操作を行い、正常に作動することを確認すること。

10 保安機能（マイコンメータEに限る。）

10.1 （１）a) 説明資料及び試験成績書により確認すること。

b) マイコンメータにおいて、次の項目を確認すること。

1) 技術上の基準 10.1 項の表の上限値及び下限値内で確実に動作すること。

2) 消費パターンの変動に応じて増加再学習及び減少再学習が確実に動作すること。

3) 強制再学習が行えること。

超えてガスが流れた場合を想定した流量

注2 増加流量とは、設置先の燃焼器具のうち、消費量が最大の器具に比して異常に大きい流量増加があった場合を想定した流量

(2) マイコンメータで給湯器を識別できるものにあつては、当該マイコンメータが給湯器の使用を認識している間に、当該マイコンメータに設定されている合計流量遮断値もしくは増加流量遮断値を超える流量を検知した場合、その遮断値を規格上限値に引き上げ、その後、消費パターンの変動に応じ、改めて、10.1 項(1)の表に掲げる範囲で、無段階に自動設定する機能を有するものであること。

10.2 (1) マイコンメータEは、ガス流量の区分及びガス漏れ警報器の接続の有無に応じ、使用時間の制限が次表に掲げる範囲において消費パターン又は消費パターンの変動に応じて無段階に自動設定されるものであり、かつ、自動設定後は、ガス流量の区分に相当する流量が継続して流れた場合に制限時間で確実に動作するものであること。この場合区分5及び6の上限値については、上記規定にかかわらず20分に固定できるものであること。

区分	ガス流量 (kg/h)	制限時間 (分)			
		CO 区分	下限値	上限値	
				標準	警報器 未接続
1	0.042 未満 (0.021)		制限無し	制限無し	制限無し
2-1	0.042 以上 0.126 未満 (0.021) (0.063)		300	720	720
2-2	0.126 以上 0.25 未満 (0.063) (0.125)		240	720	720
2-3	0.25 以上 0.42 未満 (0.125) (0.210)		160	720	720
3	0.42 以上 0.50 未満		160	390	600

(2) マイコンメータが給湯器の使用を認識している間に、当該マイコンメータに設定されている合計流量遮断値もしくは増加流量遮断値を超える流量を流したとき、その遮断値を規格上限値に引き上げ、その後、消費パターンの変動に応じて、技術上の基準10.1 項(1)の表に掲げる範囲で改めて増加再学習が確実に動作することを確認すること。

10.2(1) a) 説明資料及び試験成績書により確認すること。

b) マイコンメータについて次の項目を確認すること。

- 1) ガス流量の区分及びガス漏れ警報器の接続の有無に応じて技術上の基準10.2 項の表の上限値及び下限値内で確実に動作すること。
- 2) 消費パターンの変動に応じて増加再学習及び減少再学習が確実に動作すること。
- 3) 強制再学習が行えること。

	(0. 210) (0. 250)					
4	0. 50 以上 0. 58 未満 (0. 250) (0. 290)		160	260	520	
5	0. 58 以上 0. 75 未満 (0. 290) (0. 375)	20	160	160	400	
6	0. 75 以上 1. 00 未満 (0. 375) (0. 500)	20	120	120	300	
7	1. 00 以上 1. 17 未満 (0. 500) (0. 585)		100	100	250	
8	1. 17 以上 1. 42 未満 (0. 585) (0. 710)		85	85	210	
9	1. 42 以上 1. 71 未満 (0. 710) (0. 855)		70	70	180	
10	1. 71 以上 2. 00 未満 (0. 855) (1. 000)		60	60	150	
11	2. 00 以上 2. 33 未満 (1. 000) (1. 165)		50	50	120	
12	2. 33 以上 2. 92 未満 (1. 165) (1. 460)		40	40	100	
13	2. 92 以上 6. 8 未満 (1. 460) (3. 400)		15	40	40	75

注 1) 増加流量遮断設定値が 2.1 m³/h を超えているときは区分 13 の下限値が 40 分、それ以外の時は当該区分の下限値が 15 分に設定されるものであること。

2) ガス流量欄の括弧内数値は、[m³/h] 単位における換算値を表す。

(2) 次に掲げる機能を選択できるものにあつては、ガス流量の区分に応じ、使用時間の制限が(1)の規定に係らずガス流量の区分に相当する流量が継続して流れた場合に制限時間で確実に動作するものであること。

- a) 区分 1 のガス流量の範囲内においては、任意のガス流量の範囲で制限時間を有するもの
- b) 区分 2—1、2—2 及び 2—3 の制限時間が 160 分以下に固定できるもの

(2) a) 区分 1 において任意のガス流量で制限時間を有するものにあつては、区分に応じた任意の設定値に設定したのち、ガス流量の区分に応じて確実に制限時間内に動作することを確認すること。

b) 区分 2-1、2-2 及び 2-3 の制限時間を 160 分以下に固定できるものにあつては、区分に応じた任意の設定値に設定したのち、ガス流量の区分に応じて確実に制限時間内に動作することを確認すること。

c) 区分3から区分13の全ての制限時間を15分、30分、60分、90分、120分及び160分のいずれかの同一時間に固定できるものであって、かつ、固定設定した制限時間が下限値を超える区分については、その下限値に固定できるもの d) 制限時間が固定設定されている場合以外に限り、使用しているガス流量区分の制限時間が経過する前に宅内に設置した使用時間延長スイッチ等により、当該ガス流量区分の制限時間の下限値の時間を1回のみ延長できるもの e) ガス漏れ警報器との連動遮断機能を有している場合に限り、制限時間を各区分の上限値に固定できるもの (3) 給湯器及びファンヒーターを識別できるものにあつては、当該マイコンメータが給湯器若しくはファンヒーターの使用を認識している間に、継続使用時間遮断値の区分5及び区分6を除く特定の区分において、当該マイコンメータに設定されている継続使用時間遮断値を超える使用時間を検知した場合、その遮断値を当該区分の制限時間上限値に引き上げ、その後、消費パターンの変	と。 c) 区分3から区分13の全ての制限時間を15分、30分、60分、90分、120分及び160分のいずれかの同一時間に固定できるものであって、かつ、固定設定した制限時間が下限値を超える区分については、その下限値に固定できるものにあつては、次に掲げる方法により確認すること。 1) 説明資料及び試験成績書により確認すること。 2) 任意の設定値に設定したのち、ガス流量の区分に応じて確実に制限時間内に動作することを確認すること。 d) 制限時間が固定設定されている場合以外に限り、使用しているガス流量区分の制限時間が経過する前に宅内に設置した使用時間延長スイッチ等により、当該ガス流量区分の制限時間の下限値の時間を1回のみ延長できるものにあつては、次に掲げる方法により確認すること。 1) 説明資料及び試験成績書により確認すること。 2) 使用時間延長スイッチ等を操作したのち、ガス流量区分の制限時間の下限値の時間を1回のみ延長できることを確認すること。 e) ガス漏れ警報器との連動遮断機能を有している場合に限り、制限時間を各区分の上限値に固定できるものにあつては、次に掲げる方法により確認すること。 1) 説明資料及び試験成績書により確認すること。 2) ガス漏れ警報器と連動させた状態において、制限時間が各区分の上限値に固定されていることを確認した後、ガス漏れ警報器との連動を解除したとき各区分の制限時間の上限値固定が解除されることを確認すること。 (3)マイコンメータが給湯器若しくはファンヒーターの使用を認識している間に、次の事象について確認すること。 a) 当該マイコンメータに設定されている流量区分の継続使用時間遮断値を超えて当該区分の流量を流したとき、その遮断値を当該区分の制限時間上限値に引き上げ、その後、消費パターンの変動に応じて、
--	--

動に応じ、改めて 10.2 項(1)の表に掲げる範囲で無段階に自動設定する機能を有するものであること。

10.3 マイコンメータのガス漏れ警報器との連動遮断に係る機能は、次に掲げる条件に適合するものであること。

(1)ガス漏れ警報器とマイコンメータが接続されている場合、当該警報器が鳴動した時のマイコンメータの動作は、ガス漏れ警報器からの遮断信号とガスメータを流れるガス流量の有無を判断して論理的にガスを遮断する機能（以下「ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能」という。）により作動するものであり、かつ、ガス漏れ警報器が動作状態において遮断部を復帰できないものであること。

この場合、遮断部を復帰できないことについては、遮断部を復帰できるものであって、再遮断するものを含む。

(2)ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能は、設定器等により当該機能の有無を選択できないものであること。

(3)ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能は、確実に作動するものであること。

技術上の基準 10.2 項(1)の表に掲げる範囲で増加再学習が確実に動作すること。

b) 継続使用時間遮断値の区分 5 及び区分 6 において、a)の機能が動作しないこと。

10.3 (1)a) ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能により作動することについては、説明資料等により確認すること。

b) ガス漏れ警報器が動作状態において遮断部を復帰できないことについては、説明資料等により確認すること。

(2)設定器等によりガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能の有無を選択できないことについては、説明資料等により確認すること。

(3)確実に作動することについては、マイコンメータに空気又は不活性ガスによる 2.8 kPa 以上の圧力を加えた状態で標準点検ガス等によりガス漏れ警報器が鳴動し続けている場合において、次表の各パターンに対応する時間で作動することを確認すること。

パターン	前監視時間内 の試験流量	後監視時間内 の試験流量	作動時間
パターン 1	無し	無し	後監視時間終了時
パターン 2	無し	所定流量以上	後監視時間内
パターン 3	所定流量以上	所定流量以上 又は無し	ガス漏れ警報器鳴動 後 25 秒以上 60 秒以 内

注 1) 前監視時間とは、ガス漏れ警報器鳴動後の遅延時間経過後を基点として 30 秒前までの時間をいう。

2) 後監視時間とは、ガス漏れ警報器鳴動後の遅延時間経過後を基点として 4 分後までの時間をいう。

10.4 マイコンメータは、対震遮断に係る機能を有し、当該機能は、次に掲げる条件に適合するものであること。

(1) 誤作動防止のための対策が講じられているものであること。

(2) マイコンメータの対震遮断に係る動作は、内蔵された感震器からの遮断信号とガスメータを流れるガス流量の有無を判断して論理的にガスを遮断する機能(以下「感震器ガス流量確認遮断機能」という。)及び「液化石油ガス用対震自動ガス遮断器基準」に定める対震遮断に係る基準により作動するものであること。

(3) 感震器ガス流量確認遮断機能は、設定器等により当該機能の有無を選択できるものであること。

(4) 感震器ガス流量確認遮断機能は、確実に作動するものであること。

3) 所定流量は、21 L/h(区分1において制限時間を有するものにあつては区分1で設定された任意のガス流量)とし、30秒以上継続して流すこと。

10.4 (1) 誤作動防止のための対策が講じられていることについては、説明資料等により確認すること。

(2) a) 内蔵された感震器によること及び感震器ガス流量確認遮断機能により作動することについては、説明資料等により確認すること。

b) 「液化石油ガス用対震自動ガス遮断器基準」に定める対震遮断に係る基準により作動するものにあつては、マイコンメータに空気又は不活性ガスにより2.8 kPa以上の圧力を加えた状態で正弦波周期が0.3秒から0.7秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒9ガルから毎秒11ガルの割合で漸増した時、80ガル以上250ガル以下で作動することを確認すること。

この場合、ガス流量確認遮断機能を解除した状態で行うこと。

(3) 設定器等により感震器ガス流量確認遮断機能又は対震遮断器機能のいずれかの機能を選択できることについては、説明資料等により確認すること。

(4) 確実に作動することについては、次に掲げる方法により確認すること。

a) マイコンメータに空気又は不活性ガスにより2.8 kPa以上の圧力を加えた状態で正弦波周期が0.3秒から0.7秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒9ガルから毎秒11ガルの割合で漸増した時、次表の各パターンに対応する作動状態となることを確認すること。

パターン	前監視時 間内の試験流量	後監視時 間内の試験流量	周 期 (秒)	水平振動加速度 (ガル)	作動状態
パターン1	無し	無し	0.3、0.5 及び0.7	80以上250以下	未作動
パターン2	無し				作 動

		所定流量 以上	0.3、0.5 及び 0.7	80 以上 250 以 下	(試験流量検知 時)
パターン 3	所定流量 以上	—	0.3、0.5 及び 0.7	80 以上 250 以 下	作 動 (感震器作動判定時)

注 1) 前監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として 30 秒前までの時間をいう。

2) 後監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として 2 分後までの時間をいう。

3) 所定流量は 21 L/h (区分 1 において制限時間を有するものにあつては区分 1 で設定された任意のガス流量) とし、30 秒以上継続して流すこと。

b) マイコンメータに空気又は不活性ガスにより 2.8 kPa 以上の圧力を加えた状態で正弦波周期が 0.05 秒から 0.7 秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒 9 ガルから毎秒 11 ガルの割合で漸増した時、次表の各パターンに対応する作動状態となることを確認すること。

パターン	前監視時間内 の試験流量	後監視時間内 の試験流量	周 期 (秒)	水平振動加速度 (ガル)	作動状態
パターン 1	無し	所定流量以上	0.1、0.2、 0.3 及び 0.7	80 未満	未作動
			0.067	180 未満	
			0.05	330 未満	
パターン 2	所定流量以上	—	0.1、0.2、 0.3 及び 0.7	80 未満	未作動
			0.067	180 未満	
			0.05	330 未満	

注 1) 前監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として 30 秒前までの時間をいう。

2) 後監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として 2 分後までの時間をいう。

3) 所定流量は 21 L/h (区分 1 において制限時

10.5 マイコンメータの圧力低下遮断に係る機能は、次に掲げる条件に適合するものであること。

(1) マイコンメータは、圧力低下遮断機能を有するものであること。

(2) 圧力低下遮断機能を有するものにあつては、マイコンメータに内蔵された圧力検知器からの遮断信号とガスメータを流れるガスの有無を判断して論理的にガスを遮断する機能(以下「圧力検知器ガス流量確認遮断機能」という。)により作動するものであること。

(3) 圧力検知器ガス流量確認遮断機能は、確実に作動するものであること。

間を有するものにあつては区分1で設定された任意のガス流量)とし、30秒以上継続して流すこと。

10.5 (1) 圧力低下遮断機能を有することについては、説明資料等により確認すること。

(2) 内蔵された圧力検知器によること及び圧力検知器ガス流量確認遮断機能により作動することについては、説明資料等により確認すること。

(3) 圧力検知器ガス流量確認遮断機能が確実に作動することについては、次の事項を確認すること。

a) 圧力検知器が作動し続けている場合において、次表の各パターンに対応する時間で作動することを確認すること。この場合、圧力検知試験装置により一次側に2.8 kPaの圧力を加えた後、徐々に圧力を低下したとき、1.0 kPa以下0.2 kPa以上の圧力で確実に遮断することを確認すること。

パターン	前監視時間内の試験流量	圧力低下中の試験流量	作動時間
パターン1	無し	無し	遮断せず
パターン2	所定流量以上	無し	圧力低下判定時

注1) 前監視時間とは、圧力低下判定時を基点として2分前までの時間をいう。

2) 所定流量は21 L/h(区分1において制限時間を有するものにあつては区分1で設定された任意のガス量)とし、30秒以上継続して流すこと

b) 圧力検知器により遮断した後、0.2 kPa以下の圧力では遮断弁が復帰できないものであり、かつ1.0 kPaを超える圧力で復帰できることを確認すること。

④個別事項（マイコンメータS4）

技 術 上 の 基 準

11 構造（マイコンメータ S 4に限る。）

11.1 マイコンメータとガス漏れ警報器間等の入出力信号線（以下「信号線」という。）及びマイコンメータと伝送装置間の入出力通信線（以下「通信線」という。）の接続部は、次に掲げる条件に適合するものであること。

(1)接続部は、信号線及び通信線との接続が容易に行える位置にあり、かつ、雨水等の影響を受けないよう保護されているものであること。

(2)接続部で極性のあるものにあつては、次表のいずれか又は両方の方法で極性、信号線の種類が識別できるものであること。

識別方法		表 示	色
通信線	データ	D T	黄色
	共通線	S G	黒色
遮断弁遠隔開閉用通信線	開	開	茶色
	共通線	C	灰色
	閉	止	青色
極性 (ガス漏れ警報器)	+	+	赤色
	-	-	白色
極性 (外部機器 1)	+	+	紫色
	-	-	水色
極性 (外部機器 2)	+	+	橙色
	-	-	桃色
FG		FG	緑色

注）共通線を共用する場合、同色を用いることも可能。表示については併記すること。

(3)接続部は、マイコンメータと確実に固定されているものであり、かつ、信号線及び通信線との接続は、十分な強度を有するものであること。

(4)接続部に端子台を使用する場合には、通信線端子にあつてはD Tが左、S Gが右、ガス漏れ警報器端子等の極性を有する端子にあつては(+)が左、(-)が右、開閉端子にあつては左から開、C、止の順に配列された

検 査 の 方 法

11 構造（マイコンメータ S 4に限る。）

11.1 (1)a) 信号線及び通信線との接続が容易に行える位置にあることについては、目視等により確認すること。

b) 雨水等の影響を受けないことについては、2.1 項の基準に適合することを確認すること。

(2)技術上の基準 11.1 項(2)の表のとおりに極性が識別できることを確認すること。

(3)接続部に接続した信号線及び通信線に 30 Nの力を 15 秒間加えた後、異常の有無を確認し、12.1 項(2)a)、12.3 項(3)及び 5.2 項の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。

(4)端子台の配列が標準化されたものであることについては、目視等により確認すること。

ものであること。

ただし、マイコンメータが有するケース内に別基板で構成されるNCUが収納されているものにあつては、この限りでない。

配列例

FG	DT	SG	(DT) (開)	(SG) (C)	(止)
E	C		D		
(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)
A		B 1		B 2	

A : ガス漏れ警報器端子

B 1 : 外部機器 1 端子 (CO 警報器等用) (オフショ)

B 2 : 外部機器 2 端子 (自動切替式調整器等用) (オフショ)

C : 通信端子

D : 遮断弁遠隔開閉端子 (オフショ)

E : 共通線端子

(5) 通信線を逆接続及びショートさせた場合でも正常に戻した場合、異常がないこと。

11.2 遮断弁より下流においてガス漏れがある場合には復帰できない復帰安全機構を有するものであること。

(5) 通信線を逆接続及びショートさせ、12.1 項 (2) a) の作動試験を行った後正常に戻し、12.1 項 (2) a) 及び 5.2 項の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。

11.2 (1) 復帰安全機構を有することについては、図面、説明資料により確認すること。

(2) 遮断弁より下流においてガス漏れがある場合に復帰できないものであることについては、復帰安全機構試験設備により遮断弁を遮断させ 5 秒以上経過後、手動復帰操作をし、流量が 0 のとき 1 分間以内又は 2 分間以内に復帰できるものであり、かつ、復帰に要する時間に応じた時間 (1 分間又は 2 分間) 以内に当該遮断装置に 21 L/h 以上の流量を流したときに遮断することを確認すること。

ただし、技術上の基準 12.2 項 (1) の表中区分 1 において制限時間を有するものであつて、区分 1 で遮断した場合においては、復帰安全機構の再遮断に要する流量は、区分 1 で設定された任意のガス

11.3 復帰のためのスイッチが押し続けられた場合には復帰できない復帰安全機構を有するものであること。

11.4 液化石油ガスを使用する者等が容易に操作できないテスト遮断機能（マイコン制御部からの信号により遮断するものに限る。）を有するものであること。

12 保安機能（マイコンメータS4に限る。）

12.1 合計流量遮断値及び増加流量遮断値は、次表に掲げる合計流量遮断値及び増加流量遮断値の範囲において、合計流量と増加流量遮断値が消費パターン又は消費パターンの変動に応じて無段階に自動設定されるものであり、かつ、自動設定後は、それぞれの設定値において確実に動作するものであること。この場合、増加流量遮断設定値は、合計流量遮断設定値を超えないものであること。

範囲	合計流量遮断値 (m^3/h)	増加流量遮断値 (m^3/h)
上限	5.0	4.0
下限	0.9	0.9

流量であり、かつ、復帰安全機構の遮断に要する時間は、任意の時間であることを確認すること。

11.3 復帰のためのスイッチが押し続けられた場合に復帰できないものであることについては、復帰安全機構試験設備により遮断弁を遮断させ5秒以上経過後、復帰スイッチを押し続けた状態で21 L/h以上の流量を流したとき再遮断することを確認すること。

ただし、技術上の基準12.2項(1)の表中区分1において制限時間を有するものであって、区分1で遮断した場合には、復帰安全機構の再遮断に要する流量は、区分1で設定された任意のガス流量であることを確認すること。

11.4 (1)テスト遮断機能を有するものであることについては、説明資料により確認すること。

(2)容易に操作できないことについては、テスト遮断用のスイッチ類が特殊工具によらなければ操作できないことを目視又は説明資料により確認すること。

(3)マイコン制御部により遮断することについては、説明資料により確認すること。

(4)テスト遮断操作を行い遮断弁を作動させた後、5秒以上1分以内に復帰操作を行い、正常に作動することを確認すること。

12 保安機能（マイコンメータS4に限る。）

12.1 (1)説明資料及び試験成績書により確認すること

(2)次の項目を確認すること。

a) 技術上の基準12.1項の表の上限値及び下限値内で確実に動作すること。

b) 消費パターンの変動に応じて増加再学習及び減少再学習が確実に動作すること。

c) 強制再学習が行えること。

注1 合計流量とは、設置先の燃焼器具の合計消費量を
超えてガスが流れた場合を想定した流量

注2 増加流量とは、設置先の燃焼器具のうち、消費量
が最大の器具に比して異常に大きい流量増加があっ
た場合を想定した流量

12.2 (1) ガス流量の区分及びガス漏れ警報器の接続の有無
に応じ、使用時間の制限が次表に掲げる範囲において消
費パターン又は消費パターンの変動に応じて無段階に自
動設定されるものであり、かつ、自動設定後は、ガス流
量の区分に相当する流量が継続して流れた場合に制限時
間で確実に動作するものであること。この場合区分5及
び6の上限値については、上記規定にかかわらず20分
に固定できるものであること。

区 分	ガス流量 (kg/h)	制限時間 (分)			
		CO 区 分	下限値	上限値	
			標 準	警報器 未接続	警報器 接続
1	0.042 未満 (0.021)		制限無 し	制限無 し	制限無 し
2-1	0.042 以上 0.126 未満 (0.021) (0.063)		300	720	720
2-2	0.126 以上 0.25 未満 (0.063) (0.125)		240	720	720
2-3	0.25 以上 0.42 未満 (0.125) (0.210)		160	720	720
3	0.42 以上 0.50 未満 (0.210) (0.250)		160	390	600
4	0.50 以上 0.58 未満 (0.250) (0.290)		160	260	520
5	0.58 以上 0.75 未満 (0.290) (0.375)	20	160	160	400
6	0.75 以上 1.00 未満 (0.375) (0.500)	20	120	120	300
7	1.00 以上 1.17 未満 (0.500) (0.585)		100	100	250

12.2 (1) a) 説明資料及び試験成績書により確認すること。

b) 次の項目を確認すること。

- 1) ガス流量の区分及びガス漏れ警報器の接続の有無に応じて技術上の基準 12.2 項の表の上限値及び下限値内で確実に動作すること。
- 2) 消費パターンの変動に応じて増加再学習及び減少再学習が確実に動作すること。
- 3) 強制再学習が行えること。

8	1.17 以上 1.42 未満 (0.585) (0.710)		85	85	210
9	1.42 以上 1.71 未満 (0.710) (0.855)		70	70	180
10	1.71 以上 2.00 未満 (0.855) (1.000)		60	60	150
11	2.00 以上 2.33 未満 (1.000) (1.165)		50	50	120
12	2.33 以上 2.92 未満 (1.165) (1.460)		40	40	100
13-1	2.92 以上 5.0 未満 (1.460) (2.500)		40	40	75
13-2	5.0 以上 8.0 未満 (2.500) (4.000)		15	15	15

注 1) ガス流量欄の括弧内数値は、[m³/h] 単位における換算値を表す。

(2)次に掲げる機能を選択できるものにあつては、ガス流量の区分に応じ、使用時間の制限が(1)の規定に係らずガス流量の区分に相当する流量が継続して流れた場合に制限時間で確実に動作するものであること。

- a) 区分 1 のガス流量の範囲内においては、任意のガス流量の範囲で制限時間を有するもの
- b) 区分 2—1、2—2 及び 2—3 の制限時間が 160 分以下に固定できるもの
- c) 区分 3 から区分 13 の全ての制限時間を 15 分、30 分、60 分、90 分、120 分及び 160 分のいずれかの同一時間に固定できるものであつて、かつ、固定設定した制限時間が下限値を超える区分については、その下限値に固定できるもの

(2)a) 区分 1 において任意のガス流量で制限時間を有するものにあつては区分に応じた任意の設定値に設定したのち、ガス流量の区分に応じて確実に制限時間内に動作することを確認すること。

b) 区分 2-1、2-2 及び 2-3 の制限時間を 160 分以下に固定できるものにあつては、区分に応じた任意の設定値に設定したのち、ガス流量の区分に応じて確実に制限時間内に動作することを確認すること。

c) 区分 3 から区分 13 の全ての制限時間を 15 分、30 分、60 分、90 分、120 分及び 160 分のいずれかの同一時間に固定できるものであつて、かつ、固定設定した制限時間が下限値を超える区分については、その下限値に固定できるものにあつては、次に掲げる方法により確認すること。

- i) 説明資料及び試験成績書により確認すること。
- ii) 任意の設定値に設定したのち、ガス流量の区分に応じて確実に制限時間内に動作することを確認すること。

d) 制限時間が固定設定されている場合以外に限り、使用しているガス流量区分の制限時間が経過する前に宅内に設置した使用時間延長スイッチ等により、当該ガス流量区分の制限時間の下限値の時間を1回のみ延長できるもの e) ガス漏れ警報器との連動遮断機能を有している場合に限り、制限時間を各区分の上限値に固定できるもの 12.3 マイコンメータのガス漏れ警報器との連動遮断に係る機能は、次に掲げる条件に適合するものであること。 (1) ガス漏れ警報器とマイコンメータが接続されている場合、当該警報器が鳴動した時のマイコンメータの動作は、ガス漏れ警報器からの遮断信号とガスメータを流れるガス流量の有無を判断して論理的にガスを遮断する機能（以下「ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能」という。）により作動するものであり、かつ、ガス漏れ警報器が動作状態において遮断部を復帰できないものであること。 この場合、遮断部を復帰できないことについては、遮断部を復帰できるものであって、再遮断するものを含む。 (2) ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能は、設定器等により当該機能の有無を選択できないものであること。 (3) ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能は、確実に作動するものであること。	d) 制限時間が固定設定されている場合以外に限り、使用しているガス流量区分の制限時間が経過する前に宅内に設置した使用時間延長スイッチ等により、当該ガス流量区分の制限時間の下限値の時間を1回のみ延長できるものにあつては、次に掲げる方法により確認すること。 1) 説明資料及び試験成績書により確認すること。 2) 使用時間延長スイッチ等を操作したのち、ガス流量区分の制限時間の下限値の時間を1回のみ延長できることを確認すること。 e) ガス漏れ警報器との連動遮断機能を有している場合に限り、制限時間を各区分の上限値に固定できるものにあつては、次に掲げる方法により確認すること。 1) 説明資料及び試験成績書により確認すること。 2) ガス漏れ警報器と連動させた状態において、制限時間が各区分の上限値に固定されていることを確認した後、ガス漏れ警報器との連動を解除したとき各区分の制限時間の上限値固定が解除されることを確認すること。 12.3 (1)a) ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能により作動することについては、説明資料等により確認すること。 b) ガス漏れ警報器が動作状態において遮断部を復帰できないことについては、説明資料等により確認すること。 (2) 設定器等によりガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能の有無を選択できないことについては、説明資料等により確認すること。 (3) 確実に作動することについては、マイコンメータに空気又は不活性ガスによる2.8 kPa以上の圧力を加えた状態で標準点検ガス等によりガス漏れ警報器が鳴動
---	---

し続けている場合において、次表の各パターンに対応する時間で作動することを確認すること。

パターン	前監視時間内の試験流量	後監視時間内の試験流量	作動時間
パターン1	無し	無し	後監視時間終了時
パターン2	無し	1パルス以上	後監視時間内
パターン3	1パルス以上	1パルス以上又は無し	ガス漏れ警報器鳴動後 25 秒以上 60 秒以内

注1) 前監視時間とは、ガス漏れ警報器鳴動後の遅延時間経過後を基点として2分前までの時間をいう。

2) 後監視時間とは、ガス漏れ警報器鳴動後の遅延時間経過後を基点として4分後までの時間をいう。

12.4 マイコンメータは、対震遮断に係る機能を有し、当該機能は、次に掲げる条件に適合するものであること。

(1) 誤作動防止のための対策が講じられているものであること。

(2) マイコンメータの対震遮断に係る動作は、内蔵された感震器からの遮断信号とガスメータを流れるガス流量の有無を判断して論理的にガスを遮断する機能（以下「感震器ガス流量確認遮断機能」という。）により作動するもの又は感震器ガス流量確認遮断機能及び「液化石油ガス用対震自動ガス遮断器基準」に定める対震遮断に係る基準により作動するもの（以下「対震遮断器機能」という。）であること。

(3) 感震器ガス流量確認遮断機能及び対震遮断器機能を有するものにあつては、設定器等により感震器ガス流量確認遮断機能又は対震遮断器機能のいずれかの機能を選択できるものであること。

(4) 感震器ガス流量確認遮断機能は、確実に作動するものであること。

12.4 (1) 誤作動防止のための対策が講じられていることについては、説明資料等により確認すること。

(2)a) 内蔵された感震器によること及び感震器ガス流量確認遮断機能により作動することについては、説明資料等により確認すること。

b) 「液化石油ガス用対震自動ガス遮断器基準」に定める対震遮断に係る基準により作動するものにあつては、マイコンメータに空気又は不活性ガスにより2.8 kPa以上の圧力を加えた状態で正弦波周期が0.3秒から0.7秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒9ガルから毎秒11ガルの割合で漸増した時、80ガル以上250ガル以下で作動することを確認すること。

この場合、ガス流量確認遮断機能を解除した状態で行うこと。

(3) 設定器等により感震器ガス流量確認遮断機能又は対震遮断器機能のいずれかの機能を選択できることについては、説明資料等により確認すること。

(4) 確実に作動することについては、次に掲げる方法により確認すること。

- a) マイコンメータに空気又は不活性ガスにより 2.8 kPa 以上の圧力を加えた状態で正弦波周期が 0.3 秒から 0.7 秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒 9 ガルから毎秒 11 ガルの割合で漸増した時、次表の各パターンに対応する作動状態となることを確認すること。

パターン	前監視時間 間の試験 流量	後監視時間 間の試験 流量	周 期 (秒)	水平振動加速度 (ガル)	作動状態
パターン 1	無し	無し	0.3、0.5 及び 0.7	80 以上 250 以 下	未作動
パターン 2	無し	1 パルス 以上	0.3、0.5 及び 0.7	80 以上 250 以 下	作 動 (試験流量検知 時)
パターン 3	1 パルス 以上	—	0.3、0.5 及び 0.7	80 以上 250 以 下	作 動 (感震器作動判定時)

- 注 1) 前監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として 2 分前までの時間をいう。
- 2) 後監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として 2 分後までの時間をいう。

- b) マイコンメータに空気又は不活性ガスにより 2.8 kPa 以上の圧力を加えた状態で正弦波周期が 0.05 秒から 0.7 秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒 9 ガルから毎秒 11 ガルの割合で漸増した時、次表の各パターンに対応する作動状態となることを確認すること。

パターン	前監視時間内 の試験流量	後監視時間内 の試験流量	周 期 (秒)	水平振動加速度 (ガル)	作動状態
パターン 1	無し	1 パルス以上	0.1、0.2、 0.3 及び 0.7	80 未満	未作動
			0.067	180 未満	
			0.05	330 未満	

12.5 マイコンメータは、内蔵された圧力検知器からの遮断信号とガスメータを流れるガスの有無を判断して論理的にガスを遮断する機能（以下「圧力検知器ガス流量確認遮断機能」という。）を有し、当該機能は、確実に作動するものであること。

パターン2	1パルス以上	—	0.1、0.2、 0.3 及び 0.7	80 未満	未作動
			0.067	180 未満	
			0.05	330 未満	

注 1）前監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として2分前までの時間をいう。

2）後監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として2分後までの時間をいう。

12.5 （1）内蔵された圧力検知器によること及び圧力検知器ガス流量確認遮断機能により作動することについては、説明資料等により確認すること。

（2）圧力検知器ガス流量確認遮断機能が確実に作動することについては、次の事項を確認すること。

- a) 圧力検知器が作動し続けている場合において、次表の各パターンに対応する時間で作動することを確認すること。この場合、圧力検知試験装置により一次側に 2.8 kPa の圧力を加えた後、徐々に圧力を低下したとき、1.0 kPa 以下 0.2 kPa 以上の圧力で確実に遮断することを確認すること。
- b) 圧力検知器により遮断した後、0.2 kPa 以下の圧力では遮断弁が復帰できないものであり、かつ、1.0 kPa を超える圧力で復帰できることを確認すること。

パターン	前監視時間内の試験流量	圧力低下中の試験流量	作動時間
パターン1	無し	無し	遮断せず
パターン2	1パルス以上	無し	圧力低下判定時

注 1）前監視時間とは、圧力低下判定時を基点として2分前までの時間をいう。

⑤個別事項（マイコンメータ E 4）

技 術 上 の 基 準

13 構造（マイコンメータ E 4に限る。）

13.1 マイコンメータとガス漏れ警報器間等の入出力信号線（以下「信号線」という。）及びマイコンメータと伝送装置間の入出力通信線（以下「通信線」という。）の接続部は、次に掲げる条件に適合するものであること。

(1)接続部は、信号線及び通信線との接続が容易に行える位置にあり、かつ、雨水等の影響を受けないよう保護されているものであること。

(2)接続部で極性のあるものにあつては、次表のいずれか又は両方の方法で極性、信号線の種類が識別できるものであること。

識別方法		表 示	色
通信線	データ	D T	黄色
	共通線	S G	黒色
遮断弁遠隔開閉用通信線	開	開	茶色
	共通線	C	灰色
	閉	止	青色
極性 (ガス漏れ警報器)	+	+	赤色
	-	-	白色
極性 (外部機器 1)	+	+	紫色
	-	-	水色
極性 (外部機器 2)	+	+	橙色
	-	-	桃色
FG		FG	緑色

注）共通線を共用する場合、同色を用いることも可能。表示については併記すること。

(3)接続部は、マイコンメータと確実に固定されているものであり、かつ、信号線及び通信線との接続は、十分な強度を有するものであること。

(4)接続部に端子台を使用する場合には、通信線端子にあつては D T が左、S G が右、ガス漏れ警報器端子等の極性を有する端子にあつては (+) が左、(-) が右、開閉端子にあつては左から開、C、止の順に配列されたものであること。

検 査 の 方 法

13 構造（マイコンメータ E 4に限る。）

13.1 (1)a) 信号線及び通信線との接続が容易に行える位置にあることについては、目視等により確認すること。

b) 雨水等の影響を受けないことについては、2.1 項の基準に適合することを確認すること。

(2)技術上の基準 13.1 項(2)の表のとおりに極性が識別できることを確認すること。

(3)接続部に接続した信号線及び通信線に 30 N の力を 15 秒間加えた後、異常の有無を確認し、14.1 項(1)b)1)、14.3 項(3)及び 5.2 項の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。

(4)端子台の配列が標準化されたものであることについては、目視等により確認すること。

ただし、マイコンメータが有するケース内に別基板で構成されるNCUが収納されているものにあつては、この限りでない。

配列例

FG	DT	SG	(DT) (開)	(SG) (C)	(止)
E	C		D		
(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)
A		B 1		B 2	

A : ガス漏れ警報器端子

B 1 : 外部機器 1 端子 (CO 警報器等用) (オフショ)

B 2 : 外部機器 2 端子 (自動切替式調整器等用) (オフショ)

C : 通信端子

D : 遮断弁遠隔開閉端子 (オフショ)

E : 共通線端子

(5) 通信線を逆接続及びショートさせた場合でも正常に戻した場合、異常がないこと。

13.2 遮断弁より下流においてガス漏れがある場合には復帰できない復帰安全機構を有するものであること。

(5) 通信線を逆接続及びショートさせ、14.1 項(1)b)1) の作動試験を行った後正常に戻し、14.1 項(1)b)1) 及び 5.2 項の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。

13.2 (1) 復帰安全機構を有することについては、図面、説明資料により確認すること。

(2) 遮断弁より下流においてガス漏れがある場合に復帰できないものであることについては、復帰安全機構試験設備により遮断弁を遮断させ 5 秒以上経過後、手動復帰操作をし、流量が零のとき 20 秒間以内に復帰できるものであり、かつ、当該遮断装置に 21 L/h 以上の流量を流した状態で手動復帰操作をしたときには 20 秒以内に遮断することを確認すること。

ただし、技術上の基準 14.2 項(1)の表中区分 1 において制限時間を有するものであつて、区分 1 で遮断した場合においては、復帰安全機構の再遮断に要する流量は、区分 1 で設定された任意のガス流量であり、かつ、復帰安全機構の遮断に要する時間は、任意の時間であることを確認すること。

13.3 復帰のためのスイッチが押し続けられた場合には復帰できない復帰安全機構を有するものであること。

13.4 液化石油ガスを使用する者等が容易に操作できないテスト遮断機能（マイコン制御部からの信号により遮断するものに限る。）を有するものであること。

14 保安機能（マイコンメータE4に限る。）

14.1 合計流量遮断値及び増加流量遮断値は、次に掲げる条件に適合するものであること。

（1）マイコンメータは次表に掲げる合計流量遮断値及び増加流量遮断値の範囲において、合計流量と増加流量遮断値が消費パターン又は消費パターンの変動に応じて無段階に自動設定されるものであり、かつ、自動設定後は、それぞれの設定値において確実に動作するものであること。この場合、増加流量遮断設定値は、合計流量遮断設定値を超えないものであること。

範囲	合計流量遮断値 (m^3/h)	増加流量遮断値 (m^3/h)
上限	5.0	4.0
下限	0.9	0.9

13.3 （1）復帰のためのスイッチが押し続けられた場合に復帰できないものであることについては、復帰安全機構試験設備により遮断弁を遮断させ5秒以上経過後、復帰スイッチを押し続けた状態で21 L/h以上の流量を流したとき再遮断することを確認すること。

ただし、技術上の基準14.2項(1)の表中区分1において制限時間を有するものであって、区分1で遮断した場合においては、復帰安全機構の再遮断に要する流量は、区分1で設定された任意のガス流量であることを確認すること。

13.4 （1）テスト遮断機能を有するものであることについては、説明資料により確認すること。

（2）容易に操作できないことについては、テスト遮断用のスイッチ類が特殊工具によらなければ操作できないことを目視又は説明資料により確認すること。

（3）マイコン制御部により遮断することについては、説明資料により確認すること。

（4）テスト遮断操作を行い遮断弁を作動させた後、5秒以上1分以内に復帰操作を行い、正常に作動することを確認すること。

14 保安機能（マイコンメータE4に限る。）

14.1 （1）a）説明資料及び試験成績書により確認すること。

b）マイコンメータにおいて、次の項目を確認すること。

1）技術上の基準14.1項の表の上限値及び下限値内で確実に動作すること。

2）消費パターンの変動に応じて増加再学習及び減少再学習が確実に動作すること。

3）強制再学習が行えること。

注1 合計流量とは、設置先の燃焼器具の合計消費量を
超えてガスが流れた場合を想定した流量

注2 増加流量とは、設置先の燃焼器具のうち、消費量
が最大の器具に比して異常に大きい流量増加があっ
た場合を想定した流量

(2)マイコンメータで給湯器を識別できるものにあつては、
当該マイコンメータが給湯器の使用を認識している間
に、当該マイコンメータに設定されている合計流量遮断
値もしくは増加流量遮断値を超える流量を検知した場
合、その遮断値を規格上限値に引き上げ、その後、消費
パターンの変動に応じ、改めて、14.1項(1)の表に掲げ
る範囲で、無段階に自動設定する機能を有するものであ
ること。

14.2 (1)ガス流量の区分及びガス漏れ警報器の接続の有無
に応じ、使用時間の制限が次表に掲げる範囲において消
費パターン又は消費パターンの変動に応じて無段階に自
動設定されるものであり、かつ、自動設定後は、ガス流
量の区分に相当する流量が継続して流れた場合に制限時
間で確実に動作するものであること。この場合区分5及
び6の上限値については、上記規定にかかわらず20分
に固定できるものであること。

区分	ガス流量 (kg/h)	制限時間(分)			
		CO 区分	下限値	上限値	
			標準	警報器 未接続	警報器 接続
1	0.042未満 (0.021)		制限無し	制限無し	制限無し
2-1	0.042以上 0.126未満 (0.021) (0.063)		300	720	720
2-2	0.126以上 0.25未満 (0.063) (0.125)		240	720	720
2-3	0.25以上 0.42未満 (0.125) (0.210)		160	720	720
3	0.42以上 0.50未満 (0.210) (0.250)		160	390	600
4	0.50以上 0.58未満 (0.250) (0.290)		160	260	520
5	0.58以上 0.75未満 (0.290) (0.375)	20	160	160	400
6	0.75以上 1.00未満 (0.375) (0.500)	20	120	120	300
7	1.00以上 1.17未満 (0.500) (0.585)		100	100	250
8	1.17以上 1.42未満 (0.585) (0.710)		85	85	210
9	1.42以上 1.71未満 (0.710) (0.855)		70	70	180
10	1.71以上 2.00未満 (0.855) (1.000)		60	60	150

(2)マイコンメータが給湯器の使用を認識している間
に、当該マイコンメータに設定されている合計流量
遮断値もしくは増加流量遮断値を超える流量を流し
たとき、その遮断値を規格上限値に引き上げ、その
後、消費パターンの変動に応じて、増加再学習が確
実に動作することを確認すること。

14.2(1) a) 説明資料及び試験成績書により確認すること。

b) マイコンメータについて次の項目を確認すること。

- 1) ガス流量の区分及びガス漏れ警報器の接続の有無
に応じて技術上の基準14.2項の表の上限値及び下
限値内で確実に動作すること。
- 2) 消費パターンの変動に応じて増加再学習及び減少
再学習が確実に動作すること。
- 3) 強制再学習が行えること。

11	2.00 以上 2.33 未満 (1.000) (1.165)		50	50	120
12	2.33 以上 2.92 未満 (1.165) (1.460)		40	40	100
13-1	2.92 以上 5.0 未満 (1.460) (2.500)		40	40	75
13-2	5.0 以上 8.0 未満 (2.500) (4.000)		15	15	15

注 1) ガス流量欄の括弧内数値は、[m³/h] 単位における換算値を表す。

(2)次に掲げる機能を選択できるものにあつては、ガス流量の区分に応じ、使用時間の制限が(1)の規定に係らずガス流量の区分に相当する流量が継続して流れた場合に制限時間で確実に動作するものであること。

- a) 区分 1 のガス流量の範囲内においては、任意のガス流量の範囲で制限時間を有するもの
- b) 区分 2—1、2—2 及び 2—3 の制限時間が 160 分以下に固定できるもの
- c) 区分 3 から区分 13 の全ての制限時間を 15 分、30 分、60 分、90 分、120 分及び 160 分のいずれかの同一時間に固定できるものであって、かつ、固定設定した制限時間が下限値を超える区分については、その下限値に固定できるもの
- d) 制限時間が固定設定されている場合以外に限り、使用しているガス流量区分の制限時間が経過する前に宅内に設置した使用時間延長スイッチ等により、当該ガス流量区分の制限時間の下限値の時間を 1 回のみ延長できるもの

(2) a) 区分 1 において任意のガス流量で制限時間を有するものにあつては、区分に応じた任意の設定値に設定したのち、ガス流量の区分に応じて確実に制限時間内に動作することを確認すること。

b) 区分 2-1、2-2 及び 2-3 の制限時間を 160 分以下に固定できるものにあつては、区分に応じた任意の設定値に設定したのち、ガス流量の区分に応じて確実に制限時間内に動作することを確認すること。

c) 区分 3 から区分 13 の全ての制限時間を 15 分、30 分、60 分、90 分、120 分及び 160 分のいずれかの同一時間に固定できるものであって、かつ、固定設定した制限時間が下限値を超える区分については、その下限値に固定できるものにあつては、次に掲げる方法により確認すること。

- 1) 説明資料及び試験成績書により確認すること。
- 2) 任意の設定値に設定したのち、ガス流量の区分に応じて確実に制限時間内に動作することを確認すること。

d) 制限時間が固定設定されている場合以外に限り、使用しているガス流量区分の制限時間が経過する前に宅内に設置した使用時間延長スイッチ等により、当該ガス流量区分の制限時間の下限値の時間を 1 回のみ延長できるものにあつては、次に掲げる方法により確認すること。

- 1) 説明資料及び試験成績書により確認すること。
- 2) 使用時間延長スイッチ等を操作したのち、ガス流量区分の制限時間の下限値の時間を 1 回のみ延長できることを確認すること。

e) ガス漏れ警報器との連動遮断機能を有している場合に限り、制限時間を各区分の上限値に固定できるもの (3) 給湯器及びファンヒーターを識別できるものにあつては、当該マイコンメータが給湯器若しくはファンヒーターの使用を認識している間に、継続使用時間遮断値の区分5及び区分6を除く特定の区分において、当該マイコンメータに設定されている継続使用時間遮断値を超える使用時間を検知した場合、その遮断値を当該区分の制限時間上限値に引き上げ、その後、消費パターンの変動に応じ、改めて14.2項(1)の表に掲げる範囲で無段階に自動設定する機能を有するものであること。 14.3 マイコンメータのガス漏れ警報器との連動遮断に係る機能は、次に掲げる条件に適合するものであること。 (1) ガス漏れ警報器とマイコンメータが接続されている場合、当該警報器が鳴動した時のマイコンメータの動作は、ガス漏れ警報器からの遮断信号とガスメータを流れるガス流量の有無を判断して論理的にガスを遮断する機能（以下「ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能」という。）により作動するものであり、かつ、ガス漏れ警報器が動作状態において遮断部を復帰できないものであること。 この場合、遮断部を復帰できないことについては、遮断部を復帰できるものであって、再遮断するものを含む。 (2) ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能は、設定器等により当該機能の有無を選択できないものであること。 (3) ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能は、確実に作	e) ガス漏れ警報器との連動遮断機能を有している場合に限り、制限時間を各区分の上限値に固定できるものにあつては、次に掲げる方法により確認すること。 1) 説明資料及び試験成績書により確認すること。 2) ガス漏れ警報器と連動させた状態において、制限時間が各区分の上限値に固定されていることを確認した後、ガス漏れ警報器との連動を解除したとき各区分の制限時間の上限値固定が解除されることを確認すること。 (3) マイコンメータが給湯器若しくはファンヒーターの使用を認識している間に、次の事象について確認すること。 a) 当該マイコンメータに設定されている流量区分の継続使用時間遮断値を超えて当該区分の流量を流したとき、その遮断値を当該区分の制限時間上限値に引き上げ、その後、消費パターンの変動に応じて、増加再学習が確実に動作すること。 b) 継続使用時間遮断値の区分5及び区分6において、14.2項(1)の機能が動作しないこと。 14.3 (1)a) ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能により作動することについては、説明資料等により確認すること。 b) ガス漏れ警報器が動作状態において遮断部を復帰できないことについては、説明資料等により確認すること。 (2) 設定器等によりガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能の有無を選択できないことについては、説明資料等により確認すること。 (3) 確実に作動することについては、マイコンメータに
--	--

動するものであること。

空気又は不活性ガスによる 2.8 kPa 以上の圧力を加えた状態で標準点検ガス等によりガス漏れ警報器が鳴動し続けている場合において、次表の各パターンに対応する時間で作動することを確認すること。

パターン	前監視時間内 の試験流量	後監視時間内 の試験流量	作動時間
パターン 1	無し	無し	後監視時間終了時
パターン 2	無し	所定流量以上	後監視時間内
パターン 3	所定流量以上	所定流量以上 又は無し	ガス漏れ警報器鳴動 後 25 秒以上 60 秒以 内

- 注 1) 前監視時間とは、ガス漏れ警報器鳴動後の遅延時間経過後を基点として 30 秒前までの時間をいう。
- 2) 後監視時間とは、ガス漏れ警報器鳴動後の遅延時間経過後を基点として 4 分後までの時間をいう
- 3) 所定流量は 21 L/h (区分 1 において制限時間を有するものにあつては区分 1 で設定された任意のガス流量)とし、30 秒以上継続して流すこと。

14.4 マイコンメータは、対震遮断に係る機能を有し、当該機能は、次に掲げる条件に適合するものであること。

- (1)誤作動防止のための対策が講じられているものであること。
- (2)マイコンメータの対震遮断に係る動作は、内蔵された感震器からの遮断信号とガスメータを流れるガス流量の有無を判断して論理的にガスを遮断する機能（以下「感震器ガス流量確認遮断機能」という。）により作動するもの又は感震器ガス流量確認遮断機能及び「液化石油ガス用対震自動ガス遮断器基準」に定める対震遮断に係る基準により作動するもの（以下「対震遮断器機能」という。）であること。

(3)感震器ガス流量確認遮断機能及び対震遮断器機能を

14.4 (1)誤作動防止のための対策が講じられていることについては、説明資料等により確認すること。

- (2)a) 内蔵された感震器によること及び感震器ガス流量確認遮断機能により作動することについては、説明資料等により確認すること。
- b) 「液化石油ガス用対震自動ガス遮断器基準」に定める対震遮断に係る基準により作動するものにあつては、マイコンメータに空気又は不活性ガスにより 2.8 kPa 以上の圧力を加えた状態で正弦波周期が 0.3 秒から 0.7 秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒 9 ガルから毎秒 11 ガルの割合で漸増した時、80 ガル以上 250 ガル以下で作動することを確認すること。

この場合、ガス流量確認遮断機能を解除した状態で行うこと。

(3)設定器等により感震器ガス流量確認遮断機能又は対

有するものにあつては、設定器等により感震器ガス流量確認遮断機能又は対震遮断器機能のいずれかの機能を選択できるものであること。

(4) 感震器ガス流量確認遮断機能は、確実に作動するものであること。

震遮断器機能のいずれかの機能を選択できることについては、説明資料等により確認すること。

(4) 確実に作動することについては、次に掲げる方法により確認すること。

a) マイコンメータに空気又は不活性ガスにより 2.8 kPa 以上の圧力を加えた状態で正弦波周期が 0.3 秒から 0.7 秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒 9 ガルから毎秒 11 ガルの割合で漸増した時、次表の各パターンに対応する作動状態となることを確認すること。

パターン	前監視時間内の試験流量	後監視時間内の試験流量	周期(秒)	水平振動加速度(ガル)	作動状態
パターン 1	無し	無し	0.3、0.5 及び 0.7	80 以上 250 以下	未作動
パターン 2	無し	所定流量以上	0.3、0.5 及び 0.7	80 以上 250 以下	作動 (試験流量検出時)
パターン 3	所定流量以上	—	0.3、0.5 及び 0.7	80 以上 250 以下	作動 (感震器作動判定時)

注 1) 前監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として 2 分前までの時間をいう。

2) 後監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として 2 分後までの時間をいう。

3) 所定流量は 21 L/h (区分 1 において制限時間を有するものにあつては区分 1 で設定された任意のガス流量) とし、30 秒以上継続して流すこと。

b) マイコンメータに空気又は不活性ガスにより 2.8 kPa 以上の圧力を加えた状態で正弦波周期が 0.05 秒から 0.7 秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒 9 ガルから毎秒 11 ガルの割合で漸増した時、次表の各パターンに対応する作動状態となることを確認すること。

パターン	前監視時間内 の試験流量	後監視時間内 の試験流量	周 期 (秒)	水平振動加速度 (ガル)	作動状態
パターン1	無し	所定流量以上	0.1、0.2、 0.3 及び 0.7	80 未満	未作動
			0.067	180 未満	
			0.05	330 未満	
パターン2	所定流量以上	－	0.1、0.2、 0.3 及び 0.7	80 未満	未作動
			0.067	180 未満	
			0.05	330 未満	

注1) 前監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として2分前までの時間をいう。

2) 後監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として2分後までの時間をいう。

3) 所定流量は21 L/h (区分1において制限時間を有するものにあつては区分1で設定された任意のガス流量)とし、30秒以上継続して流すこと。

14.5 マイコンメータの圧力低下遮断に係る機能は、次に掲げる条件に適合するものであること。

- (1) マイコンメータは、圧力低下遮断機能を有するものであること。
- (2) 圧力低下遮断機能を有するものにあつては、マイコンメータに内蔵された圧力検知器からの遮断信号とガスメータを流れるガスの有無を判断して論理的にガスを遮断する機能(以下「圧力検知器ガス流量確認遮断機能」という。)により作動するものであること。
- (3) 圧力検知器ガス流量確認遮断機能は、確実に作動するものであること。

14.5 (1) 圧力低下遮断機能を有することについては、説明資料等により確認すること。

(2) 内蔵された圧力検知器によること及び圧力検知器ガス流量確認遮断機能により作動することについては、説明資料等により確認すること。

(3) 圧力検知器ガス流量確認遮断機能が確実に作動することについては、次の事項を確認すること。

- a) 圧力検知器が作動し続けている場合において、次表の各パターンに対応する時間で作動することを確認すること。この場合、圧力検知試験装置により一次側に2.8 kPaの圧力を加えた後、徐々に圧力を降下したとき、1.0 kPa以下0.2 kPa以上の圧力で確実に遮断することを確認すること。

	こと。		
	パターン	前監視時間内 の試験流量	圧力低下中 の試験流量
	パターン 1	無し	無し
	パターン 2	所定流量以上	無し
作動時間 遮断せず 圧力低下判定時			
注 1) 前監視時間とは、圧力低下判定時を基点として 2 分前 までの時間をいう。 ii) 所定流量は 21 L/h (区分 1 において制限時間を有する ものにあつては区分 1 で設定された任意のガス量) とし、 30 秒以上継続して流すこと			

第2章

液化石油ガス用マイコン型流量検知式 自動ガス遮断装置（業務用）基準

液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（業務用）基準

I 総則

1 目的

この基準は、液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（以下「マイコンメータ」という。）のうち、液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（S B型）（以下「マイコンメータ S B」という。）、液化石油ガス用マイコン型流量検知式自動ガス遮断装置（E B型）（以下「マイコンメータ E B」という。）の材料、構造、性能、耐久性等に関して技術上の基準及び検査の方法を定めることにより一般消費者等のLPガス設備で使用される当該マイコンメータの安全を確保することを目的とする。

2 適用範囲

この基準は、計量法施行令別表第3で規定する検定有効期間が7年又は10年のガスメータに組み込まれるマイコンメータのうち、使用最大流量が $4\text{ m}^3/\text{h}$ 以上 $16\text{ m}^3/\text{h}$ 以下のガスメータに組み込まれるマイコンメータ S B及び使用最大流量が $4\text{ m}^3/\text{h}$ 以上 $25\text{ m}^3/\text{h}$ 以下のガスメータに組み込まれるマイコンメータ E Bについて適用する。

当該装置は、次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) ガス流量の異常をマイコンが判断して遮断する。
- (2) ガス器具の異常な長時間使用をマイコンが判断して遮断する。（使用最大流量が $4\text{ m}^3/\text{h}$ のものに限る。）
- (3) 地震を検知したときに遮断する。
- (4) 低圧部の配管、供給管内の異常な圧力降下があったときに遮断する。（双方向遮断弁を有するものに限る。）
- (5) 微少漏えいを検知して警報（表示）する。
- (6) 低圧部の配管、供給管内の圧力の異常を検知して警報（表示）する。
- (7) 復帰安全機構を有する。
- (8) 電池電圧の低下を一定期間表示した後遮断する。
- (9) テスト遮断が可能
- (10) 通信機能を有する。
- (11) ガス漏れ警報器が鳴動したときに遮断する。（ガス漏れ警報器が接続されている場合に限る。）

3 マイコンメータの構成及び用語

(1) 流量センサ

流量パルス信号又は流量計測信号をマイコン制御部へ送るもの

(2) マイコン制御部

液化石油ガスの使用状態が正常か異常かを判断して各種の動作指令を出すとともに、一定時間毎に流量チェックを行うマイクロコンピュータ等

(3) 遮断弁

マイコン制御部から送られた信号によりガス通路を遮断する弁

(4) 電源

高性能の電池

(5) 表示装置

マイコンメータの動作の事象を表すための装置

(6) 遮断弁開スイッチ等

作動した遮断弁を手動で開くためのスイッチ又はボタン

(7) 容器リセットスイッチ

マイコン制御部に容器交換が行われたことを知らせるスイッチ

(8) 復帰安全機構

手動復帰操作の後、遮断弁より下流の安全確認を一定時間行う機構

(9) テスト遮断用操作部

設置時等の作動確認を行うためのスイッチ等

(10) 感震器

マイコンメータに内蔵された感震センサが震度5以上の地震を検知したとき当該信号をマイコン制御部へ送るもの

(11) 圧力検知器

マイコンメータに内蔵された圧力センサが圧力を計測し、当該信号をマイコン制御部へ送るもの

(12) ガス漏れ警報器

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令別表第1第10号に掲げる液化石油ガス用ガス漏れ警報器であって、高圧ガス保安協会の検定に合格したもののうち遮断信号を発するもの

Ⅱ 技術上の基準及び検査の方法

①共通事項

技 術 上 の 基 準	検 査 の 方 法
1 材料 1.1 本体(この項において、ガスメータの外箱に相当する部分を除く外かく部分をいう。)に使用する材料は、次に掲げるものであること。 (1) 金属を使用するものにあつては、耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属であつて、使用上支障のある欠陥がないものであること。 (2) キャップ、端子箱及び表示窓等を除く箇所に金属以外の樹脂等高分子材料を使用するものにあつては、次に掲げる条件に適合するものであること。 a) きずその他使用上支障のある欠陥がないものであること。 b) 難燃性を有するものであること。 c) 低温において使用上支障のある脆化、変形等のないこと。 1.2 遮断弁に使用する材料は、次に掲げるものであること。 (1) 金属を使用するものにあつては、耐食性のある金属又は表面に耐食処理を施した金属であつて、使用上支障のある欠陥がないものであること。 (2) スプリングに使用する材料にあつては、ステンレス鋼、りん青銅又は表面に耐食処理を施した金属であること。 (3) 液化石油ガスに直接触れる部分に弾性材(合成ゴムそ	1 材料 1.1 (1) a) 耐食性又は耐食処理については、JIS Z2371(2015)塩水噴霧試験方法の5の装置及び9の試験の条件に定める規格に適合する塩水噴霧室において、同規格塩水噴霧試験方法の4の試験用塩溶液(pH調節は4.2.1中性塩水噴霧試験による。)に定める規格に適合する塩水を24時間以上噴霧することにより確認すること。 b) 金属であること及び使用上支障のある欠陥については、目視等により確認すること。 (2) a) 目視等により確認すること。 b) 難燃性については、本体の外面の9 cm²以上の正方形の平面部分(9 cm²の平面部分を有しないものにあつては、原厚のまま一辺の長さが3 cmの正方形に切り取った試験片)を水平面に対して、約45°に傾斜させた状態において当該試験片の下端中央部にノズルの内径が0.5 mmのガスバーナーの空気口を閉じた状態で、発熱量50.2 MJ以上のガスを燃焼させた長さ20 mmの炎の先端を垂直下から5秒間あて、炎を取り去り、当該試験片が10秒を超えて燃え続けなければならないことを確認すること。 c) 1) 温度-10℃の空气中に24時間以上放置した後、使用上支障のある脆化、変形等のないことを一般用仕様として確認すること。 2) 温度-30℃の空气中に24時間以上放置した後、使用上支障のある脆化、変形等のないことを寒冷地用仕様として確認すること。 1.2 (1) a) 耐食性又は耐食処理については、1.1項(1) a)と同じとする。 b) 金属であること及び使用上支障のある欠陥については、1.1項(1) b)と同じとする。 (2) a) 材料が金属であることについては、1.1項(1) b)と同じとする。 b) 耐食処理については、1.1項(1) a)と同じとする。 (3) a) 次に掲げる試験液及び空气中に24時間以上弾

の他高分子材料等)を使用するものにあつては、液化石油ガスに侵されないものであること。	性材を放置した後、使用上支障のある脆化、軟化等のないことを目視により確認すること。 1) 温度-20°C以下のプロパン 50 %以上 80 %以下、プロピレン 10 %以上 40 %以下及びブタジエン 2 %以上の混合液 2) 温度 40°C以上のプロパン 50 %以上 80 %以下、プロピレン 10 %以上 40 %以下及びブタジエン 2 %以上の混合液 3) 温度-10°Cの空気一般用仕様として確認し、温度-30°C(使用最大流量が $10\text{ m}^3/\text{h}$以上のガスメータにあつては、-25°C)の空気寒冷地用仕様として確認すること。 b) a)に定める試験液に 24 時間以上弾性材を放置した後、当該弾性材をデシケータ内に 40 分間入れた後取り出し、60 分間以内に体積を測定し、体積変化率が 8 %以下であることを確認すること。
2 構造 2.1 通常の使用状態において雨水、塵埃等が侵入するおそれのないものであること。 2.2 遮断弁が作動した後は、手動によらなければ復帰できない構造であり、かつ、双方向遮断弁を有しないものにあつては、復帰のためのボタン等にカバー等が取り付けられていること。 2.3 電源は電池であり、かつ、電池の容量は保有機能に応じ、通常の使用状態においてガスメータの検定有効期間以上の使用に耐えるものであること。 2.4 マイコンメータは、空気を通した場合の通過空気量が表示された使用最大流量以上であること。 3 保安機能 3.1 電池電圧が低下した場合において、次に掲げる機能を有するものであること。 (1) 40 日間表示すること。 (2) 表示された後に通常の使用状態(この項において、温度 $20^{\circ}\text{C}\pm 5^{\circ}\text{C}$とする。)で 1 回以上の遮断能力を有すること。	2 構造 2.1 JIS C0920(2003)電気機械器具の外郭による保護等級(IPコード)の 6 第二特性数字で表される水の浸入に対する保護等級の第二特性数字が 3 の保護等級に規定する方法により散水した後、8.1 項又は 10.1 項(1)b)1)、8.4 項(3)又は 10.3 項(3)及び 5.2 項の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。 2.2 (1) 手動によらなければ復帰できない構造については、復帰操作、図面、説明資料により確認すること。 (2) 双方向遮断弁を有しないものにカバー等が取り付けられていることについては、目視により確認すること。 2.3 説明資料により確認すること。 2.4 計量法に基づく型式承認通知書により確認すること。 3 保安機能 3.1 説明資料により確認すること。

(3) 40 日間経過後速やかにガスを遮断し、かつ、復帰できないこと。 (4) 表示された後に何らかの事象でガスを遮断した場合は、復帰できないこと。 3.2 取扱説明書に記載されているマイコンメータに接続されるガス漏れ警報器の型式区分が同じものであれば、正常に作動するものであり、かつ、8.1 項又は 10.1 項の機能等に影響を与えないものであること。 3.3 ガス漏れ警報器連動遮断のための入力信号は、無電圧接点によるものであること。 また、CO 警報器連動遮断機能を有するものにあっても同様とする。 3.4 継続使用時間遮断機能なしの場合にあっては、マイコンメータとガス漏れ警報器の信号線の接続の有無を識別し、ガス漏れ警報器と連動していないとマイコンメータが正常に働かない機能(以下「ガス漏れ警報器未接続防止機能」という。)を有するものであること。 3.5 CO 警報器との連動遮断機能を有するものにあっては、8.4 項又は 10.3 項に定める基準に適合するものであること。この場合、8.4 項又は 10.3 項中「ガス漏れ警報器」とあるのは「CO 警報器」と読み替えるものとする。 3.6 ガス未使用中の圧力差が 0.2 kPa 未満の日を継続して 30 日間検知したときに表示する機能(以下「圧力式微少漏えい検知機能」という。)を有し、かつ、他の事象により遮断、復帰しても当該機能に影響を与えないものであること。 3.7 3L/h 未満の流量を継続して検知したときに 30 日以内の任意の時間で表示する機能(以下「流量式微少漏えい検知機能」という。)を有し、かつ、他の事象により遮断、復帰しても当該機能に影響を与えないものであること。	3.2 (1) 取扱説明書に記載されているマイコンメータに接続されるガス漏れ警報器の型式区分が同じものであれば、正常に作動することについては、8.4 項(3)又は 10.3 項(3)の方法により確認すること。 (2) 8.1 項又は 10.1 項の機能等に影響を与えないことについては、8.4 項(3)又は 10.3 項(3)の試験の後、8.1 項又は 10.1 項(1)b)1)の試験を行い当該基準に適合することを確認すること。 3.3 説明資料等により確認すること。 3.4 説明資料及び次に掲げる試験に適合することを確認すること。 (1) マイコンメータとガス漏れ警報器を接続しない状態で 7.4 項又は 9.4 項の作動試験を行ったとき復帰できないことを確認すること。 (2) マイコンメータとガス漏れ警報器を接続した後、ガス漏れ警報器を取り外した状態で 7.4 項又は 9.4 項及び 8.1 項又は 10.1 項の作動試験を行ったとき復帰できないこと及びガス漏れ警報器を再び接続した状態で復帰できることを確認すること 3.5 CO 警報器との連動遮断機能については、8.4 項又は 10.3 項に定める方法により確認すること。この場合、8.4 項又は 10.3 項中「ガス漏れ警報器」とあるのは「CO 警報器」と読み替えるものとする。 3.6 ガス未使用判定初回の計測値との差が 0.2 kPa 未満の圧力(空気又は不活性ガス)を 30 日間以上継続したときに表示することを確認すること。 なお、検査の途中で他の事象により 2 回以上遮断、復帰し、当該機能に影響がないことを確認すること。 3.7 3L/h 未満の流量(空気又は不活性ガスによる。)を継続して流した時に設定された 30 日以内の任意の時間で表示することを確認すること。 なお、検査の途中で他の事象により 2 回以上遮断、復帰し、当該機能に影響がないことを確認すること。
--	--

3.8 調整器の調整圧力又は調整器の閉そく圧力の異常を検知し、かつ、表示する機能を有すること。

3.9 電源プラグ抜け検知機能を有するものにあつては、当該検知機能に対応可能なガス漏れ警報器の接続時に電源が断たれたときにこれを検知し、その旨の表示（ＬＣＤ表示のものに限る。）及び通信等を行うこと。

3.10 作動又は異常事象の表示は、発光ダイオード（以下「ＬＥＤ」という。）又は液晶（以下「ＬＣＤ」という。）により次に掲げるとおり行うものであること。

(1) ＬＥＤにあつては、３個の表示灯の組み合わせにより次表のとおり点滅又は交互点滅等により表示するものであり、かつ、表示期間は、3.1 項に係る表示を除き、リセットするまで継続するものであること。

作動又は異常事象	ＬＥＤ表示	表示期間
7.4 項又は 9.4 項に係るもの	○●●	24 時間以上
3.1 項(1)に係るもの	●○○	40 日間
3.1 項(3)に係るもの	○○○	—
8.1 項又は 10.1 項に係るもの	○○●	24 時間以上
8.2 項又は 10.2 項に係るもの	●○●	24 時間以上
8.4 項又は 10.3 項、8.5 項又は 10.4 項、8.6 項又は 10.5 項及び 3.5 項に係るもの	○●●	24 時間以上
3.6 項及び 3.7 項	○●○	限定不可

3.8 (1) 調整器の調整圧力の下限值異常については、2.3 kPa 未満の圧力で 21 L/h（使用最大流量が 6 m³/h 以上のマイコンメータＳＢにあつては、60 L/h）以上の流量を流したとき 30 日以内に表示することを確認すること。

(2) 調整器の調整圧力の上限值異常については、3.3 kPa を超える圧力で 21 L/h（使用最大流量が 6 m³/h 以上のマイコンメータＳＢにあつては、60 L/h）以上の流量を流したとき 30 日以内に表示することを確認すること。

(3) 調整器の閉そく圧力異常については、21 L/h（使用最大流量が 6 m³/h 以上のマイコンメータＳＢにあつては、60 L/h）以上 500 L/h 以下の流量を流し、ガス停止時、3.5 kPa 超となる圧力を加えたとき 30 日以内に表示することを確認すること。

3.9 マイコンメータに当該検知機能に対応可能なガス漏れ警報器を接続した後電源プラグを抜いたときその旨の表示及び通信等を行うことを確認すること。

3.10 ＬＥＤ又はＬＣＤによることについては、説明資料及び目視により確認すること。

(1) a) ３個の表示灯の組み合わせにより点滅又は交互点滅等により表示することについては、技術上の基準欄 3.10 項(1)の表のとおりに点滅又は交互点滅等表示することを確認すること。

b) 表示がリセットされるまで継続することについては、説明資料により確認すること。

に係るもの		
3.8 項に係るもの	●●○	限定不可
5.3 項に係るもの (緊急遮断に限る。)	○●●	24 時間以上

注 i) ●は、点滅を示す。

ii) ○は、点滅又は点灯しないものを示す。

iii) LED の色は、左から赤、黄緑、赤とする。

(2) LCD にあつては、上記(1)に準じた 3 個の表示灯の組合せによる点灯表示又は表示事象が容易に確認することができる絵、文字により表示するものであり、かつ、表示期間は、3.1 項に係る表示を除き、リセットするまで継続するものであること。

3.11 マイコンメータの機能のうち、当該機能を停止することができるものは、次の基準に適合するものであること。

(1) 停止できる機能は、次の機能のみであること。

a) 8.2 項(2)a)、10.2 項(2)a)の時間遮断の区分 1 の遮断機能

b) 8.2 項(2)b)、10.2 項(2)b)の時間遮断の区分 2-1、2-2 及び 2-3 の上限値

c) 3.6 項の圧力式微小漏えい検知機能

d) 3.8 項の調整圧力等異常検知機能

(2) 機能の停止は、その操作が容易に行えないものであること。

(3) 上記(1)に係る機能については、当該機能が停止されていることが識別できる措置が講じられるものであること。

4 性能

4.1 遮断弁は、10.0 kPa の圧力において外部漏れがなく、4.2 kPa の圧力において内部漏れがないものであること。

4.2 遮断弁は、反復開閉試験に耐えるものであること。

(2) 上記(1)に準じた 3 個の表示灯の組合せにより点灯表示するものについては、技術上の基準欄 3.10 項(1)の表のとおり点灯表示することを確認し、絵、文字により表示するものについては、容易に表示事象が確認できるものであることを確認すること。

3.11 説明資料等により確認すること。

4 性能

4.1 (1) 外部漏れについては、遮断弁を開の状態とし、漏れ試験装置により 10.0 kPa の圧力の空気又は不活性ガスを 3 分間以上加えた後、漏れのないことを確認すること。

(2) 内部漏れについては、遮断弁を閉の状態とし、漏れ試験装置により 4.2 kPa の圧力の空気又は不活性ガスを 3 分間以上加え、出口側からの漏れ量が 1 時間当たり 0.55 NL 以下であることを確認すること。

4.2 遮断弁に 2.8 kPa の圧力の空気又は不活性ガスを加えつつ、検定有効期間が 7 年のガスメータの遮断弁にあつては 500 回、検定有効期間が 10 年のガスメータの遮断弁にあつては 1000 回の開閉操作を反復した後、上記 4.1 項の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。

ただし、宅内から遮断弁の開閉操作を自由に行うことがで

4.3 通常の輸送中に加えられる振動に耐えるものであること。

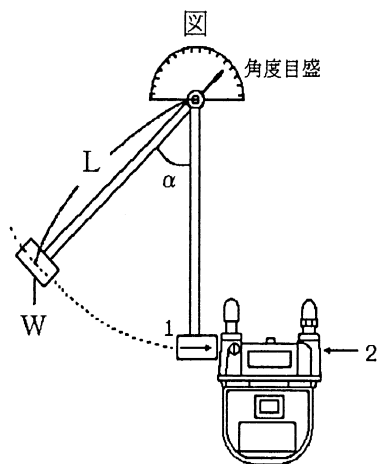
4.4 通常の使用状態における衝撃に耐えるものであること。

きる遠隔開閉用宅内操作器を接続できるものにあつては、上記開閉操作回数を検定有効期間が 7 年のガスメータの遮断弁にあつては 7000 回、検定有効期間が 10 年のガスメータの遮断弁にあつては 10000 回として確認すること。

4.3 振動については、梱包した状態で振動数 600 回/分、全振幅 5 mmの振動を上下、前後、左右の 3 方向にそれぞれ 20 分間加えた後、目視により使用上支障のある異常の有無の確認を行い、8.1 項又は 10.1 項 (1) b) 1)、8.4 項 (3) 又は 10.3 項 (3)、5.2 項の作動試験及び 4.1 項の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。

4.4 接続部を次表に掲げるトルクでねじ込み、固定した後に、下図の試験機を用いガスメータの上のケース口金直下に側面よりねじ込みトルクに応じた衝撃荷重を加えた後、8.1 項又は 10.1 項 (1) b) 1)、8.4 項 (3) 又は 10.3 項 (3)、5.2 項の作動試験及び 4.1 項の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。

呼び径 [B]	ねじ込みトルク [N・m]	衝撃荷重 [N・m]
1/2	35	8
3/4	50	10
1	60	13
1 1/4	80	16
1 1/2	90	18
2	110	20



備考 衝撃荷重の計算は、次式による。

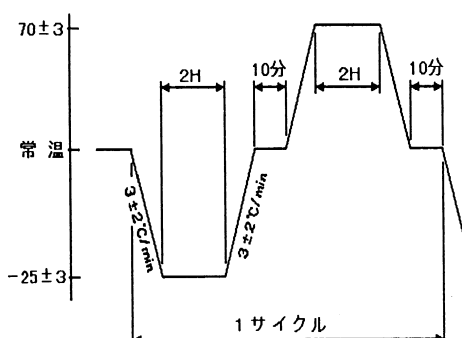
$$F = g W L (1 - \cos \alpha)$$

F : 衝撃荷重 (N・m)

W : ハンマー質量 (kg)

L : ハンマーの回転軸中心線から重心までの距離 (m)

α : ハンマーの持ち上げ角

4.5 通常の使用状態において、温度変化により使用上支障のある影響を受けないものであること。 4.6 通常の使用状態において、湿度変化により使用上支障のある影響を受けないものであること。 4.7 温度変化の繰り返しに耐えるものであること。 4.8 静電気による影響を受けないものであること。 4.9 マイコンメータと信号線及び通信線を接続したとき、充電部と非充電部との間の絶縁耐圧は、十分なものであること。	g : 重力加速度 (m/s^2) 4.5 (1) 遮断弁を開の状態とし、温度 $-10\text{ }^{\circ}\text{C}$ の恒温槽内に入れ使用状態で 1 時間放置した後、8.1 項又は 10.1 項 (1)b) 1)、8.4 項 (3) 又は 10.3 項 (3)、5.2 項の作動試験及び 4.1 項の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを一般用仕様として確認すること。 (2) 遮断弁を開の状態とし、温度 $-30\text{ }^{\circ}\text{C}$ (使用最大流量が $4\text{ m}^3/\text{h}$ 超のガスメータにあっては、$-25\text{ }^{\circ}\text{C}$) の恒温槽内に入れた使用状態で 1 時間放置した後、8.1 項又は 10.1 項 (1)b) 1)、8.4 項 (3) 又は 10.3 項 (3)、5.2 項の作動試験及び 4.1 項の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを寒冷地仕様として確認すること。 (3) 遮断弁を開の状態とし、温度 $70\text{ }^{\circ}\text{C}$ の恒温槽内に入れ使用状態で 1 時間放置した後、8.1 項又は 10.1 項 (1)b) 1)、8.4 項 (3) 又は 10.3 項 (3)、5.2 項の作動試験及び 4.1 項の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。 4.6 使用状態で温度 $40\text{ }^{\circ}\text{C} \pm 2\text{ }^{\circ}\text{C}$、湿度 90 %以上の湿度試験装置内に 48 時間放置した後、8.1 項又は 10.1 項 (1)b) 1)、8.4 項 (3) 又は 10.3 項 (3)、5.2 項の作動試験及び 4.1 項の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。 4.7 温度変化反復試験装置において次図の温度変化を 5 サイクル繰り返し、常温において 2 時間放置した後、8.1 項又は 10.1 項 (1)b) 1)、8.4 項 (3) 又は 10.3 項 (3)、5.2 項の作動試験及び 4.1 項の漏れ試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。  4.8 本体の外かくの各面に静電容量 150 pF、放電抵抗 330 Ω で正及び負の極性を変え、5 kV 以上 10 kV 以内の電圧を印加した後、誤動作及び誤警報がないことを確認すること。 4.9 マイコンメータの信号線及び通信線の各接続点と非充電部との間に絶縁耐圧試験装置を用いて定格電圧の 5 倍の
--	--

と。 4.10 マイコンメータと信号線及び通信線を接続したとき、充電部と非充電部との間の絶縁抵抗は、十分なものであること。 4.11 通常の使用状態において発生する衝撃電圧により使用上支障のある影響を受けないものであること。 4.12 通常の使用状態において発生する雷サージにより使用上支障のある影響を受けないものであること。 4.13 通常の使用状態において発生する電波障害により使用上支障のある影響を受けないものであること。	交流電圧を1分間印加し、絶縁耐圧試験装置の指示(警報を含む。)により確認すること。 4.10 マイコンメータの信号線及び通信線の各接続点と非充電部との間の絶縁抵抗が絶縁抵抗試験装置を用いて定格電圧の3倍の直流電圧を印加したとき5 MΩ以上であることを確認すること。 4.11 次に掲げる方法により衝撃電圧を印加した後、8.1項又は10.1項(1)b)1)、8.4項(3)又は10.3項(3)及び5.2項の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。 (1) マイコンメータとガス漏れ警報器を接続し、下記の衝撃電圧をマイコンメータの非充電部とガス漏れ警報器の電源入力部間に印加する。 a) 内部抵抗50 Ωの電源から50 Vの電圧をパルス幅1 μsec、繰り返し周期100 Hzで3秒間 b) 内部抵抗50 Ωの電源から500 Vの電圧をパルス幅0.1 μsec、繰り返し周期100 Hzで3秒間 (2) 次に掲げる衝撃電圧をマイコンメータの通信線と本体間(コモンモード)及び通信線間(ノルマルモード)に印加する。 a) 内部抵抗50 Ωの電源から500 Vの電圧をパルス幅1 μsec、繰り返し周期100 Hzで3秒間 b) 内部抵抗50 Ωの電源から500 Vの電圧をパルス幅0.1 μsec、繰り返し周100 Hzで3秒間 4.12 次に掲げる方法により電圧を印加した後、8.1項又は10.1項(1)b)1)、8.4項(3)又は10.3項(3)及び5.2項の作動試験を行い、当該試験に適合することを確認すること。 (1) マイコンメータとガス漏れ警報器を接続し、マイコンメータの非充電部とガス漏れ警報器の電源入力部間に5 kV(1.2/50 μsec)の電圧を印加する。 (2) マイコンメータの通信線と本体間(コモンモード)及び通信線間(ノルマルモード)に下記電圧を印加する。 a) コモンモード 5 kV(1.2/50 μsec) b) ノルマルモード 800 V(1.2/50 μsec) 4.13 次に掲げる方法により信号波を印加した後、8.1項又は10.1項(1)b)1)、8.4項(3)又は10.3項(3)及び5.2項の作動試験を行い、当該試験に適合することを確認すること。 (1) マイコンメータとガス漏れ警報器を接続し、下図
---	---

4.14 液化石油ガスに接する部分及び液化石油ガスに触れるおそれのある部分の充電部は、耐誘爆性能を有するものであること。

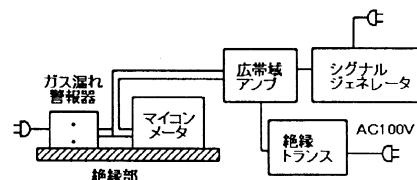
5 通信

5.1 マイコンメータの通信に係る電氣的条件、通信手順は、互換性があること。

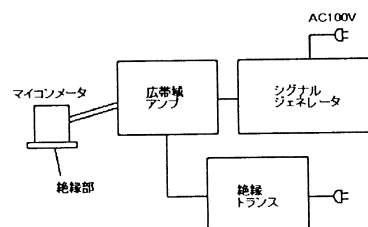
5.2 マイコンメータが下記の条件のとき信号を送受信すること。

- (1) 合計、増加遮断時
- (2) 継続使用時間遮断機能の遮断時（当該機能を有するものに限る。）
- (3) 流量式微小漏えい検知時
- (4) 圧力式微小漏えい検知時
- (5) 調整器調整圧等異常検出時
- (6) 電池電圧低下時
- (7) 自動検針機能作動時
- (8) センタ遮断時、センタ開時及び緊急遮断時（センタ

試験装置により、1 kHz の信号波を 150 kHz から 200 MHz の搬送周波数で AM 99 % 変調したものを 0 dBm、3 分間以上マイコンメータの非充電部とガス漏れ警報器の電源入力部間、マイコンメータの信号線と本体間（コモンモード）及び信号線間（ノルマルモード）に印加する。



(2) 下図試験装置により、1 kHz の信号波を 150 kHz から 200 MHz の搬送周波数で AM99 % 変調したものを 20 dBm、3 分間以上マイコンメータの非充電部と通信線間（コモンモード）及び通信線間（ノルマルモード）に印加する。



4.14 耐誘爆試験装置内の試験ガス（イソブタンによる。）の濃度を 2.5 % 以上 3.5 % 以下とし、マイコンメータにガス漏れ警報器の信号線を接続し、遮断弁を開の状態 で 1 時間放置した後、次の操作をそれぞれ 2 回以上繰り返し、誘爆の有無を確認すること。

- (1) 外部機器 1 端子に係る連動遮断
- (2) 遮断弁開閉操作

5 通信

5.1 電氣的条件、通信手順が同じであることを図面、書類等で確認すること。

5.2 信号が出たことを信号送受信装置により確認すること。

開については、双方向遮断弁を有するものに限る。) (9) ガス漏れ警報器等外部センサ遮断時 (10) 感震器遮断時 (11) 圧力低下遮断時(当該機能を有するものに限る。) (12) 遮断異常時 (13) 容器交換信号受信時 (14) 残量警告時 (15) テスト遮断時 (16) 復帰安全確認中遮断時 (17) 継続使用時間の予告機能動作時(当該機能を有するものに限る。) (18) ガス漏れ警報器作動時 (19) ガス漏れ警報器未接続時 (20) ガス漏れ警報器プラグ抜け時	
5.3 センタ遮断及び緊急遮断により、遮断弁は、確実に閉じるものであること。 5.4 双方向遮断弁を有するマイコンメータは、センタ開により遮断弁が確実に開くものであること。 なお、センタ開は、圧力低下時においては、遮断部が復帰できないものであること。 この場合、遮断部を復帰できないことについては、遮断部を復帰できるものであって、再遮断するものを含む。	5.3 センタ遮断及び緊急遮断を行ったとき遮断弁が閉じたことを流量試験等により確認すること。 5.4 センタ開を行ったとき遮断弁が開いたこと及び圧力低下時にセンタ開ができないことを流量試験等により確認すること。
5.5 遠隔開端子を通信端子(以下「Hライン」という。)に切替える機能を有するものにあつては、電気的条件、通信手順の互換性があり、かつ、当該機能が適正なものであること。	5.5 図面、説明資料及び試験成績書により確認すること。
5.6 自動切替式調整器の自動切替等の通報機能を有するものにあつては、当該信号が入力されたときに確実に作動すること。	5.6 確実に作動することを説明資料等で確認すること。
5.7 マイコンメータに遠隔開閉用宅内操作器を接続できるものにあつては、その動作が通常の使用状態で支障のないものであること。	5.7 遠隔開閉用宅内操作器を接続できるものにあつては、遠隔開閉用宅内操作器をマイコンメータと接続したとき当該操作器により確実に開閉操作が可能であることを確認すること。
6 表示・取扱説明書 6.1 本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で次の事項が表示されていること。 (1) マイコンメータS B又はマイコンメータE Bである旨 (2) 型式 (3) 製造年月及び製造番号 (4) 製造事業者の名称又は予め届出した略称	6 表示・取扱説明書 6.1 目視により確認すること。

(5) ガスの流れ方向又は出口、入口 (6) 一般用仕様又は寒冷地仕様 (7) 双方向遮断弁を有するものであって、元栓代用ができないものにあつては、その旨	
6.2 次に掲げる事項が記載された取扱説明書が添付されていること。 〔液化石油ガス販売事業者用〕 (1) マイコンメータの構成部位と作動説明 (2) 仕様 (3) 液化石油ガス設備の規模、態様等により適応できないものがあるときはその旨 (4) 設置、取付けの方法及び注意事項 (5) 設置、取付け後の点検に関する事項 (6) 使用上の注意事項 (7) 遮断時に必要な注意事項 (8) 復帰時の注意事項 (9) 接続可能なガス漏れ警報器の型式区分記号等 (10) CO警報器を接続するものにあつては、接続可能なCO警報器の型式区分記号等 (11) センタ遮断及び緊急遮断に係る事項 (12) 機能停止に係る事項 (13) マイコンメータの出荷時の設定内容 〔消費者用〕 (1) マイコンメータの構成部位と作動説明 (2) 使用上の注意事項 (3) 遮断時に必要な注意事項 (4) 復帰時の注意事項 (5) 緊急時の連絡先 (6) 接続可能なガス漏れ警報器の型式区分記号等 (7) CO警報器を接続するものにあつては、接続可能なCO警報器の型式区分記号等 (8) センタ遮断及び緊急遮断に係る事項	6.2 目視等により確認すること。

②個別事項（マイコンメータＳＢ）

技 術 上 の 基 準

7 構造（マイコンメータＳＢに限る。）

7.1 マイコンメータとガス漏れ警報器間等の入出力信号線（以下「信号線」という。）及びマイコンメータと伝送装置間の入出力通信線（以下「通信線」という。）の接続部は、次に掲げる条件に適合するものであること。

(1) リード線、端子台及びコネクタは、信号線及び通信線との接続が容易に行える位置にあり、かつ、雨水等の影響を受けないよう保護されているものであること。

(2) リード線及び端子台で極性のあるものにあつては、次表のとおり極性（＋－）が識別できるものであること。

接 続 方法	極 性		通信線の種類	
	＋	－	データ線	共通帰線
端 子 台	＋の文字	－の文字	ＤＴの 文字	ＳＧの 文字
リ ー ド線	赤色又は ＋の文字	白色又は －の文字	黄色	黒色

(3) リード線、端子台及びコネクタは、マイコンメータと確実に固定されているものであり、かつ、信号線及び通信線との接続部は、十分な強度を有するものであること。

(4) 通信線端子にあつてはＤＴが左、ＳＧが右、ガス漏れ警報器端子及び外部機器端子の極性にあつては（＋）が左、（－）が右、双方向遮断弁を有するものにあつては開閉端子が左から開、Ｃ、止に端子台の配列が標準化されたものであること。

ただし、マイコンメータが有するケース内に別基板で構成されるＮＣＵが収納されているものにあつては、この限りでない。

配列例

ＦＧ	ＤＴ	ＳＧ	(ＤＴ) (開)	(ＳＧ) (Ｃ)	(止)
Ｅ	Ｃ			Ｄ	

(＋)	(－)	(＋)	(－)
Ａ		Ｂ	

Ａ： ガス漏れ警報器端子

検 査 の 方 法

7 構造（マイコンメータＳＢに限る。）

7.1 (1) a) 信号線及び通信線との接続が容易に行える位置にあることについては、目視等により確認すること。

b) 雨水等の影響を受けないことについては、2.1 項の基準に適合することを確認すること。

(2) 技術上の基準欄 7.1 項(2)の表のとおりに極性が識別できることを確認すること。

(3) リード線、端子台及びコネクタに接続した信号線及び通信線に 30 N の力を 15 秒間加えた後、異常の有無を確認し、8.1 項、8.4 項(3)及び 5.2 項の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。

(4) 端子台の配列が標準化されたものであることについては、目視等により確認すること。

B : 外部機器端子(オプション) C : 通信線端子 D : 遮断弁遠隔開閉端子(オプション) E : 共通線端子 (5) 通信線を逆接続及びショートさせた場合でも正常に戻した場合、異常がないこと。 7.2 遮断弁より下流においてガス漏れがある場合には復帰できない復帰安全機構を有するものであること。 7.3 復帰のためのスイッチが押し続けられた場合に復帰できない復帰安全機構を有するものにあっては、その動作が確実に行われるものであること。 7.4 液化石油ガスを使用する者等が容易に操作できないテスト遮断機能(マイコン制御部からの信号により遮断するものに限る。)を有するものであること。 8 保安機能(マイコンメータS Bに限る。) 8.1 次表に掲げる合計流量遮断値及び増加流量遮断値の区分のいずれの流量にも設定が可能であり、かつ、それぞれの設定値において確実に機能するものであること。	(5) 通信線を逆接続及びショートさせ、8.1 項の作動試験を行った後正常に戻し、8.1 項及び 5.2 項の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。 7.2 (1) 復帰安全機構を有することについては、図面、説明資料により確認すること。 (2) 遮断弁より下流においてガス漏れがある場合に復帰できないものであることについては、復帰安全機構試験設備により遮断弁を遮断させ 5 秒以上経過後、手動復帰操作をし、流量が 0 のとき 1 分間以内又は 2 分間以内に復帰できるものであり、かつ、復帰に要する時間に応じた時間(1 分間又は 2 分間)以内に当該遮断装置に 60 L/h 以上の流量を流したときに遮断することを確認すること。 7.3 復帰のためのスイッチが押し続けられた場合に復帰できないものであることについては、次のいずれかの方法により確認すること。 (1) 復帰安全機構試験設備により遮断弁を遮断させ 5 秒以上経過後、復帰スイッチを押し続けた状態で 60 L/h 以上の流量を流したとき再遮断すること。 (2) 復帰安全機構試験設備により遮断弁を遮断させ 5 秒以上経過後、復帰スイッチを押し続けた状態における漏れ量が 500 L/h 以下であること。 7.4 (1) テスト遮断機能を有するものであることについては、説明資料により確認すること。 (2) 容易に操作できないことについては、テスト遮断用のスイッチ類が特殊工具によらなければ操作できないことを目視又は説明資料により確認すること。 (3) マイコン制御部により遮断することについては、説明資料により確認すること。 (4) テスト遮断操作を行い遮断弁を作動させた後、5 秒以上 2 分以内に復帰操作を行い、正常に作動することを確認すること。 8 保安機能(マイコンメータS Bに限る。) 8.1 (1) a) 合計流量遮断については、75 秒以上の間隔で流量が 0 から増加流量設定値以下の流量(空気又は不活性ガスによる。)を徐々に加え、次式の Q1
--	--

と。

区分	合計流量遮断値	増加流量遮断値
L	使用最大流量 × 1.25 m ³ /h	使用最大流量 × 1.0 m ³ /h
M		(使用最大流量 + 2.0) ÷ 2 m ³ /h
S		2.0 m ³ /h

注 i) 合計流量とは、設置先の燃焼器具の合計消費量を超えてガスが流れた場合を想定した流量

ii) 増加流量とは、設置先の燃焼器具のうち消費量が最大の器具に比して異常に大きい流量増加があった場合を想定した流量

の流量に達した後、遮断しないことを確認すること。

$$Q1 = (\text{使用最大流量} \times 1.25) \times 0.85$$

Q1 : 試験流量 (m³/h)

b) 合計流量遮断については、75 秒以上の間隔で流量が 0 から増加流量設定値以下の流量 (空気又は不活性ガスによる。) を徐々に加え、次式の Q2 の流量に達した後、75 秒以内及び次式の Q³ の流出量以内で遮断することを確認すること。

$$Q2 = (\text{使用最大流量} \times 1.25) \times 1.15$$

Q2 : 試験流量 (m³/h)

$$Q3 = Q2 \times (75 \div 3600)$$

Q3 : 遮断するまでの流出量 (m³)

(2) a) 増加流量遮断については、設定値を技術上の基準欄 8.1 項の表の区分 L、M 及び S としたときに、流量が 0 から次表の流量増加 (空気又は不活性ガスによる。) を瞬時に加えたときに遮断しないことを確認すること。

区分	設定値	試験流量
L	使用最大流量 × 1.0 m ³ /h	設定値 × 0.85 m ³ /h
M	(使用最大流量 + 2.0) ÷ 2	設定値 × 0.85 m ³ /h
S	2.0 m ³ /h	1.6 m ³ /h

b) 増加流量遮断については、設定値を技術上の基準欄 8.1 項の表の区分 L、M 及び S としたときに、流量が 0 から次表の流量増加 (空気又は不活性ガスによる。) を瞬時に加えたときに 75 秒以内及び次式の Q4 の流出量以内で遮断することを確認すること。

区分	設定値	試験流量
L	使用最大流量 × 1.0 m ³ /h	設定値 × 1.15 m ³ /h
M	(使用最大流量 + 2.0) ÷ 2 m ³ /h	設定値 × 1.15 m ³ /h
S	2.0 m ³ /h	2.4 m ³ /h

$$Q4 = (\text{使用最大流量} \times 1.0) \times 1.15 \times (75 \div 3600)$$

Q4 : 遮断するまでの流出量 (m³)

8.2 (1) 使用最大流量が 4 m³/h のマイコンメータは、ガス漏れ警報器が接続されている場合にあっては次表に掲げる時間延長 2、ガス漏れ警報器が接続されていない場合にあっては次表に掲げる時間延長 1 に設定さ

8.2 (1) a) 使用最大流量が 4 m³/h であることを目視等により確認すること。

b) 使用時間の設定ができることについては、説明資料及び目視により確認すること。

れ、かつ、当該ガス流量の区分に相当する流量が継続して流れた場合に当該制限時間で確実に遮断するものであること。

区分	ガス流量 (kg/h)	制限時間(分)		
		標準	時間延長 1	時間延長 2
1	0.042 未満 (0.021)	制限無し	制限無し	制限無し
2-1	0.042 以上 0.126 未満 (0.021) (0.063)	300	720	720
2-2	0.126 以上 0.25 未満 (0.063) (0.125)	240	720	720
2-3	0.25 以上 0.42 未満 (0.125) (0.210)	160	720	720
3	0.42 以上 0.50 未満 (0.210) (0.250)	160	390	600
4	0.50 以上 0.58 未満 (0.250) (0.290)	160	260	520
5	0.58 以上 0.75 未満 (0.290) (0.375)	160	160	400
6	0.75 以上 1.00 未満 (0.375) (0.500)	120	120	300
7	1.00 以上 1.17 未満 (0.500) (0.585)	100	100	250
8	1.17 以上 1.42 未満 (0.585) (0.710)	85	85	210
9	1.42 以上 1.71 未満 (0.710) (0.855)	70	70	180
10	1.71 以上 2.00 未満 (0.855) (1.000)	60	60	150
11	2.00 以上 2.33 未満 (1.000) (1.165)	50	50	120
12	2.33 以上 2.92 未満 (1.165) (1.460)	40	40	100
13-1	2.92 以上 5.0 未満 (1.460) (2.500)	40	40	75
13-2	5.0 以上 8.0 未満 (2.500) (4.000)	15	15	15

注) ガス流量欄の括弧内の数値は、[m³/h]単位における換算値を表す。

(2) 次に掲げる機能を選択できるものにあつては、ガス流量の区分に応じ、使用時間の制限が(1)の規定に

c) ガス消費量の区分に相当する流量が継続して流れた場合に当該制限時間で確実に遮断するものであることについては、ガス漏れ警報器の接続の有無に応じて技術上の基準に掲げるとおりに設定及び作動することについて次表の流量(空気又は不活性ガスによる。)を流したとき当該流量に応じた制限時間で遮断することを確認すること。なお、検査は任意の2区分で確認すること。

区分	試験流量 (L/h)	制限時間(分)		
		標準	時間延長 1	時間延長 2
1	20 未満	制限無し	制限無し	制限無し
2-1	40	300 ⁺⁷ ₋₁	720 ⁺⁷ ₋₁	720 ⁺⁷ ₋₁
2-2	90	240 ⁺⁷ ₋₁	720 ⁺⁷ ₋₁	720 ⁺⁷ ₋₁
2-3	160	160 ⁺⁷ ₋₁	720 ⁺⁷ ₋₁	720 ⁺⁷ ₋₁
3	230	160 ⁺³ ₋₁	390 ⁺³ ₋₁	600 ⁺³ ₋₁
4	270	160 ⁺³ ₋₁	260 ⁺³ ₋₁	520 ⁺³ ₋₁
5	330	160 ⁺³ ₋₁	160 ⁺³ ₋₁	400 ⁺³ ₋₁
6	440	120 ⁺² ₋₁	120 ⁺² ₋₁	300 ⁺² ₋₁
7	540	100 ⁺² ₋₁	100 ⁺² ₋₁	250 ⁺² ₋₁
8	650	85 ⁺² ₋₁	85 ⁺² ₋₁	210 ⁺² ₋₁
9	800	70 ⁺² ₋₁	70 ⁺² ₋₁	180 ⁺² ₋₁
10	930	60 ⁺² ₋₁	60 ⁺² ₋₁	150 ⁺² ₋₁
11	1070	50 ⁺² ₋₁	50 ⁺² ₋₁	120 ⁺² ₋₁
12	1300	40 ⁺² ₋₁	40 ⁺² ₋₁	100 ⁺² ₋₁
13-1	1600	40 ⁺² ₋₁	40 ⁺² ₋₁	75 ⁺² ₋₁
13-2	2800	15 ⁺² ₋₁	15 ⁺² ₋₁	15 ⁺² ₋₁

d) 設定器等により使用時間の制限を選択できるものであることについては、説明資料等により確認すること。

(2) 区分1において任意のガス流量で制限時間を有するもの又は区分2-1、2-2及び2-3の制限時間を

係らずガス流量の区分に相当する流量が継続して流れた場合に制限時間で確実に動作するものであること。

- a) 区分1のガス流量の範囲内においては、任意のガス流量の範囲で制限時間を有するもの
- b) 区分2-1、2-2及び2-3の制限時間が160分以下に固定できるもの

8.3 マイコンメータの設置先のガス消費パターンを認識し増加流量遮断設定値又は継続使用时间遮断設定値を自動的に設定する機能(以下「自動設定機能」という。)を有するものにあっては、次に掲げるものであること。

- (1) 当該機能は、設定器等により選択できるものであること。
- (2) 増加流量遮断設定値は、それぞれL・M・Sの3区分のうち最も適切な設定値に自動的に設定するものであり、かつ、設定後の消費パターンの変動に応じて設定値を自動的に再設定するものであること。
- (3) 継続使用时间遮断設定値は、マイコンメータとガス漏れ警報器が接続されている場合は、技術上の基準8.2項の表に掲げる標準の13区分又は時間延長2の13区分のうち最も適切な設定値に、ガス漏れ警報器が接続されていない場合にあっては同表に掲げる標準の13区分又は時間延長1の13区分のうち最も適切な設定値に自動的に設定するものであり、かつ、設定後の消費パターンの変動に応じて設定値を自動的に再設定するものであること。ただし、継続使用時間に係る自動設定機能については使用最大流量が4 m³/hのマイコンメータに限ることとする。
- (4) マイコンメータが遮断した時には、増加流量遮断設定値又は継続使用时间遮断設定値を自動的に再設定するものであること。

(5) 設定値は、次表のとおり設定されるものであること。

初期学習前 (1～3日)	増加流量遮断設定値 区分Lに固定
	継続使用时间遮断設定値(使用最大流量が4 m ³ /hメータに限る。)

160分以下に固定できるものにあつては、区分に応じた任意の設定値に設定したのち、ガス流量の区分に応じて確実に制限時間内に動作することを確認すること。

8.3 自動設定機能を有することについては、説明資料等により確認すること。

- (1) 設定器等により自動設定機能を選択できることについては、当該機能を選択して下記(5)の試験を行うこと及び当該機能を解除して8.1項の作動試験を行うことにより確認すること。
- (2) 適切な設定値に設定又は再設定されることについては、説明資料等により確認すること。
- (3) a) ガス漏れ警報器の接続の有無に応じて適切な設定値に設定又は再設定されることについては、説明資料等により確認すること。
b) 継続使用時間に係る自動設定機能が使用最大流量が4 m³/hのマイコンメータに限ることについては説明資料等により確認すること。
- (4) a) マイコンメータが合計流量又は増加流量により遮断した時すべての設定値を自動的に再設定することを説明資料等により確認すること。
b) マイコンメータが継続使用时间オーバーにより遮断した時継続使用时间遮断設定値のみ自動的に再設定することを説明資料等により確認すること。

(5) 技術上の基準欄8.3項(5)の表のとおり設定されることについては、説明資料等により確認するとともに自動設定機能を作動させ、使用最大流量が4 m³/hのマイコンメータにあってはa) から j) に、使用最大流量が6 m³/h以上のマイコンメータにあってはk) からo) に掲げるとおり設定されることを確認すること。

	ガス漏れ警報器接続の場合 12. の表の時間延長 2 に固定 ガス漏れ警報器未接続の場合 12. の表の時間延長 1 に固定	と。この場合、ガス漏れ警報器を接続した状態で次に掲げる a) から e) の検査を行うこと。また、ガス漏れ警報器を接続しない状態で次に掲げる f) から j) の検査を行うこと。
初期学習後 期 (4～14 日)	初期学習前期のデータにより仮設定	a) 1) 増加流量遮断設定値が区分 L に設定されていることを設定値確認装置等により確認すること。
初期学習後	初期学習のデータにより本設定	2) 継続使用時間遮断設定値が 8. 2 項の表の時間延長 2 に設定されていることを設定値確認装置等により確認すること。
流量増加時	7 日間のデータにより設定値変更	b) 1) 上記 a. を確認した後、初期学習前期期間中に $1.1 \text{ m}^3/\text{h} \pm 20 \text{ \%m}^3/\text{h}$ の増加流量（空気又は不活性ガスによる。以下この項において同じ。）を加えたとき、初期学習前期期間経過後、増加流量遮断設定値が区分 M に設定されていることを設定値確認装置等により確認すること。
流量減少時	28 日間のデータにより設定値変更	2) 上記 a) を確認した後、初期学習前期期間中に $120 \text{ L}/\text{h}$ の流量を 88 分間加えたとき 8. 2 項の表の時間延長 2 の区分 2 に設定されていることを確認すること。
		c) 1) 上記 b) を確認した後、初期学習後期期間経過後、増加流量遮断設定値が区分 S に設定されていることを確認すること。
		2) 上記 b) を確認した後、初期学習後期期間経過後、8. 2 項の表の標準の区分 2 に設定されていることを確認すること。
		d) 増加流量遮断設定値を区分 S、継続使用時間遮断設定値を標準に設定したマイコンメータに 7 日以内に 2 日（1 日あたり 1 回） $1.7 \text{ m}^3/\text{h} \pm 20 \text{ \%m}^3/\text{h}$ の増加流量及び $120 \text{ L}/\text{h}$ の流量を 144 分間加え 1 日経過後増加流量遮断設定値が区分 M、継続使用時間遮断設定値の区分 2 が時間延長 2 に設定されていることを設定値確認装置等により確認すること。
		e) 増加流量遮断設定値を区分 L、継続使用時間遮断設定値を時間延長 2 に設定したマイコンメータに 1 日 1 回以上 28 日間繰返して $1.1 \text{ m}^3/\text{h} \pm 20 \text{ \%m}^3/\text{h}$ の増加流量及び $120 \text{ L}/\text{h}$ の流量を 45 分間それぞれに加えたとき増加流量遮断設定値が区分 M、継続使用時間遮断設定値が標準に設定されていることを設定値確認装置等により確認すること。
		f) 1) 増加流量遮断設定値が区分 L に設定されていることを設定値確認装置等により確認すること。

- 2) 継続使用時間遮断設定値が 8.2 項の表の時間延長 1 に設定されていることを設定値確認装置等により確認すること。
- g) 1) 上記 f) を確認した後、初期学習前期期間中に $1.1 \text{ m}^3/\text{h} \pm 20 \% \text{m}^3/\text{h}$ の増加流量（空気又は不活性ガスによる以下この項において同じ。）を加えたとき、初期学習前期期間経過後、増加流量遮断設定値が区分 M に設定されていることを設定値確認装置等により確認すること。
- 2) 上記 f) を確認した後、初期学習前期期間中に $120 \text{ L}/\text{h}$ の流量を 88 分間加えたとき 8.2 項の表の時間延長 1 の区分 2 に設定されていることを確認すること。
- h) 1) 上記 g) を確認した後、初期学習後期間経過後、増加流量遮断設定値が区分 S に設定されていることを確認すること。
- 2) 上記 g) を確認した後、初期学習後期間経過後、8.2 項の表の標準の区分 2 に設定されていることを確認すること。
- i) 増加流量遮断設定値を区分 S、継続使用時間遮断設定値を標準に設定したマイコンメータに 7 日以内に 2 日（1 日あたり 1 回） $1.7 \text{ m}^3/\text{h} \pm 20 \% \text{m}^3/\text{h}$ の増加流量及び $120 \text{ L}/\text{h}$ の流量を 144 分間をそれぞれ加え 1 日経過後増加流量遮断設定値が区分 M、継続使用時間遮断設定値の区分 2 が時間延長 1 に設定されていることを設定値確認装置等により確認すること。
- j) 増加流量遮断設定値を区分 L、に継続使用時間遮断設定値を 時間延長 1 に設定したマイコンメータに 1 日 1 回以上 28 日間繰返して $1.1 \text{ m}^3/\text{h} \pm 20 \% \text{m}^3/\text{h}$ の増加流量及び $120 \text{ L}/\text{h}$ の流量を 45 分間をそれぞれに加えたとき増加流量遮断設定値が区分 M、継続使用時間遮断設定値が標準に設定されていることを設定値確認装置等により確認すること。
- k) 増加流量遮断設定値が区分 L に設定されていることを設定値確認装置等により確認すること。
- l) 上記 k) を確認した後、初期学習前期期間中に $1.1 \text{ m}^3/\text{h} \pm 20 \% \text{m}^3/\text{h}$ の増加流量（空気又は不活性ガスによる以下この項において同じ。）を加えたとき、初期学習前期期間経過後、増加流量遮断設定値が区分 M に設定されていることを設定値確認装置等により確認すること。
- m) 上記 l) を確認した後、初期学習後期間経過後、増加流量遮断設定値が区分 S に設定されてい

8.4 マイコンメータのガス漏れ警報器との連動遮断に係る機能は、次に掲げる条件に適合するものであること。

- (1) ガス漏れ警報器とマイコンメータが接続されている場合、当該警報器が鳴動した時のマイコンメータの動作は、ガス漏れ警報器からの遮断信号とガスメータを流れるガス流量の有無を判断して論理的にガスを遮断する機能（以下「ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能」という。）により作動するものであり、かつ、ガス漏れ警報器が動作状態において遮断部を復帰できないものであること。この場合、遮断部を復帰できないことについては、遮断部を復帰できるものであって、再遮断するものを含む。
- (2) ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能は、設定器等により当該機能の有無を選択できないものであること。
- (3) ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能は、確実に作動するものであること。

ることを確認すること。

- n) 増加流量遮断設定値を区分Sに設定したマイコンメータに7日以内に2日(1日あたり1回) $1.7 \text{ m}^3/\text{h} \pm 20 \% \text{ m}^3/\text{h}$ の増加流量を加え1日経過後増加流量遮断設定値が区分Mに設定されていることを設定値確認装置等により確認すること。
- o) 増加流量遮断設定値を区分Lに設定したマイコンメータに1日1回以上28日間繰返して $1.1 \text{ m}^3/\text{h} \pm 20 \% \text{ m}^3/\text{h}$ の増加流量をそれぞれに加えたとき増加流量遮断設定値が区分Mに設定されていることを設定値確認装置等により確認すること。

8.4 (1)a) ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能により作動することについては、説明資料等により確認すること。

- b) ガス漏れ警報器が動作状態において遮断部を復帰できないことについては、説明資料等により確認すること。

(2) 設定器等によりガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能の有無を選択できないことについては、説明資料等により確認すること。

(3) 確実に作動することについては、次に掲げる方法により確認すること。

- a) マイコンメータに空気又は不活性ガスによる 2.8 kPa 以上の圧力を加えた状態で標準点検ガス等によりガス漏れ警報器が鳴動し続けている場合において、次表の各パターンに対応する時間で作動することを確認すること。

パターン	前監視時間 内の 試験流量	後監視時間 内の 試験流量	作動時間
パターン 1	無し	無し	後監視時間終了 時
パターン 2	無し	1パルス以 上	後監視時間内

パターン
3

1パルス以
上

1パルス以
上又は無し

ガス漏れ警報器
鳴動後 25 秒以
上 60 秒以内

注 i) 前監視時間とは、ガス漏れ警報器鳴動後の遅延
時間経過後を基点として 2 分前までの時間をいう。
ii) 後監視時間とは、ガス漏れ警報器鳴動後の遅延
時間経過後を基点として 4 分後までの時間をいう。

8.5 マイコンメータは、対震遮断に係る機能を有し、当該機能は、次に掲げる条件に適合するものであること。
(1) 誤作動防止のための対策が講じられているものであること。
(2) マイコンメータの対震遮断に係る動作は、内蔵された感震器からの遮断信号とガスメータを流れるガス流量の有無を判断して論理的にガスを遮断する機能（以下「感震器ガス流量確認遮断機能」という。）及び「液化石油ガス用対震自動ガス遮断器基準」に定める対震遮断に係る基準により作動するものであること。

(3) 感震器ガス流量確認遮断機能は、設定器等により当該機能の有無を選択できるものであること。

(4) 感震器ガス流量確認遮断機能は、確実に作動するものであること。

8.5 (1) 誤作動防止のための対策が講じられていることについては、説明資料等により確認すること。

(2) a) 内蔵された感震器によること及び感震器ガス流量確認遮断機能により作動することについては、説明資料等により確認すること。
b) 「液化石油ガス用対震自動ガス遮断器基準」に定める対震遮断に係る基準により作動するものであることについては、マイコンメータに空気又は不活性ガスにより 2.8 kPa 以上の圧力を加えた状態で正弦波周期が 0.3 秒から 0.7 秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒 9 ガルから毎秒 11 ガルの割合で漸増した時、80 ガル以上 250 ガル以下で作動することを確認すること。この場合、ガス流量確認遮断機能を解除した状態で行うこと。
(3) 設定器等により感震器ガス流量確認遮断機能の有無を選択できることについては、説明資料等により確認すること。
(4) 確実に作動することについては、次に掲げる方法により確認すること。
a) マイコンメータに空気又は不活性ガスにより 2.8 kPa 以上の圧力を加えた状態で正弦波周期が 0.3 秒から 0.7 秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒 9 ガルから毎秒 11 ガルの割合で漸増した時、次表の各パターンに対応する作動状態となることを確認すること。

パ タ ー ン	前監視 時間内 の試験 流量	後監視 時間内 の試験 流量	周 期 (秒)	水平振動 加速度 (ガル)	作動状 態
パタ ー ン 1	無し	無し	0.3、 0.5 及 び 0.7	80 以上 250 以下	未作動

パターン 2	無し	1パルス以上	0.3、 0.5 及び 0.7	80 以上 250 以下	作 動 (試験 流量検 知時)
パターン 3	1パルス以上	—	0.3、 0.5 及び 0.7	80 以上 250 以下	作 動 (感震器 作動判 定時)

注 i) 前監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として2分前までの時間をいう。

ii) 後監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として2分後までの時間をいう。

b) マイコンメータに空気又は不活性ガスにより 2.8 kPa 以上の圧力を加えた状態で正弦波周期が0.05秒から 0.7 秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒 9 ガルから毎秒 11 ガルの割合で漸増した時、次表の各パターンに対応する作動状態となることを確認すること。

パターン	前監視 時間内 の試験 流量	後監視 時間内 の試験 流量	周 期 (秒)	水平振動 加速度 (ガル)	作動 状態
パターン 1	無し	1パルス以上	0.1、 0.2、0.3 及び 0.7	80 未満	未作 動
			0.067	180 未満	
			0.05	330 未満	
パターン 2	1パルス以上	—	0.1、 0.2、0.3 及び 0.7	80 未満	未作 動
			0.067	180 未満	
			0.05	330 未満	

注 i) 前監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として2分前までの時間をいう。

ii) 後監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として2分後までの時間をいう。

8.6 マイコンメータの圧力低下遮断に係る機能は、次に掲げる条件に適合するものであること。

- (1) 双方向遮断弁を内蔵するものにあつては、圧力低下遮断機能を有するものであること。
- (2) 圧力低下遮断機能を有するものにあつては、マイコンメータに内蔵された圧力検知器からの遮断信号とガスメータを流れるガスの有無を判断して論理的にガスを遮断する機能(以下「圧力検知器ガス流量確認遮断機能」とい

8.6 (1) 圧力低下遮断機能を有することについては、説明資料等により確認すること。

- (2) 内蔵された圧力検知器によること及び圧力検知器ガス流量確認遮断機能により作動することについては、説明資料等により確認すること。

う。)により作動するものであること。

(3) 圧力検知器ガス流量確認遮断機能は、設定器等により当該機能の有無を選択できないものであること。

(4) 圧力検知器ガス流量確認遮断機能は、確実に作動するものであること。

(3) 設定器等により圧力検知器ガス流量確認遮断機能の有無を選択できないことについては、説明資料等により確認すること。

(4) 圧力検知器ガス流量確認遮断機能が確実に作動することについては、次の事項を確認すること。

a) 圧力検知器が作動し続けている場合において、次表の各パターンに対応する時間で作動することを確認すること。この場合、圧力検知試験装置により一次側に 2.8 kPa の圧力を加えた後、徐々に圧力を降下したとき、1.0 kPa 以下 0.2 kPa 以上の圧力で確実に遮断することを確認すること。

b) 圧力検知器により遮断した後、0.2 kPa 以下の圧力では遮断弁が復帰できないものであり、かつ、1.0 kPa を超える圧力で復帰できることを確認すること。

パターン	前監視時間内の試験流量	圧力低下中の試験流量	作動時間
パターン 1	無し	無し	遮断せず
パターン 2	1 パルス以上	無し	圧力低下判定時

注 i) 前監視時間とは、圧力低下判定時を基点として 2 分前までの時間をいう。

8.7 マイコンメータの設置先の保有ガス器具の口火を登録して流量式微少漏洩検知機能による誤警報を防止する機能（以下「口火登録機能」という。）を有するものにあつては、次に掲げるものであること。

(1) 3.7 項に定める流量式微少漏えい検知機能を損わないものであること。

(2) 口火登録機能は、通信等により選択できるものであること。

(3) 口火登録機能は、次のとおり設定できるものであること。

a) 口火登録機能は、通信又は設定器等により口火登録機能を選択した場合に設定又は再設定を開始するものであること。

b) 継続使用時間遮断機能を有するものにあつては、口火を登録できる流量が 21 L/h 未満、継続使用時間遮断機能を有しないものにあつては、口火を登録できる流量が 60 L/h 未満であること。

c) 口火は、14 日間連続して流量が検知された場合に登録できるものであり、かつ、口火登録流量とみなす流量範囲は、登録された流量の±10 %以内又

8.7 口火登録機能を有することについては、説明資料等により確認すること。

(1) 流量式微少漏えい検知機能を損わないことについて説明資料等により確認すること。

(2) 通信等により選択できることについて説明資料等により確認すること。

(3) a) 口火登録機能の設定又は再設定開始条件については、説明資料等により確認すること。

b) 継続使用時間遮断機能の有無に応じて口火登録流量が 21 L/h 未満又は 60 L/h 未満であることについては、説明資料及び c) において 21 L/h 以上又は 60 L/h 以上の流量で検査を行い、口火が登録されないことを確認すること。

c) 口火登録機能を作動させた状態で継続使用時間遮断機能の有無に応じて 21 L/h 未満又は 60 L/h 未満の流量（空気又は不活性ガスによる。）

は 1 L/h 以内であること。	を 14 日間連続して加えたとき、口火登録流量が当該流量であることを口火登録流量確認装置等により確認すること。また、口火登録流量とみなす流量範囲が口火登録流量の± 10 %以内又は 1 L/h 以内であることについては、説明資料等により確認すること。
-------------------------	--

③個別事項（マイコンメータＥＢ）

技 術 上 の 基 準	検 査 の 方 法																																														
9 構造（マイコンメータEBに限る。） 9.1 マイコンメータとガス漏れ警報器間等の入出力信号線（以下「信号線」という。）及びマイコンメータと伝送装置間の入出力通信線（以下「通信線」という。）の接続部は、次に掲げる条件に適合するものであること。 (1) 接続部は、信号線及び通信線との接続が容易に行える位置にあり、かつ、雨水等の影響を受けないよう保護されているものであること。 (2) 接続部で極性のあるものにあつては、次表のいずれか又は両方の方法で極性、信号線の種類が識別できるものであること。 <table><tr><th colspan="2">識別方法</th><th>表示</th><th>色</th></tr><tr><td rowspan="2">通信線</td><td>データ</td><td>D T</td><td>黄色</td></tr><tr><td>共通線</td><td>S G</td><td>黒色</td></tr><tr><td rowspan="3">遮断弁遠隔開閉用通信線</td><td>開</td><td>開</td><td>茶色</td></tr><tr><td>共通線</td><td>C</td><td>灰色</td></tr><tr><td>閉</td><td>閉</td><td>青色</td></tr><tr><td rowspan="2">極性 (ガス漏れ警報器)</td><td>+</td><td>+</td><td>赤色</td></tr><tr><td>－</td><td>－</td><td>白色</td></tr><tr><td rowspan="2">極性 (外部機器 1)</td><td>+</td><td>+</td><td>紫色</td></tr><tr><td>－</td><td>－</td><td>水色</td></tr><tr><td rowspan="2">極性 (外部機器 2)</td><td>+</td><td>+</td><td>橙色</td></tr><tr><td>－</td><td>－</td><td>桃色</td></tr><tr><td colspan="2">F G</td><td>F G</td><td>緑色</td></tr></table> 注) 共通線を共用する場合、同色を用いることも可能。表示については併記すること。 (3) 接続部は、マイコンメータと確実に固定されているものであり、かつ、信号線及び通信線との接続は、十分な強度を有するものであること。 (4) 接続部に端子台を使用する場合には、通信線端子にあつてはD Tが左、S Gが右、ガス漏れ警報器端子等の極性を有する端子にあつては(+)が左、(－)が右、双方向遮断弁を有するマイコンメータは、開閉端子にあつては左から開、C、止の順に配列されたものであること。 ただし、マイコンメータが有するケース内に別基盤で構成されるNCUが収納されているものにあつては、この限りでない。	識別方法		表示	色	通信線	データ	D T	黄色	共通線	S G	黒色	遮断弁遠隔開閉用通信線	開	開	茶色	共通線	C	灰色	閉	閉	青色	極性 (ガス漏れ警報器)	+	+	赤色	－	－	白色	極性 (外部機器 1)	+	+	紫色	－	－	水色	極性 (外部機器 2)	+	+	橙色	－	－	桃色	F G		F G	緑色	9 構造（マイコンメータEBに限る。） 9.1 (1) a) 信号線及び通信線との接続が容易に行える位置にあることについては、目視等により確認すること。 b) 雨水等の影響を受けないことについては、2.1 項の基準に適合することを確認すること。 (2) 技術上の基準 9.1 項(2)の表のとおりに極性等が識別できることを確認すること。 (3) 接続部に接続した信号線及び通信線に 30 Nの力を 15 秒間加えた後、異常の有無を確認し、10.1 項(1)b)1)、10.3 項(3) 及び 5.2 項の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること (4) 端子台の配列については、目視等により確認すること。
識別方法		表示	色																																												
通信線	データ	D T	黄色																																												
	共通線	S G	黒色																																												
遮断弁遠隔開閉用通信線	開	開	茶色																																												
	共通線	C	灰色																																												
	閉	閉	青色																																												
極性 (ガス漏れ警報器)	+	+	赤色																																												
	－	－	白色																																												
極性 (外部機器 1)	+	+	紫色																																												
	－	－	水色																																												
極性 (外部機器 2)	+	+	橙色																																												
	－	－	桃色																																												
F G		F G	緑色																																												

配列例

F G	D T	S G	(D T) (開)	(S G) (C)	(止)
E	C		D		
(+)	(-)	(+)	(-)	(+)	(-)
A		B1		B2	

A : ガス漏れ警報器端子

B1 : 外部機器 1 端子 (C0 警報器等用) (オプショナル)

B2 : 外部機器 2 端子 (自動切替式調整器等用)
(オプショナル)

C : 通信端子

D : 遮断弁遠隔開閉端子 (オプショナル)

E : 共通線端子

(5) 通信線を逆接続及びショートさせた場合でも正常に戻した時に、異常がないこと。

9.2 遮断弁より下流においてガス漏れがある場合には復帰できない復帰安全機構を有するものであること。

9.3 (1) 双方向遮断弁を有するマイコンメータは、復帰のためのスイッチが押し続けられた場合に復帰できない復帰安全機構を有するものであること。

(5) 通信線を逆接続及びショートさせ、10.1 項(1)b)1)の作動試験を行った後正常に戻し、10.1 項(1)b)1)及び 5.2 項の作動試験を行い、当該基準に適合することを確認すること。

9.2 (1) 復帰安全機構を有することについては、図面、説明資料により確認すること。

(2) 遮断弁より下流においてガス漏れがある場合に復帰できないものであることについては、復帰安全機構試験設備により遮断弁を遮断させ 5 秒以上経過後、手動復帰操作をし、流量が零のとき 20 秒間以内に復帰できるものであり、かつ、当該遮断装置に 21 L/h 以上の流量を流した状態で手動復帰操作をしたときには 20 秒以内に遮断することを確認すること。

ただし、技術上の基準 10.2 項(1)の表中区分 1 において制限時間を有するものであって、区分 1 で遮断した場合においては、復帰安全機構の再遮断に要する流量は、区分 1 で設定された任意のガス流量であり、かつ、復帰安全機構の遮断に要する時間は、任意の時間であることを確認すること。

9.3 (1) 復帰のためのスイッチが押し続けられた場合に復帰できないものであることについては、復帰安全機構試験設備により遮断弁を遮断させ 5 秒以上経過後、復帰スイッチを押し続けた状態で 21 L/h 以上の流量を流したとき再遮断することを確認すること。

ただし、技術上の基準 10.2 項(1)の表中区分 1 において制限時間を有するものであって、区分 1 で遮断した場合においては、復帰安全機構の再遮断に要する流量は、区分 1 で設定された任意のガス流量であることを確認すること。

(2) 双方向遮断弁を有しないマイコンメータは、復帰のためのスイッチが押し続けられた場合に復帰できない復帰安全機構を有するものであること。

9.4 液化石油ガスを使用する者等が容易に操作できないテスト遮断機能(マイコン制御部からの信号により遮断するものに限る。)を有するものであること。

10 保安機能(マイコンメータEBに限る。)

10.1 合計流量遮断値及び増加流量遮断値は、次に掲げる条件に適合するものであること。

(1) マイコンメータは、次表に掲げる合計流量遮断値及び増加流量遮断値で、確実に機能するものであること。増加流量遮断においては、次表に掲げる範囲で遮断値が消費パターン又は消費パターンの変動に応じて無段階に自動設定されるとともに、上限値に固定する設定が可能であり、かつ、設定後は、設定値において確実に動作するものであること。

範囲	合計流量遮断値 (m^3/h)	増加流量遮断値 (m^3/h)
上限	使用最大流量	使用最大流量
下限	$\times 1.25$	2.0

注 i) 合計流量とは、設置先の燃焼器具の合計消費量をを超えてガスが流れた場合を想定した流量

ii) 増加流量とは、設置先の燃焼器具のうち、消費量が最大の器具に比して異常に大きい流量増加があった場合を想定した流量

(2) マイコンメータで給湯器を識別できるものにおいては、当該マイコンメータが給湯器の使用を認識している間に、当該マイコンメータに設定されている合計流量遮断値もしくは増加流量遮断値を超える流量を検知した場合、その遮断値を規格上限値に引き上げ、その後、消費パターンの変動に応じ、改めて、10.1 項(1)の表に掲げる範囲で、無段階に自動設定する機能

(2) 復帰のためのスイッチが押し続けられた場合に復帰できないものであることについては、復帰安全機構試験設備により遮断弁を遮断させ 5 秒以上経過後、復帰スイッチを押し続けた状態における漏れ量が 500 L/h 以下であること。

9.4 (1) テスト遮断機能を有するものであることについては、説明資料により確認すること。
(2) 容易に操作できないことについては、テスト遮断用のスイッチ類が特殊工具によらなければ操作できないことを目視又は説明資料により確認すること。
(3) マイコン制御部により遮断することについては、説明資料により確認すること。
(4) テスト遮断操作を行い遮断弁を作動させた後、5 秒以上 1 分以内に復帰操作を行い、正常に作動することを確認すること。

10 保安機能(マイコンメータEBに限る。)

10.1 (1)a) 説明資料及び試験成績書により確認すること。
b) マイコンメータにおいて、次の項目を確認すること。
1) 技術上の基準 10.1 項の表の上限値及び下限値内で確実に動作すること。
2) 消費パターンの変動に応じて増加再学習及び減少再学習が確実に動作すること。
3) 強制再学習が行えること。

(2) マイコンメータが給湯器の使用を認識している間に、当該マイコンメータに設定されている合計流量遮断値もしくは増加流量遮断値を超える流量を流したとき、その遮断値を規格上限値に引き上げ、その後、消費パターンの変動に応じて、技術上の基準 10.1 項(1)の表に掲げる範囲で改めて増加再学習が確実に動作することを確認すること。

を有するものであること。

- 10.2 (1) 使用最大流量が 4 m³/h のマイコンメータは、ガス流量の区分及びガス漏れ警報器の接続の有無に応じ、使用時間の制限が次表に掲げる範囲において消費パターン又は消費パターンの変動に応じて無段階に自動設定されるものであり、かつ、自動設定後は、ガス流量の区分に相当する流量が継続して流れた場合に制限時間で確実に動作するものであること。
- また、使用時間の制限を行う機能は、設定器等により選択できるものであること。

区分	ガス流量 (kg/h)	制限時間(分)		
		標準	時間 延長 1	時間 延長 2
1	0.042 未満 (0.021)	制限 無し	制限 無し	制限 無し
2 - 1	0.042 以上 0.126 未満 (0.021) (0.063)	300	720	720
2 - 2	0.126 以上 0.25 未満 (0.063) (0.125)	240	720	720
2 - 3	0.25 以上 0.42 未満 (0.125) (0.210)	160	720	720
3	0.42 以上 0.50 未満 (0.210) (0.250)	160	390	600
4	0.50 以上 0.58 未満 (0.250) (0.290)	160	260	520
5	0.58 以上 0.75 未満 (0.290) (0.375)	160	160	400
6	0.75 以上 1.00 未満 (0.375) (0.500)	120	120	300
7	1.00 以上 1.17 未満 (0.500) (0.585)	100	100	250
8	1.17 以上 1.42 未満 (0.585) (0.710)	85	85	210
9	1.42 以上 1.71 未満 (0.710) (0.855)	70	70	180
10	1.71 以上 2.00 未満 (0.855) (1.000)	60	60	150
11	2.00 以上 2.33 未満 (1.000) (1.165)	50	50	120
12	2.33 以上 2.92 未満 (1.165) (1.460)	40	40	100
13 -1	2.92 以上 5.0 未満 (1.460) (2.500)	40	40	75

- 10.2 (1) a) 説明資料及び試験成績書により確認すること。
- b) 使用最大流量が 4 m³/h であること及び使用時間の制限ができることを目視により確認すること。
- c) 次の項目を確認すること。
- 1) ガス流量の区分及びガス漏れ警報器の接続の有無に応じて技術上の基準 10.2 項の表の上限値及び下限値内で確実に動作すること。
 - 2) 消費パターンの変動に応じて増加再学習及び減少再学習が確実に動作すること。
 - 3) 強制再学習が行えること。
- d) 設定器により使用時間の制限を選択できるものであることについては、説明資料等により確認すること。

13 -2	5.0 以上 (2.500)	8.0 未満 (4.000)	15	15	15
----------	-------------------	-------------------	----	----	----

注) ガス流量欄の括弧内の数値は、[m³/h]単位における換算値を表す。

(2) 次に掲げる機能を選択できるものにあつては、ガス流量の区分に応じ、使用時間の制限が(1)又は(2)の規定に係らずガス流量の区分に相当する流量が継続して流れた場合に制限時間で確実に動作するものであること。

a) 区分1のガス流量の範囲内において任意のガス流量の範囲で制限時間を有するもの

b) 区分2-1、2-2及び2-3の制限時間が160分以下に固定できるもの

(3) 使用最大流量が4 m³/hのマイコンメータで給湯器及びファンヒーターを識別できるものにあつては、当該マイコンメータが給湯器若しくはファンヒーターの使用を認識している間に、継続使用時間遮断値の区分5及び区分6を除く特定の区分において、当該マイコンメータに設定されている継続使用時間遮断値を超える使用時間を検知した場合、その遮断値を当該区分の制限時間上限値に引き上げ、その後、消費パターンの変動に応じ、改めて10.2項(1)の表に掲げる範囲で無段階に自動設定する機能を有するものであること。

10.3 マイコンメータのガス漏れ警報器との連動遮断に係る機能は、次に掲げる条件に適合するものであること。

(1) ガス漏れ警報器とマイコンメータが接続されている場合、当該警報器が鳴動した時のマイコンメータの動作は、ガス漏れ警報器からの遮断信号とガスメータを流れるガス流量の有無を判断して論理的にガスを遮断する機能(以下「ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能」という。)により作動するものであり、かつガス漏れ警報器が動作状態において遮断弁を復帰できないものであること。

この場合、遮断弁を復帰できないことについては、遮断弁を復帰できるものであつて、再遮断するものを含む。

(2) ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能は、設定器等により当該機能の有無を選択できないものであること。

(3) ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能は、確実に作動するものであること。

(2) a) 区分1において任意のガス流量で制限時間を有するものにあつては、区分に応じた任意の設定値に設定したのち、ガス流量の区分に応じて確実に制限時間内に動作することを確認すること。

b) 区分2-1、2-2及び2-3の制限時間を160分以下に固定できるものにあつては、区分に応じた任意の設定値に設定したのち、ガス流量の区分に応じて確実に制限時間内に動作することを確認すること。

(3) マイコンメータが給湯器若しくはファンヒーターの使用を認識している間に、次の事象について確認すること。

a) 当該マイコンメータに設定されている流量区分の継続使用時間遮断値を超えて当該区分の流量を流したとき、その遮断値を当該区分の制限時間上限値に引き上げ、その後、消費パターンの変動に応じて、マイコンメータにあつては技術上の基準10.2項(1)の表に掲げる範囲で増加再学習が確実に動作すること。

b) 継続使用時間遮断値の区分5及び区分6において、a)の機能が動作しないこと。

10.3 (1) a) ガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能により作動することについては、説明資料等により確認すること。

b) ガス漏れ警報器が動作状態において遮断弁を復帰できないことについては、説明資料等により確認すること。

(2) 設定器等によりガス漏れ警報器ガス流量確認遮断機能の有無を選択できないことについては、説明資料等により確認すること。

(3) 確実に作動することについては、マイコンメータに空気又は不活性ガスによる2.8 kPa以上の圧力を加え

た状態で標準点検ガス等によりガス漏れ警報器が鳴動し続けている場合において、次表の各パターンに対応する時間で作動することを確認すること。

パターン	前監視時間内の試験流量	後監視時間内の試験流量	作動時間
パターン 1	無し	無し	後監視時間終了時
パターン 2	無し	所定流量以上	後監視時間内
パターン 3	所定流量以上	所定流量以上 又は無し	ガス漏れ警報器鳴動後 25 秒以上 60 秒以内

注 i) 前監視時間とは、ガス漏れ警報器鳴動後の遅延時間経過時を基点として 30 秒前までの時間をいう。

ii) 後監視時間とは、ガス漏れ警報器鳴動後の遅延時間経過時を基点として 4 分後までの時間をいう。

iii) 所定流量は、21 L/h (区分 1 において制限時間を有するものにあつては区分 1 で設定された任意のガス流量) とし、30 秒以上継続して流すこと。

10.4 マイコンメータは、対震遮断に係る機能を有し、当該機能は、次に掲げる条件に適合するものであること。

- (1) 誤作動防止のための対策が講じられているものであること。
- (2) マイコンメータの対震遮断に係る動作は、内蔵された感震器からの遮断信号とガスメータを流れるガス流量の有無を判断して論理的にガスを遮断する機能（以下「感震器ガス流量確認遮断機能」という。）及び「液化石油ガス用対震自動ガス遮断器基準」に定める対震遮断に係る基準により作動するものであること。

(3) 感震器ガス流量確認遮断機能は、設定器等により当該機能の有無を選択できるものであること。

(4) 感震器ガス流量確認遮断機能は、確実に作動するものであること。

10.4 (1) 誤作動防止のための対策が講じられていることについては、説明資料等により確認すること。

(2) a) 内蔵された感震器によること及び感震器ガス流量確認遮断機能により作動することについては、説明資料等により確認すること。

b) 「液化石油ガス用対震自動ガス遮断器基準」に定める対震遮断に係る基準により作動するものであることについては、マイコンメータに空気又は不活性ガスにより 2.8 kPa 以上の圧力を加えた状態で正弦波周期が、0.3 秒から 0.7 秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒 9 ガルから毎秒 11 ガルの割合で漸増した時、80 ガル以上 250 ガル以下で作動することを確認すること。この場合、ガス流量確認遮断機能を解除した状態で行うこと。

(3) 設定器等により感震器ガス流量確認遮断機能の有無を選択できることについては、説明資料等により確認すること。

(4) 確実に作動することについては、次に掲げる方法により確認すること。

a) マイコンメータに空気又は不活性ガスにより 2.8

kPa 以上の圧力を加えた状態で正弦波周期が 0.3 秒から 0.7 秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒 9 ガルから毎秒 11 ガルの割合で漸増した時、次表の各パターンに対応する作動状態となることを確認すること。

パターン	前監視 時間内 の試験 流量	後監視 時間内 の試験 流量	周 期 (秒)	水平振動 加速度 (ガル)	作動状態
パターン 1	無し	無し	0.3、 0.5 及 び 0.7	80 以上 250 以下	未作動
パターン 2	無し	所定流量以上	0.3、 0.5 及 び 0.7	80 以上 250 以下	作 動 (試験流量検知時)
パターン 3	所定流量以上	—	0.3、 0.5 及 び 0.7	80 以上 250 以下	作 動 (感震器作動判定時)

注 i) 前監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として 30 秒前までの時間をいう。

ii) 後監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として 2 分後までの時間をいう。

iii) 所定流量は 21 L/h (区分 1 において制限時間を有するものにあつては区分 1 で設定された任意のガス流量) とし、30 秒以上継続して流すこと。

b) マイコンメータに空気又は不活性ガスにより 2.8 kPa 以上の圧力を加えた状態で正弦波周期が 0.05 秒から 0.7 秒の範囲内において水平振動加速度を全方向に毎秒 9 ガルから毎秒 11 ガルの割合で漸増した時、次表の各パターンに対応する作動状態となることを確認すること。

パターン	前監視 時間内 の試験 流量	後監視 時間内 の試験 流量	周 期 (秒)	水平振動 加速度 (ガル)	作動 状態
パターン 1	無し	所定流量以上	0.1、 0.2、0.3 及び 0.7	80 未満	未作動
			0.067	180 未満	
			0.05	330 未満	

パターン 2	所定流量以上	—	0.1、 0.2、0.3 及び 0.7	80 未満	未作 動
			0.067	180 未満	
			0.05	330 未満	

注 i) 前監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として 30 秒前までの時間をいう。

ii) 後監視時間とは、感震器の作動判定時を基点として 2 分後までの時間をいう。

iii) 所定流量は 21 L/h (区分 1 において制限時間を有するものにあつては区分 1 で設定された任意のガス流量) とし、30 秒以上継続して流すこと。

10.5 マイコンメータの圧力低下遮断に係る機能は、次に掲げる条件に適合するものであること。

(1) 双方向遮断弁を内蔵するマイコンメータは、圧力低下遮断機能を有するものであること。

(2) 圧力低下遮断機能を有するマイコンメータは、当該マイコンメータに内蔵された圧力検知器からの遮断信号とガスメータを流れるガスの有無を判断して論理的にガスを遮断する機能(以下「圧力検知器ガス流量確認遮断機能」という。)により作動するものであること。

(3) 圧力検知器ガス流量確認遮断機能は確実に作動するものであること。

10.5 (1) 圧力低下遮断機能を有することについては、説明資料等により確認すること。

(2) 内蔵された圧力検知器によること及び圧力検知器ガス流量確認遮断機能により作動することについては、説明資料等により確認すること。

(3) 圧力検知器ガス流量確認遮断機能が確実に作動することについては、次の事項を確認すること。

a) 圧力検知器が作動し続けている場合において、次表の各パターンに対応する時間で作動することを確認すること。この場合、圧力検知試験装置により一次側に 2.8 kPa の圧力を加えた後、徐々に圧力を降下したとき、1.0 kPa 以下 0.2 kPa 以上の圧力で確実に遮断することを確認すること。

パターン	前監視時間内の試験流量	圧力低下中の試験流量	作動時間
パターン 1	無し	無し	遮断せず
パターン 2	所定流量以上	無し	圧力低下判定時

注 i) 前監視時間とは、圧力低下判定時を基点として 30 秒前までの時間をいう。

ii) 所定流量は 21 L/h (区分 1 において制限時間を有するものにあつては区分 1 で設定された任意のガス量) とし、30 秒以上継続して流すこと

b) 圧力検知器により遮断した後、0.2 kPa 以下の圧力では遮断弁が復帰できないものであり、かつ 1.0 kPa を超える圧力で復帰できることを確認す

10.6 マイコンメータの設置先の保有ガス器具の口火を登録して流量式微小漏洩検知機能による誤警報を防止する機能（以下「口火登録機能」という。）を有するものにあつては、次に掲げるものであること。 (1) 3.7 項に定める流量式微小漏洩検知機能を損わないものであること。 (2) 口火登録機能は、通信等により選択できるものであること。 (3) 口火登録機能は、次のとおり設定できるものであること。 a) 口火登録機能は、通信又は設定器等により口火登録機能を選択した後、21 L/h 以上の流量を検出したとき設定又は再設定を開始するものであること。 b) 口火を登録できる流量が 21 L/h 未満であること。 c) 口火は、14 日間連続して流量が検知された場合に登録できるものであり、かつ、口火登録流量とみなす流量範囲は、登録された流量の± 10 %以内であること。	ること。 10.6 口火登録機能を有することについては、説明資料等により確認すること。 (1) 流量式微小漏洩検知機能を損わないことについて説明資料等により確認すること。 (2) 通信等により選択できることについて説明資料等により確認すること。 (3) a) 口火登録機能の設定又は再設定開始条件については、説明資料等により確認すること。 b) 口火登録流量が 21 L/h 未満であることについては、説明資料及び c) において 21 L/h 以上の流量で試験を行い、口火が登録されないことを確認すること。 c) 口火登録機能を作動させた状態で 21 L/h 未満の流量（空気又は不活性ガスによる。）を 14 日間連続して加えたとき、口火登録流量が当該流量であることを口火登録流量確認装置等により確認すること。また、口火登録流量とみなす流量範囲が口火登録流量の± 10 %以内であることについては、説明資料等により確認すること。
--	--